

第5回定例会

令和3年9月2日開会

令和3年9月17日閉会

# 三股町議会会議録

三股町議会

# 目 次

## ◎第5回定例会

### ○9月2日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第55号から議案第79号までの25議案、諮問1件、報告3件一括 上程	4
日程第4	決算審査報告	12

### ○9月7日(第2号)

日程第1	一般質問	16
	8番 内村 立吉君	16
	4番 楠原 更三君	27
	6番 池邊 美紀君	44
	1番 田中 光子君	58

### ○9月8日(第3号)

日程第1	一般質問	72
	9番 指宿 秋廣君	72
	7番 堀内 義郎君	88
	3番 新坂 哲雄君	97
	10番 上西 祐子君	103

### ○9月9日(第4号)

日程第1	総括質疑	116
日程第2	常任委員会付託	118

### ○9月17日(第5号)

日程第1	追加議案第80号の取扱いについて	121
日程第2	総務産業常任委員長報告	122

日程第3	質疑・討論・採決（議案第61号から第64号及び第73号から第76号 までの8議案）	124
日程第4	文教厚生常任委員長報告	125
日程第5	質疑・討論・採決（議案第57号から第60号、第65号から第67号及 び第69号から第72号までの11議案）	127
日程第6	一般会計予算・決算常任委員長報告	129
日程第7	質疑・討論・採決（議案第55号、第56号及び第68号の3議案）	130
日程第8	質疑・討論・採決（議案第77号から第79号及び諮問第2号）	132
追加日程第1	議案第80号上程	134
追加日程第2	質疑・討論・採決（議案第80号）	136
日程第9	請願第1号及び意見書（案）第1号上程	139
日程第10	質疑・討論・採決（請願第1号及び意見書（案）第1号）	140
日程第11	閉会中における議会運営委員会の活動について	143
日程第12	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	143
日程第13	閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について	143
日程第14	議会正常化調査特別委員会の経過報告について	144
日程第15	議員派遣の件について	145

#### 付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年 第5回定例会 (9月)	議案第55号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第3号））	原案承認	9月17日
〃	議案第56号	令和2年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月17日
〃	議案第57号	令和2年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月17日
〃	議案第58号	令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月17日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年第5回定例会 (9月)	議案第59号	令和2年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月17日
〃	議案第60号	令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月17日
〃	議案第61号	令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月17日
〃	議案第62号	令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月17日
〃	議案第63号	令和2年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月17日
〃	議案第64号	令和2年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	9月17日
〃	議案第65号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決	9月17日
〃	議案第66号	三股町収入証紙条例の一部を改正する条例	原案 可決	9月17日
〃	議案第67号	三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	9月17日
〃	議案第68号	令和3年度三股町一般会計補正予算(第4号)	原案 可決	9月17日
〃	議案第69号	令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月17日
〃	議案第70号	令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月17日
〃	議案第71号	令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月17日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年第5回定例会 (9月)	議案第72号	令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月17日
〃	議案第73号	令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月17日
〃	議案第74号	令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月17日
〃	議案第75号	令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月17日
〃	議案第76号	町道路線の廃止について	原案 可決	9月17日
〃	議案第77号	財産の取得について(多機能端末機(J-LIS対応自動証明書交付機)購入)	原案 可決	9月17日
〃	議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案 同意	9月17日
〃	議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案 同意	9月17日
〃	議案第80号	令和3年度三股町一般会計補正予算(第5号)	原案 可決	9月17日
〃	報告第8号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について		
〃	報告第9号	令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について		
〃	報告第10号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について)		
〃	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	原案 適任	9月17日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年 第5回定例会 (9月)	請願第1号	「日本政府に核兵器禁止条約の参加・ 調印・批准を求める意見書」の提出を 求める請願	不採択	9月17日
”	意見書(案) 第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処 し地方税財源の充実を求める意見書	原案 可決	9月17日

## 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	内村立吉	1 雨の被害について	1 梅雨、長雨の被害について。	町 長
		2 建設残土について	1 盛り土。(建設残土の不適正 処理について)	町 長
		3 児童生徒のことにつ いて	1 通学路のことについて。 2 コロナ禍での熱中症について。 3 小中学校体育館の空調設置に ついて。	教育長
		4 ヤングケアラーにつ いて	1 実態調査について。 2 支援策は。	町 長
		5 役場駐車場について	1 駐車スペースがせまいこと について。	町 長
		6 畜産について	1 和牛生産について。(戸数、 頭数、今後の状況について) 2 和牛肥育について。(戸数、 頭数、今後の状況について)	町 長

2	楠原 更三	1 三股の魅力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ふるさと納税に対する新たな具体的な取り組み状況は。</li> <li>2 アエラや大東建託の外部評価をどのように活用しているか。</li> <li>3 U I J ターン推進の中で、本町の売りはどのようなものとしているか。</li> <li>4 花と緑と水の町として、沖水川のレジャーへの対応は考えられないか。(含、梶山橋の飛び込み防止対応)</li> <li>5 ハート型の町生誕150年記念についての途中経過。</li> </ul>	町 長
		2 交流拠点整備事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 『日常的に人が集う賑わいに満ちたまちを象徴する拠点』としての目指すべき具体的モデルはあるのか。(自治体レベルで)</li> <li>2 まちづくり会社を設立する際に、参考とする(した)他の自治体は。</li> <li>3 審議会や検討委員会、専門部会などで出された意見は何らかの形で公開されるのか。</li> </ul>	町 長
3	池邊 美紀	1 五本松交流拠点施設について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 計画してコロナ禍があり、会議などが思うように進まず当初のスケジュールの基本計画がここにきて遅れているが、急ぐ必要がなければもっと時間をかけるべきではないか。</li> </ul>	町 長
		2 新型コロナ対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ワクチン接種計画では週3日の予定であるが増やすことは出来ないのか?</li> <li>2 豪雨や台風における避難所におけるコロナ対策はどのようになされているか。</li> <li>3 新たな経済対策は考えられてないか。</li> </ul>	町 長
		3 W i - F i 環境整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国の公衆無線LAN整備事業を活用して積極的に整備を進めるべきではないか。</li> <li>3 町の構想や計画はあるのか。</li> </ul>	町 長



4	田中 光子	1 SDGsの取り組みについて	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 SDGsの取り組みである13と14について、本町の具体的な取り組みはどうか。</li> <li>2 ペットボトルについて、過去5年間の収集量の推移と所感は。</li> <li>3 ペットボトルごみの発生抑制の取り組みと広報はどのようにしているか。</li> <li>4 県が推進する4R運動の取り組みで、本町ではどのように利用促進しているか。</li> <li>5 本町の上水道の使用料について、過去5年間の推移と所感は。</li> <li>6 市販のペットボトルの水2ℓと比べ、水道水はどれぐらいの金額になるか。</li> <li>7 プラスティック容器削減を目的とした、非接触式のマイボトル給水型冷水機を設置してはどうか。</li> </ol>	町 長
		2 がん対策について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民のがん罹患者数と死亡者数の推移は？</li> <li>2 昨年の検診率と今後の目標値は。</li> <li>3 乳がんチェックシートは配布されているのか？</li> <li>4 いきいきげんきみまた21では「受診しやすい環境をととのえます」とありますが、環境整備についてどのように取り組まれているか。</li> <li>5 「心身ともにサポートできる体制づくりに努めます」とありますが、どのような体制なのか。</li> <li>6 高額療養費制度がありますが、その他にがんの治療費など、高額な治療費に対する支援や助成があるか。</li> <li>7 がん治療に伴うアピアランスケアについての認識は。</li> </ol>	町 長

5	指宿 秋廣	1 本町の空き家対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 民間の空き家対策はどのように進捗しているか。</li> <li>2 町有の空き施設はあるか。</li> <li>3 町営住宅の空き家の現状はどうなっているか。</li> <li>4 町営住宅の空き家の今後の考え方について。</li> </ul>	町 長
		2 新型コロナウイルス対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 現状をどう考えているか。</li> <li>2 施設等の貸出の考え方はどうなっているか。</li> <li>3 教育委員会管理下の施設等の貸出の考え方はどうなっているか。</li> <li>4 2学期以降の学校運営は検討されているか。</li> <li>5 ワクチン接種の進捗状況はどうか。</li> <li>6 本町独自の対策はなにがあるか。</li> </ul>	町 長  教育長  町 長

6	堀内 義郎	1 通学路の安全点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登校中の児童生徒が相次いで死傷する事故を踏まえ、通学路の総点検について危険個所の点検や確認の調査方法と、今後の対応や対策について。</li> <li>1 これまでの点検された危険個所の対応は。</li> <li>2 新しい観点を取り入れた調査での合同点検の実施について、どう調査されるのか。</li> <li>3 交通安全対策として、信号機設置の要望についての今後の対応（特に櫛田～梶山に通じる広域農道の交差点）と、設置されるまでの対策として、路面に「児童注意」等の標示は出来ないか。</li> </ul>	町 長 教育長
		2 横断歩道での安全対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 「モデル横断歩道」について、町内2箇所において指定されたが、歩行者やドライバーへの周知や啓発はされているか。</li> <li>2 児童の登下校時の交通安全について、横断歩道を渡る時の指導はされているか。</li> </ul>	町 長 教育長
		3 不審者対策と見守り隊活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 最近の声掛け事案など、不審者についての情報はどれくらい発生しているのか。</li> <li>2 見守り隊の隊員構成と活動についての取組みは。又、活動中の怪我や事故の補償についてはどうなのか。</li> </ul>	町 長 教育長
7	新坂 哲雄	1 道路拡張について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 島津紅茶園切寄線の全面通行完了予定は。</li> <li>2 島津紅茶園切寄線は片側通行出来ないか。</li> </ul>	町 長
		2 県道33号線について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 三股～長田 県道33号線の白線が消えている。</li> <li>2 長田峡裏側の轟木・表川内線は児童通学道路となっているが、グリーンベルトの施工は考えられないか。</li> <li>3 轟木・表川内線に「止まれ」標識設置は出来ないか。</li> </ul>	町 長

8	上西 祐子	1 新型コロナ感染爆発の中、学校、保育所、幼稚園などの対応取り組みなどについて	<p>1 部活動、学校行事、学習塾など感染対策と指導について。</p> <p>2 家庭内感染を防ぐ対策について。</p> <p>3 先生や保育士などのワクチン接種はどこまで進んでいるのか。</p> <p>4 子供たちのワクチン接種、又、PCR検査体制はどう考えておられるのか。</p>	町 長 教育長
		2 生活道路、通学道路の整備点検はどの位進んでいるのか	1 2年前、生活道路、通学道路の件を質問しました。歩道整備、通学路の整備はどの位進んだのか、まだまだガタガタしている所があるが点検をされているのか。	町 長
		3 補聴器の補助と役場庁舎内大会議室の音響設備改善の検討について	<p>1 加齢性難聴が増えています。高齢者の「聞こえ」をフォローする補聴器は生活必需品です。高額な補聴器購入費の助成は出来ないか。</p> <p>2 いろいろな審議会、会合が大会議室で行われるが、高齢の方などよく聞こえないと言われます。聞こえる様にするための手立てを考えて欲しい。</p>	町 長

三股町告示第46号

令和3年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和3年9月2日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
山中 則夫君	

---

○9月7日に応招した議員

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月9日に応招した議員

---

○9月17日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和3年9月2日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第55号から議案第79号までの25議案、諮問1件、報告3件一括上程  
日程第4 決算審査報告
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第55号から議案第79号までの25議案、諮問1件、報告3件一括上程  
日程第4 決算審査報告
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 田中 光子君  | 2番 堀内 和義君  |
| 3番 新坂 哲雄君  | 4番 楠原 更三君  |
| 5番 福田 新一君  | 6番 池邊 美紀君  |
| 7番 堀内 義郎君  | 8番 内村 立吉君  |
| 9番 指宿 秋廣君  | 10番 上西 祐子君 |
| 12番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- |           |            |
|-----------|------------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君  |
|           | 書記 佐澤 やよい君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君
代表監査委員	茨木 健君		

---

午前10時00分開会

○議長（福田 新一君） おはようございます。ただいまから、令和3年第5回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福田 新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、堀内義郎議員、10番、上西議員の2人を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（福田 新一君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

去る8月27日に、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和3年第5回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

その結果、今期定例会に付議されました案件は、専決処分した事件の報告及び承認について1件、令和2年度決算認定9件、条例の改正3件、令和3年度補正予算8件、町道路線の廃止1件、財産の取得1件、人事案件2件、諮問1件の計26件、このほか報告の3件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、本定例会は、提案される議案のうち、議案第77号から第79号までの3議案及び諮問1件につきましては、委員会付託を省略し、最終日の9月17日に全体審議で措置することに決定しました。

また、請願1件及び意見書案1件が提出されており、本日、本会議終了後の全員協議会の場で議論調整し、その結果により取扱いを決定することといたしました。

また、新型コロナ第5波が大変危惧するところであります。今議会では、いつも以上にスムーズな運営に務めることを心がけ、さらには、もしこの中にコロナ感染者がいたとしても、クラスターにつながらないように、各個人の努力をお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月17日までの16日間とすることとし、議案第77号から第79号までの3議案及び諮問1件につきましては、最終日に全体審議で措置することにしたいと思っております。また、請願1件及び意見書案1件が提出されており、本日、全員協議会の場で議論、調整し、その結果により取扱いを決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

なお、本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、できる限り時間を短縮して進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

### **日程第3. 議案第55号から議案第79号までの25議案、諮問1件、報告3件一括上程**

○議長（福田 新一君） 日程第3、議案第55号から議案第79号までの25議案、諮問1件、報告3件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和3年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第55号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。



本案は、県が県内の飲食店等に対して時間短縮営業を要請したことに伴う協力金、飲食関連事業者への支援金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費について、所要の補正措置を行うため、去る8月17日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額110億840万9,000円に歳入歳出それぞれ8,307万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ110億9,148万5,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,378万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金1,659万2,000円を増額補正したものであります。

県支出金は、感染症対策休業要請等協力金事業補助金1,745万7,000円を増額補正したものであります。

繰越金は、前年度決算見込に伴う剰余金の一部3,524万2,000円を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

衛生費は、集団接種会場設営及び看板設置等委託料ほか2,788万6,000円などを増額補正したものであります。

商工費は、第4期三股町時間短縮要請協力金1,897万5,000円などを増額補正したものであります。

予備費は、新型コロナウイルス感染症対策に備えるため3,000万円を増額補正したものであります。

次に、令和2年度の各会計の決算認定に関わる各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第56号「令和2年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「令和2年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第60号「令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号

「令和２年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の８議案については、令和２年度の一般会計及び特別会計における決算認定に関わる案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

令和２年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額１４３億７,４０７万４,７２０円、歳出決算額１３９億４,０２６万３,６７８円、歳入歳出差引額４億３,３８１万１,０４２円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額２９億９,９７万９,９６７円、歳出決算額２７億１,３９１万３,５４４円、歳入歳出差引額１億９,６０６万６,４２３円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額２億８,７９３万６,８３０円、歳出決算額２億８,６５９万６,１２３円、歳入歳出差引額１,３４万７,０７円、介護保険特別会計において、歳入決算額２４億２,３００万９,９８２円、歳出決算額２２億６,５０１万３,２３１円、歳入歳出差引額１億５,７９９万６,７５１円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額１,５２６万７,５６６円、歳出決算額１,２６９万１,１５８円、歳入歳出差引額２,５７万６,４０８円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額４,２３４万７,７０３円、歳出決算額４,２１７万８,２９８円、歳入歳出差引額１６万９,４０５円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額３,８６２万８,４９４円、歳出決算額３,８４２万２,８２３円、歳入歳出差引額２０万５,６７１円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額８億４,６１８万２,６５６円、歳出決算額８億２,８６９万７,７６８円、歳入歳出差引額１,７４８万４,８８８円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の深いご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

次に、議案第６４号「令和２年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第３０条第４項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金１億２,０３０万６,６３０円のうち、２,７００万円を減債積立金に積み立て、２,５００万円を建設改良積立金に積み立て、６,７６０万８,０８円を自己資本金に積み立て、残余７０万５,８２２円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に決算の認定につきましては、収益的収入及び支出について、決算額で収入が４億３,３０２万９,０６７円、支出が３億４,９３３万３,８４７円となり、当年度純利益は７,３７９万９,２８７円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、決算額が収入で1,455万7,962円、支出が2億1,806万6,985円となり、差引き不足額2億350万9,023円については、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

また、建設改良費において、配水管の新設及び更新工事を1.1キロメートル施工するとともに、中央水源の電気計装更新工事を実施し、良質で安全な水の安定供給に努めてまいりました。

次に、議案第65号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、個人番号通知カードが令和2年5月25日に廃止されたことに伴い、再交付項目の削除及び個人番号カード発行に関わる手数料徴収事務が令和3年9月1日より市町村から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ変更されることから、該当項目を削除するため、条例の改正を行うものであります。

また、庁舎内に多機能端末を設置し、コピー等ができるようにするため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第66号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、三股町個人番号カードを利用した多機能端末による証明書等の交付を行うため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第67号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録事務の改正並びに三股町個人番号カードを利用した多機能端末による証明書等の交付を行うため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第68号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度決算、国・県の補助決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後生じた事由に基づく経費及び新型コロナウイルス感染症対策事業等について所要の補正措置を行うものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額110億9,148万5,000円に歳入歳出それぞれ3億8,050万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億7,199万2,000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,000万円などを増額補正するものであります。

県支出金は、移住者向け空き家利活用促進支援事業補助金200万円、県産農畜水産物学校給食提供推進事業費補助金571万円などを増減額補正するものであります。

財産収入は、土地開発基金運用収入などを増額補正するものであります。

繰入金は、特別会計繰入金において、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う清算返還金を増額補正するものであります。

基金繰入金は、財政調整基金繰入金1億9,000万円、公共施設等整備基金繰入金8,000万円などを減額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正するものであります。

諸収入については、過年度収入において公立学校情報機器整備費国庫補助金3,780万円などを増額補正し、雑入においては三股町学校給食会運営委託料前年度清算返還金1,029万5,000円などを増額補正するものであります。

町債は、発行可能限度額決定に伴い臨時財政対策債2,828万4,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを、ご説明申し上げます。

総務費は、過疎地域定住促進奨励金341万8,000円、三股駅バリアフリー化事業費負担金1,155万円などを増減額補正するものであります。

民生費は、国民健康保険税のコロナ減免に伴う国民健康保険特別会計繰出金113万4,000円、保育所等整備交付金返還金などの2年度事業費確定に伴う国県返還金などを増減額補正するものであります。

衛生費は、都城市へ返還する衛生センター負担金前年度清算金1,339万円などを増減額補正するものであります。

農業費は、宮村南部地区農業集落排水事業繰出金159万5,000円、町単農道維持整備事業262万2,000円などを増減額補正するものであります。

土木費は、公共下水道事業繰出金925万円、旭ヶ丘運動公園整備事業400万円、三股町空き家等対策計画作成業務委託料500万円などを増額補正するものであります。

教育費は、三股小学校外壁診断調査設計業務委託料ほか702万7,000円、中学校体育館トイレ・更衣室改修工事595万2,000円、県産農畜水産物学校給食提供推進事業費原材料571万円などを増減額補正するものであります。

諸支出金は、地方財政法の規定にある財政調整基金積立金、決算に伴う墓地公園管理基金積立金を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表、地方債の補正については、臨時財政対策債の発行可能額決定により、限度額を変更するものであります。

次に、議案第69号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額28億9,521万8,000円に歳入歳出それぞれ8,179万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,700万9,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、令和2年度収支決算により繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、令和2年度国保事業費等清算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第70号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億902万1,000円に歳入歳出それぞれ86万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億988万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料を減額し、令和2年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第71号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億447万2,000円に歳入歳出それぞれ1億5,802万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,250万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、令和2年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金及び国、県、支払基金、一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第72号「令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,491万4,000円に歳入歳出それぞれ257万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,748万9,000円とするものであります。

す。

歳入につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第73号「令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,168万円に歳入歳出それぞれ16万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,184万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第74号「令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,984万8,000円に歳入歳出それぞれ179万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,164万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び令和2年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、工事請負費及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第75号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額8億5,627万3,000円に歳入歳出それぞれ1,136万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,764万円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び令和2年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、委託料及び一般会計への繰出金を増額補正し、工事請負費を減額補正するものであります。

次に、議案第76号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、町営蓼池団地の用途廃止に伴い、路線廃止を行うものであります。

次に、議案第77号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

本案は、住民票の写しをはじめとする各種証明書を、コンビニエンスストア等で取得できる、いわゆるコンビニ交付サービスを来年から開始するにあたりまして、庁舎内に設置する多機能端末機（J-LIS対応自動証明書交付機）を随意契約により行政システム九州株式会社宮崎支店から935万円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号及び議案第79号の「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は関連がございますので、一括して、ご説明申し上げます。

ご承知のように固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、固定資産評価審査委員会委員である渡邊知昌氏が令和3年9月21日付をもって、木佐貫克美氏が令和3年10月25日付をもって、それぞれ任期満了となりますので、若宮廣志氏及び大村田三吉氏を、それぞれ最適者として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員であります馬場真吾氏が、令和3年12月31日付をもって任期満了となるところであり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、25議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。

報告第8号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第9号「令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第10号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 新一君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから、議案第77号、議案第78号、79号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第77号の「財産の取得について」、随意契約に至った理由について補足説明いたします。

財産の取得の対象となる多機能端末機（J-LIS対応自動証明書交付機）は、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社が製造し、販売においては九州管内において行政システム九州株式会社のみとなることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質または目的

が競争入札に適さないものとするとき、また、三股町財務規則第145条第1項第1号の契約の目的または性質により、契約者が特定されるときに該当することから、随意契約により、行政システム九州株式会社宮崎支店から935万円で取得しようとするものでございます。

なお、お手元に本日お配りしましたこの多機能端末機、ここにカラー写真がございます。これが、今回取得しようとしている機械でございます。

次に、議案第78号、79号の固定資産評価審査委員会委員の選任について補足説明いたします。

固定資産評価審査委員会は、市町村長と独立した中立専門的な立場にある行政委員会であります。現在の委員3名は、有識者、専門的立場から委員として活躍されております。

今回2名の任期満了に伴い、新たに選任する若宮廣氏は、東植木自治公民館長5年、三股町社会教育委員7年の経験があり、また現在、五本松交流拠点施設整備事業検討委員会委員として活躍されております。

また、大村田三吉氏は、行政相談員6年の経験があり、現在、民生委員、児童委員として活躍されております。

両氏ともに行政的見地の経験が豊富であると判断したことから、委員の最適任者として選任させていただいたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（福田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第4. 決算審査報告

○議長（福田 新一君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。

茨木代表監査委員、お願いいたします。

〔代表監査委員 茨木 健君 登壇〕

○代表監査委員（茨木 健君） おはようございます。報告の前に、まず、さきの6月定例会におきまして、監査委員として再任させていただきました。改めてお礼を申し上げます。今後とも町政発展のために、微力ではございますが、努力をしてみたい所存であります。引き続き議員各位、当局の皆さんのご協力、ご指導をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和2年の決算審査について、監査報告を申し上げます。

去る6月30日に、町長から審査依頼を受けまして、監査委員2名で、一般会計、特別会計及び基金運用状況について、7月5日から7月30日までの期間、また水道事業会計につきましては、7月1日にそれぞれ決算審査を行いました。



提示されました決算書、事項別明細書、証拠書類、諸帳簿及び関係書類等を審査しましたが、いずれも正確適正に処理されていることを認めましたので、ご報告申し上げます。

さらに、財政健全化審査につきましては、8月17日に、健全化判断比率の4指標及び資金不足比率についての審査を行いました。審査の結果、報告第8号及び報告第9号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況は健全であることを確認しましたので、併せて報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書のほうをご参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 新一君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時44分休憩

-----  
[全員協議会]  
-----

午前10時45分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（福田 新一君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時45分散会  
-----

---

令和3年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和3年9月7日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

令和3年9月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	山田 正人君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 下沖 祐二君      農業振興課長 …………… 上原 雅彦君  
都市整備課長 …………… 前田 勉君      環境水道課長 …………… 西畑 博文君  
教育課長 …………… 福永 朋宏君      会計課長 …………… 島田 美和君

---

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（福田 新一君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、内村立吉議員。

〔8番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8番 内村 立吉君） おはようございます。質問順番1番、内村立吉です。今回、災害、18歳未満のことについて、駐車場、そして畜産ということで、大まかに質問していきたいと思っています。

まず、令和元年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルスは、世界各国で瞬く間に拡大しております。2億人を超える感染者、400万人を超える死者が出ております。まだ拡大しつつあります。一日でも早く終息してほしいものだと思います。

また、気候変動により、大雨による災害、暑さによる被害が出ているようです。

このような中で、今年は、例年より早く梅雨入りを迎えました。梅雨明け宣言がありましたけども、雨が降ったりやんだりということで、そういう日が続きました。その中で、7月、8月は記録的な大雨ということもありました。そして8月11日から九州を中心に全国的に、また再び今までにないような大雨、長雨が続きました。

梅雨、長雨によって、本町における被害ということはなかったということで伺ってきたいと思います。

あとは質問席にて質問していきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。雨の被害について、梅雨、長雨の被害についてのご質問にお答えいたします。

6月から8月の大雨、そして、長雨及び台風9号による危機管理体制と被害状況についてお答えいたします。

6月4日、午前2時5分に大雨警報、土砂災害、浸水害が発表され、同時刻に情報連絡室を設置し情報収集に努めたところでございます。同日の午前8時39分の警報解除とともに情報連絡室を解散しております。大規模な被害報告はありませんでしたけれども、農業振興課調べにおいて、小規模な路肩崩壊等が3件程度確認されたとの報告を受けておるところです。

次に、8月8日から9日にかけて本町に接近しました台風9号につきましては、8日午前6時に情報連絡室を設置し情報収集とともに避難所を開設、パトロール体制に関しては、職員、消防団に連絡し準備を整えたところでございます。同日の昼前後に、強風、大雨の注意報が発表されましたが、警報に置き換わることなく、翌日の午前5時に情報連絡室を解散しております。被害については、植木地区で一時的な路面冠水が確認された程度でありました。

次に、8月12日から8月20日にかけての長雨につきましては、14日午後11時35分の大雨警報、土砂災害、浸水害が発表され、同時刻に情報連絡室を設置し情報収集に努めたところでございます。翌日の午前10時35分の警報解除とともに情報連絡室を解散しております。被害報告はありませんでした。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、町長のほうから、農業振興課、道路関係からいろいろ詳しく状況として、梅雨入りから大雨から詳細的に説明していただきましたけど、取りあえず大きな被害はなかったっちいうことですけども、やっぱり大きな被害がないのが一番だと思います。その中で、やっぱり油断はできないと思いますよね、今から先もですね。皆さん、ご存じのとおり、今の大雨とか台風というのは、今までに経験したことのないような極端なそういう状況が起きますから、やっぱりこれから先、災害につながっていくわけですけども、災害が起きないように、起こさせない、そういう万全の状態、今から先、そしてそういう状況に備えていけばいいんじゃないかと思います。やっぱりいろんな専門家の話を聞きますときに、危ないというときにはやっぱり避難したほうが良いというようなことが言われておりました、避難したときに被害がなかったら「被害がなかったから何のこともなかったんだ」ちいうようなことも言われますけども、私もいろいろ専門家の話、いろいろ情報を聞いたときに、それはやっぱり空振りだった避難したら、違いますねって、それは素振りだったというふうに捉えたらいいっちゃうようなことが書かれておりました。そういうことですね。これに関して、こういう資料をもらいました。今後の見通しということで、警報級とか、注意報とか、大雨のピークとか、早期注意情報とか、雨量情報とか、このようなことの資料をもらいました。中で詳しく書いてあります。やっぱり8月の

16日の中から17日がピークだったと言われております、やっぱりこの辺がですね、17日の明け方が一番大雨のピークじゃないかというようなことが書かれております。こういう資料をこうして配布してもらえばよく分かります。このようなことで、対策ということで伺いたいと思いましたが、先ほど町長から詳しく説明もありまして、いろんなことに対して備えていらっしやったというような状況ははっきり分かってきましたので、その辺は控えさせていただきます。

その中でつながっていきますけども、災害というのは、長雨が降って大雨が降って地盤が緩んで土砂災害が起きます。それと、やっぱり建設残土、不適正処理ですね、あと河川の氾濫というようなことも言われております。その中で、静岡県の熱海で土石流甚大化を招いた盛土の問題ですね、建設残土の不適正処理の実態が明るみになっております。近年、全国でこのような建設残土の不適正処理と崩落事例が何年かに1回1度か起きているような状況であります。例として、道路工事のために掘り起こした100メートルの土が、急に降り出した大雨のために流れて被害になったというような状況もあります。今回、このような大きな災害が起こった中で、国が盛土総点検ということも言われております。

質問です。本町における盛土についての状況ということで伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 本町の盛土、建設残土の不適正処理について回答いたします。

過去に、田上地区の山林部分になるんですけど、こちらのほうに建設残土等による盛土がなされ、下流の農地及び農業用施設に流れ出る被害が出たことがございました。そのときは、搬入業者、地権者、行政と協議を行い、今後の土砂搬入停止、流出防止対策の処置等を行政指導を行っております。最近は、土砂流出の被害は見られないところでございます。なお、この現場は家屋等へ被害を及ぼす場所ではございません。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 過去に田上地区でそういうような状況だったけど大きな被害はなかったということですけども、いつそのような状況が起きるか分かりませんが、やっぱり例を挙げてみますときに、2地区のほうで土地改良を兼ねて、2地区はため池があります。その中で山から水が流れてきたときに、ため池に水が入ってやっぱり土砂が流出してしまっただけで池が浅くなってしまいました。その中でやっぱりため池というのは、農業用地に水を配布したり、水が流れることによって温度がだいぶ下がるというようなことを言われております。やっぱり五本松水路って、長い水路でありますから、非常に大きな役割を果たしているんじゃないかと思っております。その中で池がありますけども、池の土を盛り上げる——しゅんせつ工事と言いますが——そういう工事を始めますが、その中で、やっぱり役員の中で集まって慎重に検討しながら、まず、そ

の掘り上げた土をどこに捨てるかというようなことを協議しながら、まずもって、捨てる場所がどこかというようなことをしながら仕事を始めて、そして業者さんに見積もりをしてみただいて、それから仕事をしてもらっております。やっぱり上げた土をその都度処理していくのが一番じゃないかと思っております。そのような状況だから、さっき農業振興課長が言われたように町ではそのような被害はないというようなことで、そういうことは、はっきり言ったときに、また町では徹底しているんじゃないかと思えます、やっぱりですね。今後もそのようなことは当たり前前のことでありますけれども、当たり前前のことができていないから、こういう大きな災害になったわけですから、こうして災害が起きたら何もなりませんからね、やっぱりですね。そういうことがやっぱり一番じゃないかと思っております。去年も、細目のダムのしゅんせつ工事を行っております。国からの予算をもらってそのダムの工事を行っております。そういうことは、携わっていないとなかなか分かりませんが、当たり前のように見えますけれども、非常に裏方の仕事ですよね、見えない仕事だと思います。その中で非常に大きな役割を話しておるんじゃないかと思っております。今後もこのような災害があってはなりませんから、徹底したこのような体制づくり、やっぱりそういう行政がそういう指導の仕方がいいから、こういう被害がないわけですから、被害のないまちに取り組んでいただければよいかと思っております。その中で、このことに対して、産廃の不法投棄やら、盛土の崩落防止を目的とした条例というのが制定してあるというようなことであります。まあ、20年で4月で21府県、市町村では372自治体に上っていると言われております。条例ということでどのように思われるか伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 盛土の崩壊防止を目的とした条例制定についてでございますが、本町については現在考えてはおりませんが、県の動向等も注意していきながら、取組等を見守っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 産業廃棄物の不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、第16条「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、罰則として第25条「廃棄物を捨てたものは5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処し、またこれを併科する」と定められておりますので、町において産業廃棄物の不法投棄について条例制定は必要ないと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 条例制定は、今のところ考えていない、必要ないというようなことですが、やっぱり先ほどから言いますように、三股町では徹底しておいて、そういう大き

な盛土の被害もないから、そのことで徹底しているから、今のところそういう状況じゃないということじゃないかなと思います。このような状況をずっと続けて、今から先またどのような状況があるか分かりませんが、していければいいんじゃないかと思っております。

その中で、次に行きますけど、千葉県で、トラックが児童生徒の列に突っ込んで、死傷者が出たという問題で、町内における児童生徒の登校時の危険箇所ということで伺いたいと思います。どのようにあるか伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 児童生徒の通学路の危険箇所対策についてお答えいたします。

平成24年4月に登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことを受け、同年5月28日には文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、交通安全の確保に向けた3つの取組が徹底されています。

その1つとして、全国約2万の公立小学校等の通学路を対象に、学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、保護者や地域住民の協力を得ながら、緊急合同点検が実施されました。本町でも平成24年度に緊急合同点検を実施し、以降、各町立学校、町教育委員会、町総務課及び都市整備課、都城土木事務所、都城警察署の代表者をメンバーとする三股町通学路交通安全プログラムとして、毎年継続して開催しております。令和2年度のみコロナ禍のため、参集し現地確認することを基本とする本会議は開催できませんでした。これまで開催した8回の点検の結果、134か所が要対策箇所とされ、それぞれについて公安委員会や道路管理者が実施可能なものから対策を講じています。対策が済んでいるのは97か所でございます。

さらに、本年6月に千葉県八街市で児童が犠牲となる交通事故が発生したため、国土交通省から、これまでの通学路安全点検に新たな観点を加えるようにとの通知が発出されました。町教育委員会では、この通知を踏まえ、今年度開催する町通学路交通安全プログラムで新たな観点を取り入れた危険箇所も把握できるよう、その進め方を現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 詳しく説明をしていただきましたけども、一応このことに対しては134か所、97か所があれですね、あったっちゃうことですが、一応、今はもう改善策まで答弁されたわけですか。改善策まで。改善策、このようなことにしてどう改善されていますか。改善策まで答弁されたっちゃうことですか。（発言する者あり）全部一括で答弁されたわけですね。状況的に、だけどやっぱり危ないところ、そういう見えるところと見えないところと死角になるとこと意外とありますから、分かりやすい標識とか、事前に分かりやすいような標識とか、そういうのが目立つような、相手に分かりやすくするような標識とかですけど、そういうと

ころは工夫しながらやっぱりやってもらって、今、状況としていろいろな工夫をしてやっ  
っしゃるちゅうことですから、そういうふうな状況で、大きな問題にはならんようにやっ  
ただければいいんじゃないかと思えます。

続きまして、非常に暑い日が7月も続きました。まあ、毎年ですけども、今、温暖化とい  
うことで、またいろんなところで熱中症というようなことが非常に注目されております、やっ  
ぱりですね。その中で今年も似ているちゅうようなことが言われております。今から先もまだ残暑があ  
りますけども、今までに熱中症ということで、小・中学校ですけども、熱中症について分かる範  
囲内で、熱中症者数、救急搬送者数、重症者数というようなことが分かたら伺いたいと思いま  
す。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 今年度の1学期の状況でございますけれども、1学期中に熱中症のよ  
うな症状を訴えた児童生徒は全小・中学校で3名であり、救急搬送者はございませんでした。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） やっぱり少ないから学校で徹底してそういう予防といいますか、  
そういう対策といいますか、そういうことをしていらっしゃるから、このような結果が出ている  
んじゃないかと思えます。やっぱり少ない、去年はものすごい多かったですよね。今年は少ない  
ということで、今年はそういうふうに少ないからいいということですけども、対策として、例と  
挙げるとしてどのようなことがあったかを、もしあったら伺いたいと思えます。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに、昨年度は非常に多くの熱中症の児童生徒が発生しまして、ご  
質問もいただいたというふうに記憶しております。そのため、町内の小・中学校では、水筒を持  
参らせて細かな水分補給を行ったり、帽子着用の徹底、あと暑さ指数系を設置したり、大型扇風  
機を使用するなどの対策を行ってまいりました。また、令和元年度には、全教室にエアコンを設  
置したところで、この効果も大きかったものと思っております。また、コロナ禍においては、基  
本的にマスクを着用したり、身体的な距離を保ったりするなど、感染症予防対策を徹底しており  
ますけれども、体育の時間や登下校のときなど、熱中症のおそれがある場合には適宜マスクを外  
すなどの対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 本当に早め早めの対策といいますか、先生方もですけど、全員で  
そういう取り組んでいらっしゃるということが、今の教育長の答弁の中で、ひしひしと分かって  
きたわけですけども、やっぱりこのコロナ禍という中で、こういうことができるっちは、



やっぱり徹底してそういうやっぺらっしやるから、こういう結果に、エアコン設置したり、そういう小まめな指導が行き届いているんじゃないかと思っております。だけど、今から先、まだ残暑が残ります、これからですね。また、練習会の練習とかいろいろありますけども、これから先もやっぱり今まで同様、今まで以上にそういうこと、配慮ucciいますか、子供に寄り添った形で指導してもらえばいいんじゃないかと思っております。3月の定例会のときに、小中学校の体育館の空調設備というようなことでちょっと説明をいただいております。このことについてどのようになっているかを伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 小中学校体育館の空調設置についてでございますけれども、教育委員会では現在、町立小学校では初めてとなる梶山小学校体育館へ空調設備の整備を進めております。整備の目的としましては、夏季における体育館利用時の熱中症対策というものがございます。また、梶山小学校体育館は第4地区の災害時の避難所ともなっていることから、コロナ対策の観点からも、高齢者などの避難者が安心して過ごせるようになることも期待しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 梶山小学校、避難所を兼ねた熱中症のあれですけども、今のところ、梶山小学校だけがそういうようなあれになっているわけですかね。ほかのところはまだそういう対象にはなっていないということですか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 現在、整備を具体的に進めているのは梶山小学校体育館だけでございます。また、整備後も、体育の授業等での空調活用について、やはりどういうふうに使っていくかということを検討・協議していく必要があると考えております。

また、その他の町立学校体育館への空調設置については、体育館によって規模の大小とかもございまして、その必要性等も含め、今後検討していきたいと考えております。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ぜひ、前向きに検討していただきたいと思っております。

そうしまして、ヤングケアラーということで伺います。ヤングケアラーということで、私もそういう、ちょっと、あんまりぴんと来なくて分からなかったわけですけども、これ、今、こういうのもどどんいるんですね、やっぱり。オリンピックでも障がい者のパラリンピックとかがあったりして、いろいろ、今、大々的にいろんなことが障がい者のお互いに助け合いと言いますか、SDGsと言いますか、そういうようなことを兼ねたことが話題になっております。厚生労働省

と文部科学省が病気の家族や介護、世話をする18歳未満に関する実態調査をまとめたということも言われております。ヤングケアラーは子供の負担が大きいからということで話題になっているということでもあります。子供のアンケートとして、中学生、高校生調査をされた中から、どういふことがあるかというようなことが高い順から私が言いますが、まずもって、1番、やっぱり学校に行っているわけですが、宿題や勉強の時間が取れないというようなことが言われております。それから、次に、睡眠が取れない。次に、友人と遊べないということ、部活や習い事ができないということ、進路の変更を考えざるを得ない、進路変更をした。いじめやら無視される、嫌がらせを受けるというようなことが書かれておりました。その中で、本町において、やっぱりこれは福祉もありますけども、教育委員会にもつながっていくわけですが、その中で本町はこれの実態調査をどのように行っているか、内容について伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） まず、ヤングケアラーということで、ヤングケアラーとは「本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供」とされています。このヤングケアラーは、家族内のデリケートな問題のため表に出にくく、ヤングケアラーである子供自身や、またその家族がヤングケアラーの問題を認識していないため、一般的な調査では、その実態の把握がなかなか難しい部分があります。このようなことから、町ではいわゆるアウトリーチの手法を活用して実態把握を行っています。このアウトリーチというのは、支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人に対して、町や支援機関が積極的に働きかけて情報、支援を届けるプロセスのことを言います。具体的に言いますと、支援を必要とする人の自宅などにこちらから出向く訪問支援などをアウトリーチと表現されています。町のアウトリーチの1つに、社会福祉協議会に委託している支援対象児童等見守り強化事業であるこども宅食「どうぞ便」があります。この「どうぞ便」は独り親世帯、生活困窮世帯や多問題世帯に対して、毎月の食材の配達の際にボランティアやその専門職の人が訪問する事業ですが、その中で、これはヤングケアラー案件ではないかという事例の実態把握を行っているところです。また、民生委員の訪問活動や福祉に携わる団体、例えば不登校支援や学習支援などの活動及び障害者基幹相談支援センターや地域包括支援センター等の相談事業を通じて、あらゆる場面でヤングケアラーの実態把握に努めているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、いろいろ説明がありましたけども、表に出にくいですね、やっぱり。はっきりこういうことは隠すことが多いですね、やっぱり、今言われたとおり、言えなかったり隠したり、難しい状況だと思います。今、アウトリーチと言われましたよね、

やっぱり本人さんの所に行ったり、寄り添って話をするちゅうことだと思いますね、いろいろ、そういう形だと思います。なかなか一件一件の家庭のことは、いろいろな事情があったりして分からなかったりすることが多いでしょうから、やっぱり、その中で複雑なところもあるし、一概的に言えないこともあると思いますけども、その中で、やっぱり、ヤングケアラー、今言われましたように、これは定義がないというようなことを言われておりますね、ヤングケアラーちゅうのはですね。病気や障がいのある家族の看病や身の回りの世話、家事などを日常的に担う若年層と言われていることが言われている状況だと言われています。その中で、支援策ということも入っていましたか、今の答弁の中に、入っていないですね。支援策ということで伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、まず、ヤングケアラーに支援が必要な理由ですね、それについては、先ほどご指摘がされた件も重なりますけども、まず、ヤングケアラーは学校に行けない、友達と遊ぶ時間がない、クラブ活動ができない、勉強に割く時間がないなど、本来守られるべき子供の権利が侵害されている可能性があります。その結果、勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど子供の将来に影響を及ぼすことが考えられるため、早期に既存の支援サービスにつなげることが必要であると考えております。そこで、国ではヤングケアラーを発見、把握した場合に、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、独り親家庭といった様々な家庭の状況に応じて、適切なサービスにつなげられるよう、改正社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制整備を推進する方針が示されたところです。この重層的の重層というのは漢字で書くと、重たいの「重」ですね、それと地下の地層の「層」、その2つで重層と書きます。重層的支援体制整備事業を一言で言うと、地域が抱えている課題や複雑化する問題の中で、そのニーズに対応するため包括的な、全てひっくるめて支援体制を構築するということが、重層的な整備体制事業になります。この国の方針を受けて、町でも本年度からこの重層的支援体制整備事業に取り組み、重層的支援会議の中で、様々な関係機関と協議をし情報収集を行うとともに、その家庭の事情を考慮しながら、多方面から必要に応じた支援策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、課長から答弁がありましたけど、国でいろいろ重層的支援事業と言いますかね、そういうような形の取組が、法もできて今年度から本町も取り組むというようなことではと思います。なかなか見えにくいことですが、やっぱり、助け合い、お互いの取組が、見えない人を助けるちゅうのは、口で言わない人もいらっしゃるわけですよ。信号

を送って人もいるし、SOSを送っている人もいるし、やっぱり、そのようなことは細やかなこととすけども配慮してもらって、そういったことにして取り組んでもらえればいいんじゃないかと思います。

続いていきます。役場の駐車場の問題です。駐車場の問題について、何人かの方がちょこちょこ言われるものですから、一台一台の車の間隔が三股町の駐車場は狭いんじゃないかというようなことを言われます中で、ちょっとほかん所から来たら狭いよなというようなことを言われます。このようなことに対して伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 役場駐車場の駐車スペースについてお答えしたいと思います。ご質問につきましては、昨年6月定例議会の一般質問にもありました駐車スペースの二重ライン化にすべき考えと合致しているものと認識しております。車の乗降に際し、高齢者や障がい者、妊婦、幼児等の安全性及び利便性の観点から、駐車スペースの改善は検討すべき事項と認識しております。また、白線の劣化は路面の劣化等の現状を鑑み、全面的な補改修が必要と考えますので、駐車台数の確保、二重ラインスペースの必要数や費用面から、取り組める範囲や優先度を計画立てて次年度以降の事業として検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 言われましたように、以前にもやっぱりこういう質問が出ましたけど、それなりに対処して考えていらっしゃるといふか、今、二重の線が入っていますよね、右も左も、止めるときにやっぱり。ほかのところも行かれたときにほとんど、今、二重の線が入っていますから、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になります。畜産について伺いたいと思います。県内の牛や豚、29万7,808頭が殺処分されて、口蹄疫から11年目を迎えております。本町における和牛生産の戸数、頭数ということで伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現在の和牛生産農家及びその飼養実態についてのご質問ですが、今年2月に実施しました町内の畜産農家が毎年飼養している家畜の実態について報告する定期報告書によりますと、和牛生産農家が117戸で4戸減少しております。頭数につきましては3,137頭、前年度より165頭増加している状況でございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 戸数的にもそんなに減っていないけど、頭数的に増えているっちゃうような状況でありますね。昔からやっぱり三股町は畜産の町とも言われておりますから、そ

の辺り、生産があつて肥育があるわけですけども、その中で、肥育牛ということで、肥育牛農家の戸数、頭数というようなことで伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 肥育牛農家につきましては、13戸の生産農家がございます、頭数が2,544頭、前年度対比38頭増加しているところで、農家数については変わらないところでございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 肥育についてもあまり大げさな変わりはないということですね。北諸、都城では和牛生産が大分減っていますけど、やっぱり小林のほうが多くなっていますけども、都城が少なくなってきましたけど、今後の状況ということで、新規者、畜舎建設というようなことの状況ということで伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今後の状況について、現在の飼養実態を踏まえ考察しますと、本町に限ったことではございませんが、全国的に生産者の高齢化が進んでおります。後継者不足による農家戸数の減少が問題となってきたところでございます。また、昨年は新規就農者1名及び親元就農者2件がございました。畜産農家後継者を中心に就農されているところでございます。離農者数を補うまでには至っておりませんが、今後もこのような状況が続くと思われま

一方、和牛生産農家の飼養頭数を見ますと、畜舎の建設が令和2年には4件、令和3年には1件予定されております。素畜導入及び国の贈答事業を活用し、年々増加傾向にあります。しかしながら、本町の基幹産業である畜産業の生産基盤強化を図りながら、持続的なものとしていくため、いかに農業所得の向上に結びつけていくことができるかが今後の重要な課題であると考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） いろいろ詳細的に伺いましたけども、終わりますけど、やっぱり、今、コロナ禍の中でいろんなところに影響が来ております。やっぱりですね、今回いろいろ災害についても質問しましたけど、災害のないまち、暮らしやすいまちが一番じゃないかと思っております。お互いにいつもですけど、協力し合って、助け合っていくのが一番じゃないかと思っております。行政を主体としてご指導よろしく申し上げます。終わります。

○議長（福田 新一君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時45分休憩

-----  
午前11時00分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位2番、楠原更三議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 発言順位2番、楠原です。まず初めにコロナの最前線で毎日奮闘されている皆様に感謝申し上げますとともに、コロナの早めの終息を祈念したいと思います。

私は、これまで三股とは何かについて質問してきていますが、今回も同じような角度から三股の魅力について伺ってまいります。よろしくお願いします。

まず、ふるさと納税への取組状況についてお聞きします。6月議会でふるさと納税対策に力を入れると言われましたが、ふるさと納税に対する今年度に入ってから新たな具体的な取組状況を伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股の魅力についてということで、毎回三股の魅力についての多面的なご意見等を承っておりますけれども、その中で今回、ふるさと納税に対する新たな具体的な取組ということについてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

同様の質問につきましては、6月の定例会で回答いたしましたけれども、改めて回答させていただきます。新たな取組としまして4点ございます。

1つ目の取組は、体制の見直しでございます。ふるさと納税の担当者を専任としたほか、新たな戦略、新しい返礼品の開発、イベント、広報宣伝などを立て、全庁的に取り組む体制を構築するためプロジェクトチームを創設いたしました。

2つ目の取組は、返礼品の充実を図る取組で、新たに協力いただける事業所の開拓のほか、魅力的な返礼品の開発にも取り組んでいるところでございます。

3つ目の取組は、情報発信の強化でございます。インターネット上に本町のふるさと納税の活用や返礼品等をアップするウェブ広告を行います。

4つ目の取組としましては、企業版ふるさと納税の推進でございます。本町の地方創生の取組に賛同し支援いただける企業の募集を行っているところでございます。

なお、その進捗状況についての説明については、企画商工課長のほうで回答いたします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ただいま、町長からふるさと納税に対する新たな具体的な取組

については説明がありましたので、それぞれの進捗状況について、私のほうから報告させていただきます。

まず、体制の見直しについてであります。当該事務に関わる担当者の兼務を外し、当該事務に専念できるようにいたしました。また、プロジェクトチームにつきましては、6月に副町長をリーダーとする組織を構築し、これまでの取組についての検証と課題の抽出を行い、新たな取組について協議いたしましたところであります。

2つ目の返礼品の充実を図る取組についてですが、返礼品の登録数を増やしたところです。4月末に71品目だったものを、8月末現在107品目、36品目増やしたところです。また、返礼品の登録事業者については、4事業者が新規参入したほか、現在7事業所が新規参入の意向を示しており、協議をしているところでございます。

3つ目の情報発信については、年間を通して最も寄附申込みの多い年末に向けて、WEB掲載を予定しているところでございます。そのWEB広告の中に、返礼品を使ったレシピ提案を盛り込みたいと計画しているところであり、その経費につきましては、9月補正予算に計上いたしております。

4つ目の企業版ふるさと納税の推進についてですが、都城北諸地区清掃公社から1,000万円を寄附したいとの申出を受けているところでございます。今後も本町の事業に賛同いただけるようPRに努めていきたいと思っております。

以上、現時点での進捗状況でございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よく分かりました。6月議会で聞いてから、これまでの間にといいうことで、この質問はしたところでしたから、今の課長ので大まか動きが分かったわけですがけれども、それについても、今からお伺いしてまいります。

資料の1をご覧ください。皆さんご覧になったかと思えますけども、8月の20日宮日新聞にあったものを私の携帯で撮ったんですけども、よく分からないですね。一番上に「よんななくらぶ」と読むんですけど、「47CLUB、ふるさと納税サイト開設しました。登録自治体、返礼品続々増えています」と、こうあります。その下に、高原町、高鍋町が載っているんですね。それ以外に右のほうでは、佐賀県のみやき町、福岡県の福津市というのが載っていますけれども、この今回質問する際にいろんなところを調べましたけれども、本当に、この、いろんなサイトがあるというものを今回知りました。自治体はできるだけ多くの人目に触れる、そういうチャンスの多いサイトを各自治体は活用していると思うわけですが、あ、資料の中に間違いがありましたので、訂正をお願いいたします。2枚目です。2枚目の本町のところですが、ふるさとチョイス、楽天市場、そして「ふるなび」とありますが、この「ふるなび」が「さとふ

る」ですね。すいません、訂正をお願いいたします。こういうサイトを活用するには基本的にお金がかかることになるわけですが、見方を変えていきますと、それは自治体の広告費、宣伝費と言えるのではないかなと思います。幾らかかってもこの納税額が増えれば、それで賄うことが十分できるわけですから、このサイトを利用することでもって広告宣伝を兼ねると考えれば、それを通して三股の魅力の紹介の場が増える。それから、広告宣伝の在り方にも今以上に工夫が必要となってくるのではないかと考えます。資料1の真ん中ほどには写真が小さいもんですから読めないということで抜き出して、高原町、高鍋町のところを抜き出しております。高原町が「初代天皇、神武天皇生誕の地として知られる高千穂の麓」で始まっています。高鍋町が「高鍋町は奈良時代に城が築かれ、江戸時代には秋月家三万石の城下町としての歴史を持ち」というので始まってきています。本町はこの47CLUBにはもちろんまだ入っていませんので、調べることはできないんですが、その下に点線で囲ったところ、楽天市場での本町の紹介がありましたので、これ読んでみますと「宮崎県の南西部、都城盆地に位置する三股町は、自然豊かな花と緑と水のまちです。三股町には四季を通じて美しい自然があり」と続いていくわけですが、何となく、この三股の魅力というものから考えれば、何かこうインパクトに欠ける、三股らしさが出ていないと、比較してみると思われるんじゃないかなと思います。こういうところも考えていくべきではないかなと思いますが、一昨年前のことですけれども、東京での在京三股会に木佐貫町長、白尾総務課長と一緒に私も出席させていただきましたが、そのときに、私は三島通庸公に関する三股開拓のことを話させていただきました。その後、会長を初め、出席されていた方々から、「そんな話を聞きたかった」と言われたことを覚えています。ふるさと三股は、ほかの自治体と比較してどんな町なのかということとともに、そのルーツに関わることを知りたかったということではないかと思いました。このようなことについては、後で質問します150年絡みの質問のところとも関係することになりますが、三股町の紹介の中に、三股のルーツに関する紹介内容も考えていかなければならないのかと先ほども申し上げましたけれども、一昨年前を振り返ってそう思ったところでした。紹介記事というのは広告宣伝の中でも、自分自身、自治体自身を際立たせるための重要な部分であると思います。もうひと工夫お願いしたいなと思っております。

次に資料の2をご覧ください。ふるさと納税サイトで利用者が最も多いとされますふるさとチョイスというので、そこにありました宮崎県内自治体の閲覧数の順位がありましたので表にしてみました。1位が都城市、2位が都農町、これ納税額の1位、2位を占めていますよね、本町は21位にランクしています。ここで思ったのが、20位に高千穂町があるんですね。高千穂町というと宮崎県を代表する観光地です。それでも閲覧者が少ない。これはどこに原因があるんだろうかと考えているところなんですけど、先ほど体制を見直して、その中でプロジェクトチームを



つくり、これまでの課題を洗い直すというのがありましたけれども、そういうのも他の自治体の状況を見て考えていただくのも一つではないかと思えます。寄附額を増やすには、まず見てもらえる工夫がなければいけません、現在考えられています、見てもらえるための工夫、先ほどのプロジェクトチームでいろいろ話しされたということですが、今、上がっていることがあれば教えてください。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今、このふるさとチョイスにおける閲覧の状況ということで、本町は21位になっているということの原因を探ってみますと、一つにはこのサイトを開きますと、まず1番目に人気のある返礼品、あるいは今、一押しの返礼品というのが最初に出てまいります。ですから、返礼品の魅力というところから、まずこの閲覧者というところは、各町のサイトのほうに入ってくるというような流れになってくるのではないかと考えております。それで、今回そのそれぞれのサイトにおける部分において、プロの手によってつくって見たほうがいいんじゃないかということから、今、鹿児島業者と連携しまして、その最初のトップページの部分を作成していただきたいというところで協議をしております。そういうことから素人ではなかなか我々の力ではなかなか太刀打ちできない部分もございますので、プロの手を借りまして、そのサイトの最初のページ、どのようにそれを持っていくのかということも、今、協議しております、今年度中には、またそこの部分で閲覧が多くなるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） そうですね。実際、都城市のトップページを見ますと、まるで通販会社のページを見ているような「大感謝祭」という大きな文字がどんと入ってきて読み進めていきたくなるようなつくりがされています。今言われましたように、プロに依頼をするということが現在見てもらえるための工夫の1つということに捉えてよろしいですね。いつごろ完成予定なんですか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） まだ、この協議につきましては、進めておりません。今年度中ということでは言いましたので、できるだけ早くして、今年度中にはその最初のトップページの部分、こちらの手を入れていきたいというふうに思っております。

それと、もう一つは、やっぱり魅力ある商品というのがトップページに来るということもございますので、できるだけ魅力のある返礼品の開発ということで関係企業と努力しながら、そういった商品の開発にもつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 今回質問をするに当たって、いろんなところの、このふるさと納税のページを見ました。特に宮崎県内でいくと、ほとんど同じなんです、商品は。特別変わったものというのではないと思います。あったとしても隙間を狙ったような日用産業みたいなものが出てくるようなもので、大多数は県内は肉なんです。これがどこも見てもトップにどんときます。あと都農は、都農ワインがあるからなと思っていたんですけども、都農を見てもほとんど肉です。肉とウナギ。新商品とかどうのこうのももちろん大事だと思いますが、後で言おうと思っていたんですが、返礼品の数もちろんご存じだと思うんですけども、数が都城が1,427件あったんですね、今、二、三日前現在で。都農町が282件、本町が、調べたところでは1044です。さっき107と言われましたですね、ちょっと数え方が若干二、三は違うんでしょうけれども、都城が1,427、都農が282、本町は、まず数を増やせばいいというもんじゃないんでしょうけれども、この都農の282でも肉とウナギが中心であると。ワインは後で出てくるんですよ。だから、見せ方の問題、見てもらえる工夫というのが一番大事じゃないかと、私は思うんですけども、今年度中と言わずに、一日も早くお願いできないものでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） この部分にも私たちもプロではございません。やっぱり何が問題なのか、そういったところの、まず課題を抽出しながら、そして今、おっしゃいました魅力ある、例えばトップページ上げますとキャンペーンをやっているとか、あるいは今おっしゃいました何々祭とかいう形での見せ方というものがございます。つまり、こういった戦略をもってやっていくのかというところが、まだ三股町には残念ながらございません。例えば、今の季節ですと秋の収穫祭とかそういった秋にとれるものをメインに出すとかいうこともあるんですが、例えば小林あたりは、梨、ブドウというのをメインにしながらキャンペーンを打っているみたいです。本町はそういったものが残念ながらございませんので、ただ今年度、たれつきのホルモンというものを新しく出しております。三股町は肉ということで、業者1社でございまして、そこと連携しながら新しい魅力ある、そして安いと、多くの量であるということのをうたい文句にしなから、そういった製品を返礼品として出していきたいということで計画しております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 都城、さっきも言いましたけど大感謝祭というは3月いっぱいを見て、まあ8月に見たわけですからいつスタートしたか分からないんですけども、今年度になって連続日本一という、新しくぽっとページを内容を変えているんですね。やっぱりスピードというのが1つ大きな要素ではないかなとも思ってはいるんですけど、資料の3をご覧ください。先ほどから話に出ていますふるさと納税のサイトなんです、都城市が、これ全部ホームページで調べた部分なんですけれども12のサイトを使っています。都農町が11、今度、高原町が

47CLUBを入れて3つ、高鍋町も今度の47CLUBを入れて7つなんです。本町は3つです。こういうような状況どう思われますか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 確におっしゃいますように、サイトをたくさん出すという戦略もございますけども、今現在、このふるさとチョイス、楽天市場、そしてさとふる、これ大手と言われるところでございまして、シェアも非常に多いということでございます。当然、指摘のございましたほかの大手についても、考えていくべきではございますけども、現時点では、この3社に絞ってやっていくと。状況を見ながらまた増やしていくということも考えたと思っております。先ほどおっしゃいました47CLUB、こちらは地方新聞が推奨する商品を、そのサイトに上げるというようなことでの戦略ということで、宮日新聞社のほうが宣伝しております。こういったところも地方に特化したというところでの魅力というのもございますんで、今後どういったサイトをまた新たに設けるかということにつきましては、それぞれのサイトのいいところ悪いところ、そういったところもしっかり見ながら、増やしていくことについては検討していきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 一つの例を調べた中で上げてみますと、愛知県のほうですけれども、愛知県でナンバーワンの実績を上げていた幸田町というのがあるそうなんです、「幸い田」と書いて幸田町。ここが、愛知県内でナンバーワンの実績をあげていたんですけれども、返礼品の関係で、なんですかね、商品名言っていないんでしょうか、エアークラウドというものをつくる工場がそこにあって、それを返礼品にしたらものすごく多くてナンバーワンになったと。そしてそれを見て、エアークラウドをつくっている工場がほかの自治体にもあるそうなので、そちらのほうにも殺到して幸田町の注文が少なくなったということで3割ほどの落ち込んでしまったと。その対策として、サイトをそれまで2つだったサイトを5つに増やしたところ、落ち込んでいた納税額がV字回復したと書いてあります。そして現在では、10を超えるサイトを利用するようになっていると。ですから、一つの例ですけれども、取り扱うサイトを増やすということも1つの対策であると思っております。だから、今ここに上げている3つは多いと言われますけれども、例えば都城市、都農町もみますと、例えば、クレディセゾン、セゾングループですね、それから、都城市の三越、伊勢丹、こういうところは購入、言ったらいかんでしょうけれども、ちょっと高い年収というか、そういう人たちが購入するとか見ることの多いサイトなんです。そう考えれば、特に三越、伊勢丹は、前にも私は一般質問であげましたけれども、本町のごまを大々的に取り扱っていただけたところなんです。お歳暮の三越、伊勢丹のガイドブックみたいなもの、あれの裏表紙を三股町のごまが飾っていたんです。その前の年は、表紙見返り

1 ページ三股のごまが使っていました。それでものすごく注文がきて、霧島会の方たちはうれしい悲鳴ということありましたけれども、こういうところを利用、そういう過去があるわけですから、三股とのパイプがあります。そういうものを利用していくというのも重要なことではないのかというふうに、ただこの3つに絞って様子を見るというようなことが6月議会で町長が言われました。どんな手を使ってでもというようなことにつながっていくんじゃないかなと思うんですよ。今のところ課長のほうは、そういうことのまずこの3つでやっていきたいということですが、頭のどこかにはそういうものを入れて、考えていただくことができればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 大変貴重なご意見いただきましてありがとうございます。先ほど来申し上げますように、それぞれのサイトはいい点、悪い点いろいろあります。特に最近、ある企業が、特に今後伸びるだろうというサイトを幾つか紹介してありました。そういったところも見ながら、ほぼこのふるさと納税は、ネット上で見て、そして購入していく、寄附していくというスタイルですので、ですから、ネット上での部分で非常に強いところというのも注視しながら、今後、どこを入れていくのかと、先ほど10社とかいう話もございましたけれども、やっぱりそのあたりもしっかり吟味しながら、増やしていくサイトについては考えていきたいというふうに思っております。いつそれをするのかということについては、また、今検討中というところで答弁させていただきます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 先ほど、専任のポジションをつくったということですので、こういうのはやっぱりスピードですよ。もう今年度も、4、5、6、7、8、9、半年過ぎていったんですよ、後今年度半分しかありません。それで、納税額をぐっと上げる神業なんですよ。ゆっくりしている間はありません。そこを考えながらお願いしたいと思います。それと、本町のふるさと納税を、本町のホームページで見ると、どこに出てくると思います。都城も、高原も、都農も、その自治体のホームページのトップページを見ると、どっかにかふるさと納税と見えるんですね、ぽつと。三股はないんです。これはやっぱり先ほど言われていたように検索することでもって入っていくんですよ。三股町の場合には窓口がないんですよ、トップページに。これどう思われます。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） まず、ふるさと納税に興味のある方というのはこの大手のサイト、こういったところから入ってまいります。ですから、町のホームページを最初見て、ふるさと納税というところを見る人は少ないんじゃないかというところが思われます。もちろんご指摘

のような町のホームページ、トップページにそれがあるということは、それはそれで非常に重要なものと捉えておりますので、またそのホームページの在り方についても、ちょっと今後検討していくということで、今の現状としては、各そういったネット上での検索によって入っていくという形のほうが多いというふうに思いますので、町のホームページについては、今後改善については検討していきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） それは課長の思いであって、現実問題、他の自治体を見ると、トップページにあるんですよ、ぼんと。都農なんかは大きく書いてあります。ふるさと納税窓口が入るところがあります。こういうのは熱意だと思うんですよ。後でいきますと、UIJターンのところもですけども、移住・定住のところについても、トップページに窓口を設けているところがたくさんあります。本町はありません。熱意というものはそこだと思うんですよ。やっぱりこういうものについては、他の自治体の状況を見て、成果が上がっているところがあれば、すぐに真似をしていいんじゃないかなと思うんですよ。真似することはできませんか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今、町のホームページのトップページにそれを載せているか載せていないかというところ、私も正直ながら確認しておりませんので、どういった点が、まず、まずいのかという点はもう1回検証させていただきたい。その上で各市町村の取組、やっぱりうまくいっているところは、何かヒントがあると思っております。例えば先ほどご指摘のとおり都城市、あるいは都農町の取組というのはかなり参考なる部分がございます。先月、都農町のほうにも行ってまいりました。そしてどういった取組やっているのかということも聞きながら、町としての取組、まずい点が幾つかあったと感じましたので、そういった点を踏まえて、今後の取組に生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ふるさと納税ですので、本来の趣旨から行けば三股町に寄附したい人は三股町のホームページを見て、そこから入っていくのが本来のすじなんですよ。しかし今は、サイトを開設することで業者のほうに儲けがいくわけですから、その業者が、実際の引っぱり合いということで、また意味合いは変わっていくんでしょうけれども、本来からいったら三股町に寄附したいと思ってもらえるような工夫を前もってしておかなければならない。これが本筋だと思うんですよ。だから、このホームページのトップページの工夫というのはしておかなければいけないんじゃないかなと思っております。先ほど、町長のほうから企業版ふるさと納税のことありましたけれども、4月、5月、6月ともう半年たっていますけれども、どういう状況なのか伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） こちらにつきましては、今年の3月に、内閣府の認定ということで企業版ふるさと納税の取組ができるようになりました。それで、今進めているところなんですけども、一番はどういった事業を町のほうがやっていく、それに対して支援していただきたいということでの広報というのが大事だというふうに思っています。ただ、今の現状としましては、そういったものを公にしないというところがございますので、企業版ふるさと納税の広報というところも、今後広く公募していきたいと思っております。そして、先ほど申し上げました都城北諸地区清掃公社、こちらについては1,000万円ということで寄附していただくということで申出がございました。こちらについては、この認定されました4つの事業を三股町は大きく示しております。この中で、五本松交流拠点施設整備事業、この事業にこのお金を生かしていきたいということにしておりますので、先ほども申し上げました4つの柱をもって、今、事業の構成しておりますので、こういったところを、今後広く広報して支援いただけるようにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今度の予算書を見ますと、その中のふるさと三股PR推進事業、これ見ますと、事業費が155万7,053円とあります。その成果のところを見ますと、ふるさと納税に関する特設サイトの運営や都市圏域の新聞広告を行い、全国に町内の特産品をPRすることができたとありました。この金額でどの程度のPRができたのか、効果はどれほど期待しての金額なのか、そういうこともこれからも伺ってまいりたいと思いますので、その程度でちょっとどうなのかなと思ったものですから、まだまだふるさと納税については、状況を見ながらまた質問を深めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。町に対する外部評価を有効に取り入れたらどうかということを昨年の9月議会で、私は取り上げています。それは、昨年8月のアエラの記事を三股の魅力として活用しない手はないということからの質問でした。資料の4をご覧ください。そのときの記事の内容をまとめたものです。もう十分皆さん見られているわけだと思いますけれども、次の質問としていますUIJターンにも十分使える材料であると思っておりますけれども、よく見ますと、この中ほど九州沖縄地区順位のところ、1位、2位、3位そこはアエラの中でも①、②、③、⑧まで上に上限書いていますけれども点数が書いてあるんですね。そうしますと、これで行きますと1位の南風原町、町なんだろうかね、①が3、③これも3、トップでありながらですね。それから、3位の大分市、これは③カルチャーを感じる施設がある町がどうかというのが1点なんですね。こういう点数がどうであったのかということが、今後の三股づくりにも大きく影響してくるのではないかなと思いますが、4位以降はこういう細かな①から⑧までの点数は書いてありません。

こういう、まあ、去年のことですけども、こういう点数というのは確認されたんでしょうか、伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ご指摘に部分ですけども、確認いたしております。今回この、じゃ、どういう形でこれが点数化されたのかということをやちょっと紐解きますと、住宅情報サイト「SUUMO」の池本洋一編集長と移住情報誌「TURNS」と言うんですかねの堀口正裕プロデューサーがお二人でこのコロナ時代の移住で重視すべき8項目ということで、それぞれを公的な統計を選んで資料化したということでございます。つまり、このお二方による指標ということで、今回これ表記されたということで認識いたしております。ちなみに本町につきましては、その1番の住宅に関する部分、これが5点ということです。続きまして、買い物、これが高かったです、9点、カルチャーが4点、将来性が8点、子育てが10点、そして治安が7点、医療が6点、災害、行政が4点ということでございます。この部分でカルチャーと災害、行政というところが低いという点が、今回、ここが高ければ逆に三股町は非常に高位置に位置したんだろうというふうに思います。子育て、これが10点満点ということで、ここは本町のまちづくりの成果ということで認識いたしております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。いいですね、この数字は。ものすごくいいですね。これは十分三股の魅力として使えますよね。じゃあ、もう一つが大東建託賃貸未来研究所の「街の住みこちランキング」についてですけれども、これも点数については聞かれていますでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） こちらについては、一般の方々の投票というような形で点数化したというふうに認識いたしております。従いまして、このアエラとこの大東建託については、ちょっと考え方が違うということでございます。（「点数は……」と呼ぶ者あり）点数ですか、ちょっとお待ちください。ちょっと時間を……、よろしいですか、点数は67.4というのが出ております。ちなみに、これ申し上げますと、1つずつ言います。生活利便性が2位、交通便利性が2位、行政サービスが1位、親しみやすさが1位、イメージが2位、静かさ、治安が2位、物価、家賃が1位、自然、観光が11位、ということで86人の回答があったということで、あります。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。このようなアエラとか大東建託などの外部評価をどのように現在活用されていますか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） こちらにつきましては、アエラにつきまして、昨年11月の広報みまた、こちらのまちの話題のほうで紹介させていただきました。また、これが公表されてからいろいろ開かれました、例えば自治公民館、連協の会議とか、あるいは民主団体のいろんな会議等で町長のほうからその都度公表ということでさせていただいたところがございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 分かりました。もっと外部にも発信する材料としてお願いしたいなと思うんですけども、次の資料をご覧ください。資料の6です。三股町移住者情報サイト「みまた〜ん. COM」からその冒頭にある文書を書きました。三股町に住んでよかった、そう思われるまちづくりを目指しています。三股町は、16万人都市である都城市の中心市街地に近だけでなく、本格的な田舎暮らしも楽しめる、コンパクトな「まち」です。とこうありますけれども、なんか隣のことを言っているんですよ。他力本願みたいな感じがしますけれども、もうちょっと、こう三股の魅力というものを、ここにどんと押し込んだ表現というのはできないものではないかと思うんですが、そして、またコンパクトな「まち」とここに上げているんですね。今、コンパクトシティ構想、この流れで五本松の話が進んでいるわけですので、既にもうコンパクトなまちと表現していいのかなと思ったりもするんですけども、ここにこそ、先ほどのアエラの内容とか、大東建託の内容等が入っていけば、移住、定住というところで、ものすごくこの魅力というものを町が言うんじゃなくて、第三者が言ってくれたということで、価値が高くなるんじゃないかと思えますけれども、いかがなものでしょうか、伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ご指摘の「みまた〜ん. COM」のここの掲載内容なんですけれども、今現在、この中身を、一つ一つ検証していきながら、リニューアルしようということで検討いたしております。例えば、この部分が、移住者のコメントというものもあるんですけど、その部分も古いものですんで、最近越してこられた方、こういった方々のインタビューというようなものも、そこに盛り込んでいきたい、当然この最初の部分の冒頭のこの部分もご指摘がありましたように、今の三股を反映するような、そういったものをここに盛り込んでいくということは正しい方向だと思っておりますんで、ちょっと参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 先ほども言いましたけれども、町のホームページのトップページでこれも見るできないんですよ。あの「みまた〜ん. COM」も。次に入ってやっと見



ることができるというのが現状ですよね。私なんか、もううまくできないもんですから、やっぱり結構この「COM」に入るのにも時間がかかるんですよ。そこに入ろうと思っていてもですね。こういうのがもうちょっとスムーズに、先ほど言いましたけれども、移住、定住のところをトップページでぽんと入れていくとか、ふるさと納税とともにですね、そういうような工夫というのはしていただけないかと思うんです。特にこの自治体は、こここのところに力を入れているんだということをホームページ上でもトップページで知ることができる、確認できるということが必要ではないかなと思います。先ほども答えていただいていますけれども、ぜひお願いします。

次の質問に移ります。沖水川についてですけれども、去年もこの時期に言ったんですが、まるでちょっとした行楽地ではないかと思うような風景を、土日はもちろんのことながら、夏休み中の平日でもみることができました。カラフルなテントや浮袋が、非常ににぎやかに彩っていたというようなことになるとは思います。都城盆地を広く見ますと、このように川遊びをできる川というのは沖水川が一番じゃないかなと思うんですね。ほかではまずこんなに大規模に川遊びのできる場所はないと思いますが、これも三股の魅力に入るとは思います。川遊びに伴う危険というのは当然ありますが、自粛が要請されています現在、近場でのレジャーを求めて、当然の動きであろうと思っております。今年は、梶山大橋を挟んで上下流域でしゅんせつ工事が行われています。その関係で、ちょっと、こう去年と比べると少ない感じがしましたけれども、この工事によって来年は川遊びスペースがぐっと広がるということになります。また、その上流にある矢ヶ淵公園ですね、ここは町の公園ですから、非常にこの整備が進んできれいになって、春は桜、夏は水遊び、秋は紅葉と、公園の利用者が増えてきているように感じておりますけれども、今年の夏は、去年よりも多くの方が川遊びを楽しんでいたと思えました。それに伴って駐車スペースから車があふれて路上駐車がもうあちこちありました。そうなりますと、人の集まるところになると共通して見られるのが、この駐車場の問題、そしてごみの問題ということが問題として取り上げられることになるとは思います。このように、町内の沖水川がレジャーを楽しむ場となりつつあることに対して、行政として、今のうちに何か対策を考えておく必要はないかと思いますが、何か考えることはありませんか、伺います。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。沖水川の低水時期の広場や張芝、また植栽、ベンチが整備された区域につきましては、河川管理者である都城土木事務所により整備行われまして、協定により区域内の植栽等の施設の維持管理とか除草、清掃を町が行っております。議員ご指摘のレジャー活動によりまして、河川の環境美化等に影響を及ぼされることは、河川管理上問題があるとともに、三股町の景観まちづくり計画に基づき、優れた自然景観を保全していく観点からも利用者に配慮を促す必要があるというふうに考えております。今後、巡回時の注意喚起

などより良い利用を図られるよう対応をしていく必要があるものというふうに認識しております。なお、区域内利用につきましては、河川管理者の意向もあることから、適宜河川管理者に情報提供を行って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） もう一度、町があそこ一時的にでも、河川プールとして、あそこを多くの町民の方に利用していただいていた過去がありますので、そういうのもうちょっと積極的に、夏の川遊びの在り方、例えば、ごみを捨てないようにしましょうとか、河川敷ではなくても堤防の上のほうとか、そういうのは全くないんですね。ごみはすごい量です。分からんように藪の中に入れてたり、そういうのも入れればかなりのものになりますので、何かこう注意喚起を促すような工夫というのも今のうちに考えていただくとありがたいなと思います。それと、資料の7見てください。矢ヶ淵公園にある看板ですけれども、赤い線引いたところを読みますと、橋からの飛び込み禁止、橋の通行を妨げる行為の禁止、橋からの飛び込みによる重大事故も発生しております、こういうところ、まあ、線引いているわけですけれども、ほとんど完全無視の状態ですね。行っていただければ分かると思います。先日、何回となく行ってきたわけですけれども、大体午前中は家族連れ、午後が若者で橋から飛び込むという何となく、こうすみ分けができているような感じになっています、今。その昼過ぎに行きますと、橋の上に順番待ちをする若者がいっぱいいて、そこを車が通ると、通る車は申し訳なさそうに通らないといけない、そんな感じになっていますけれども、そういうときに、この若者の顔を見たときに脅されているんじゃないか、飛び込めと、そう思わざるを得ないような状況の子どもたちも見ました。あつてはならないことなんでしょうけれども、度胸試しとして、こういうことも心配です。とにかくこの梶山橋飛び込み防止、これも県のほうなんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 梶山橋の管理につきましては、町になります。町道ですので。梶山橋のこうらんを乗り越えまして、沖水川に飛び込むことにつきましては、危険を伴うことから、議員の資料のとおり、周知看板にて注意喚起を行うとともに、巡回時にも危険を伴う行為の防止を促しております。梶山橋は、三股町の貴重な文化財でございます、ご承知のとおり。また、本町の豊かな景観を形成する公共施設でありますので、現状を保全して継承していくためにも、今の橋の構造はそのままにしたいというふうに考えておりまして、ですので、マナーの向上を努めていく必要があるということで、その辺に着目していきながら、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 飛び込み防止対応をとというのは非常に難しいことと思いますけれども、一律、川で遊ぶなど教育課のほうでは指導がなされてきているわけですが、それも、それはそれで可哀想な感じもしますので、なにかこう、特にあそこについては、大きな事故が本当起こっていますから、今までも。何とか工夫をお願いしたいと思います。

次に行きます。ハート形のまちについてですけども、ハート形というのは三股町の大きな魅力につながると思います。今日の宮日新聞の「くろしお」のところにこういう記事がありました。

「大正時代初期、当時の橋通りの幅員は四間、約七メートル、驚くべき大きさであったに違いない。」という表現がありました。山王原の町長の家の前あの道路、四間ですね。この記事にあります大正初期からさかのぼること半世紀前、驚くべき道路であったということが言えるかと思えます。今日この新聞見て、あ、すごいんだな、やっぱりあそこの道路はと思ったところでしたけれども、そのような、これから150年前までさかのぼっての三股の魅力というもの、これ何らかの形で周知したいという答えを今までいただいております。しかし、何が行われているのか私にはよく分かりません。このままでは、何もせずに最もタイムリーな時期を逃してしまうかもしれないとの思いから、地域活性化団体「がんばっど山王原」で、こんなシャツをつくりました。そのために着て来ました。今日は傍聴席に、色とりどりつくりましたので、並んでいただいて頑張っているんだっていうのを見ていただこうと思ったんですけども、昨日、私には、私知らなかったんですけども、傍聴は禁止ということが来ましたので、来てもらえなかったわけですが、ここに「since 1872」これをいろんなところに着ていくと、当然質問が来ると思うんですね。それについてはこうやって説明しましょうということを皆さんと共通認識を持っております。いろんなところに出掛けられる方が多い団体ですので、これからもこのシャツを着て、三股ハート型の町について取り組んでいきたいと思っておりますけれども、町として、どのような対応を計画されているのか具体的に町民の方々が分かるような計画、あるのかないのかも含めてお願いします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ハート型の町生誕150記念の途中経過というご質問にお答えいたします。6月定例会におきまして、今年度、町外からの移住を呼びかけるためにユーチューブのプロモーション動画を作成することから、このことを盛り込むことを検討したいと回答いたしております。8月に、このプロモーション動画につきまして、制作会社と契約を締結いたしました。現在、プロモーション動画の制作に向けて協議を行っている途中でございます。議員から提案のございましたハート型の町生誕150年について盛り込むということを検討いたしております。今の時点では、この150というのはこの部分で、プロモーション動画

というところで盛り込むということできせていただきたいということです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 先ほどから言いますふるさと納税とか「みなた〜ん. COM」とか、そういうのでも、こういうのをどんと表していただくことができれば、三股の魅力というものを再度認識していただける機会が増えるんじゃないかと思えますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。交流拠点整備事業について伺います。7月26日全員協議会におきまして、交流拠点整備事業について、基本計画の進捗状況及び検討内容の説明が行なわれました。たくさんの資料を準備していただいて説明されました。そして、幾らかの質疑応答も行われております。その際、進行の中で、9月の一般質問の中でも質問してくださいとおきました。9月議会におきまして、今議会、全員協議会がまた開催されて、説明されることになっておりますけれども、前回の質問説明の中から、質問させていただきます。

まず、この事業の目的の中に、日常的に人が集うにぎわいに満ちたまちを象徴する拠点整備を目指しますとありますが、自治体レベルにおいて目指すべき具体的なモデルはあるのでしょうか。あったら具体的に教えてください。お願いします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 日常的に人が集うにぎわいに満ちたまちを象徴する拠点として目指すべき具体的なモデルはあるのかとのご質問にお答えいたします。

交流拠点施設整備事業を進める上で、他自治体の事例は参考にしますが、具体的にモデルとしている自治体はございません。日常的なにぎわいづくりを目指すと言ってもその手法は様々で、どこかのやり方を参考にしてそのまま当てはめてもうまくいきません。事業の中身が似ているとか、人口規模や自治体特性が似通っているといっても、違う土地の違うまちであり、そこに住まう人も町の成り立ちや文化も全て違います。インターネット発達によりまして、参考となる様々な情報が入手しやすくなり、世の中の思考が、答え探しに走ってしまう傾向にあります。本町の事業は町民や事業者など様々な人と関わりながら、一緒に考え一緒に進めることに重点を置いて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 分かりました。まちづくり会社というのがこの間説明が出たんですけど、これにつきましても、参考とする自治体があるのかなのか、今と同じでしょうか。お願いします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） このまちづくり会社を設立する際に参考とした自治体、これは一応ございます。岩手県の紫波町、こちらはオガールプロジェクトで有名ですけれども、大阪府大東市、あるいは佐賀県の上峰町など事例を特に詳しく見ているところでございます。紫波町及び大東市の事例につきましては、まちづくり会社が自治体によってプロジェクトを進めるエージェント型と言われる手法を取っています。まちづくり会社が官と民の中間的役割をうまく生かしながら、官の事業代行者として民間との協議を進め、官民連携事業を進めていくというやり方でございます。また上峰町の実例は、行政は土地を現物出資し、民間は現金を出資し、官民共同で合同会社を設立して事業を進める手法でございます。さきのご質問でも述べましたとおり、どこかの事業スキームと同じやり方でやればうまくいくというものではないため、様々な事例を参考にして、本町の事業を実現するための三股型事業スキームを考案したいと考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 分かりました。我々議員も紫波町につきましては、５年前に視察に行かせていただいております。そのときの記憶というのは行かれた方をお持ちかと思っております。今後それが活かされていくのではないかなと思っております。

最後になりますけれども、審議会や検討委員会、専門部会などがスケジュール表が配られております。資料の８にそこだけ抜粋しておりますけれども、審議会、検討委員会、専門部会というのが８月、９月、１０月というふうにしてスケジュールの中に組み込まれておりますけれども、その中で出された意見というものは、何らかの形で公開される予定はあるのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 審議会、検討委員会、専門部会などで出された意見は何らかの形で公開されるのかというご質問ですが、令和２年３月に策定いたしました基本構想を公表した際は参考資料といたしまして、本事業の諮問機関である審議会の議事録及び諮問書、答申書を公表いたしております。現在、策定している基本計画についても同様に、審議会の議事録及び諮問書、答申書については公表する予定でございます。

なお、その他の会議の内容につきましては、基本構想では公表していませんが、２か年の期間を要して策定することとなる基本計画につきましては、その策定経緯を説明する上で、必要なものであることから、検討プロセスが分かるような会議の要旨等の記録を参考資料として公表することを考えているというところでございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） ９月から１０月にかけてパブリックコメントが計画されているようですけれども、このときに、それまでの審議会とか検討委員会、専門部会での意見というもの

は公表した上でパブリックコメントというのは予定されているのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） パブリックコメントと言いますのは、この基本計画素案を出すというところがございます。それとは別に、今ご指摘のございます、これまでの経過過程ということは、その必要性があるかどうかというところあたりも、ちょっとここでは、今、お答えできませんけども、十分内部で協議しつつ、これまでのパブリックコメントの出し方のやり方というものもあると思いますので、そういったものを参考にしていきながら、どこまで出すのかというのは、今、即答は控えさせていただきます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） これまでのパブリックコメントは、ほぼゼロということを含め今までも聞いています。それを参考になりませんので、ゼロじゃないようにするためのパブリックコメント、工夫してもらいたいと思うんですね。実は先日の説明会のときに、検討委員会での意見の要点まとめはそれ際プリントでいただきました。しかし、審議会の意見は全協の当日の午前中に審議会が行われて、午後に全協でしたので間に合わないということで、二、三の意見が口頭で紹介されました。口頭でされたって分からないですから、プリントを要求したんですけれども、待てど暮らせど来ませんでした。8月17日になって、なぜ来ないのか確認をしてもらったところ、議事録がぼんと来ました。すぐ来るんだったらもっと早く議会でこのいろいろ考えて、議会は決議するわけなんですよ。そのときの資料というものは、やっぱり読むという時間が必要です。説明を受ける、読む、それなのに、この審議会の意見、読んでみたら非常に参考になる意見がたくさんありました。なぜこれが早く出なかったのか。この事業のスローガンは町民とともに考え、町民とともに進めるまちづくりとあります。議員は町民の代表となっていますので、非常にちょっと軽視されているんじゃないかなという気がしたんですよ。このスケジュールで、今後も審議会、専門部会、検討会、それぞれ行われます。やはり早めに全協での説明会の前にそういう資料をいただけたらとか、何かそういうことをしていただかないと膨大な資料を頂いたって、そのときに読み切ることはできません。そここのところよろしく願いいたします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ご指摘の議事録についてですけども、一応こちらは、この議会も一緒なんですけれども、音声録音を全てとりまして、それを全て解読してまとめるということで多少の時間を要します。それで遅れたということと、20日ほどなって提出だったというところは大変申し訳なく思っております。ただ、議事録というのはやっぱり全て紐解いて、そして要点議事録という形でまとめさせていただきますが、内容をまた確認するという時間も多少要します。したがって、今日やって明日できるというものではございませんので、多少の時間を要した

という事をご理解いただきたい。ただ先ほどから言いますように20日かかって提出したということについては深く反省いたします。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 言い訳はいらないんですよ。そのときに出してくださいと言ったら、期間を要しますと言えれば落ち着くんです。やっぱりそれが結果なんですよ。途中経過というものは後でついてくるものでありまして、結果を聞きたいと、そういうふうなことで、変だなと思ったところです。今後とも非常に重要な五本松交流拠点につきましては、逐一議会のほうを通していただけたらと思います。我々も議員として、町民の方々からどうなっているのと聞かれることは非常に多いんですよ。ですから、新しいものをできるだけ早くに頂きたいと思っております。逆に町民の方からワークショップに行った方から逆に聞くとか、そういうちょっとおかしい感じがするんですよ。ある程度煮詰まってきつつあるような感じがしますけれども、そうであればあるだけに、早めに慎重にやることは当たり前のことですから、早めをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

-----  
○議長（福田 新一君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時05分休憩

-----  
午後1時30分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、池邊美紀議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 発言順位3番、池邊美紀です。通告に従って質問させていただきます。

まず、五本松交流拠点施設についてであります。

新型コロナの影響で会議などが開催できなかつたりしております。五本松交流拠点施設に関する会議なども、予定どおりに開催できずに進んできていますし、新型コロナ対策も出てきておりまして、設計にも留意しなければならない状況もあります。審議会でも現段階の図面を見られて、このまま進めていくことに不安というか、心配だという声も出てきております。

それらを踏まえての質問でありますけれども、補助金などの関係で急ぐ必要がなければ、もっとしっかり時間をかけて練り直した基本計画を出すべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

続きは質問席から行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 五本松交流施設についてのご質問にお答えしたいと思います。

計画してコロナ禍があり、会議などが思うように進まず、当初のスケジュールの基本計画がここにきて遅れているが、急ぐ必要がなければもっと時間をかけるべきではないかとのご質問にお答えいたします。

本事業は、町民との協働に重点を置き、ワークショップやヒアリング調査、各種会議を行い、必要な時間をかけて検討を進めているところでございます。

平成31年3月に策定しました基本構想策定方針では、おおむね令和5年度の供用開始を目指して検討を始めましたが、基本構想から基本計画へと進む過程で、コロナ禍の影響もあり、進捗に遅れが生じたところでございます。

この遅れは、コロナ禍で会議など人を集めての検討がしづらかったことも影響していますが、コロナ禍を踏まえて交流をどう捉えるかなど、基本構想では想定していなかった事柄を改めて検討する必要が生じ、その検討に時間を要したことも影響しています。

つまり、この事業は、結論ありきで進めているわけではなくて、状況に応じて、必要となる検討にしっかりと時間をかけて取り組んでいるところです。

また、対話を重ね、合意形成を図りながら事業を形にすることを目指していることも、時間がかかっている要因です。

その結果、供用開始の目標年次を2か年延長いたしまして、現在のところ令和7年度の供用開始を目標にしているところです。

また、この事業は、人口減少時代に向かう中で、本町の町の在り方、未来を創造する事業というふうな位置づけています。このような観点から、本町の立地適正化計画や都市再生整備計画、公共交通再編計画、県道の歩道整備計画などの事業とも一体的に進めていくこととしておるところです。

このようなことから、今後もこれまでの姿勢を保持しながら、粛々と健康と交流とにぎわいの拠点づくりの実現に向けて事業を進めてまいります。

なお、基本計画案は、審議会での議論を踏まえて答申していただくことになっています。このため担当課では、作業会、幹事会、検討委員会の検討結果を審議会委員に十分説明し、事業内容、方向性を理解して答申していただくよう努力しているところでございます。

先ほど、不安の声もございました。そのことについても、具体的に担当課長のほうから説明をさせます。



○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 7月26日に開催いたしました審議会において出されました委員からの不安や心配の声として、大きく2点がございます。

こちらについては、全協の中でもご説明した内容でございますが、1点目は、商業施設の収益性に対する不安です。

令和2年度中は、カルチャーセンターをメインに検討しており、公共的施設を中心に計画を考えていました。令和3年度に入り、本町が取り組んできた地域密着型官民連携の検討に対して、地元事業者の機運も高まり始めたことから、商業施設についても基本計画に明確に位置づけることといたしました。

公共施設に付帯的に設ける商業機能とは明らかに規模が異なってきたために、商業施設にとって重要である道路との位置関係や、駐車場の配置等について十分な検討がなされていないのではないかという趣旨のご意見でございます。

2つ目についてですが、町民の思いが図面に落とし込まれていないという意見です。

町民ワークショップの意見を基に「五感に優しい、居心地の良いまちのたまり場」をマスターコンセプトとしていますが、ワークショップで出された町民の様々な声が図面に表れていないというご指摘でございます。

以上2点の内容を踏まえながら、8月5日に専門部会を開催し、1日かけて検討してまいりました。専門部会の構成としましては、審議会及び検討委員会の委員の中から、建築やまちづくり、造園計画など、専門的知見を持つ4名の委員で組織している部会でございます。

専門部会では、商業施設を明確に位置づけることとなった経緯の説明や、地域密着型官民連携という町の考え方をご理解頂き、町民ワークショップの意見なども振り返りながら、施設や駐車場の位置についても詳しく検討いたしました。

現在は、専門部会の意見も踏まえながら、基本計画の取りまとめ作業を進めているところでございます。

また、もう少し時間をかけて練り直した基本計画を策定すべきではとのご意見につきましては、これまで十分時間をかけて基本構想を策定し、基本計画についても、しっかりと時間をかけて検討してきましたので、今の考え方をまちづくりの柱に据えて、基本計画を策定したいと考えております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 7月26日の段階で図面を出されたわけですがけれども、その図面は1パターンしかなかったのかお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） あくまでもどういったものなのかという、一応見てもらって、そして、その内容を検討してもらおうということで、あくまでもモデル的なものを1案示しております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 担当課のほうでは、その1パターンしかなかったというふうなことなんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 一応6パターンございましたが、それを全て出すと審議に時間を要しましたので、その中から1つだけモデルとして出せるものを出しました。

ただし、これについては、あくまでもこちらサイドでつくったものでございまして、これが絶対にそれをやるというものではございません。あくまでもイメージづくりという観点から示したものでございます。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今そこにこだわったのは、やっぱり委員の発言の中で、これだけ議論を積み重ねてきてコンセプトやイメージを積み上げてきているのに、最終的に出てきた図面を見ると、何となく単に箱を新しくして既存施設を詰め込んでいこうかなというようなものにしが見えないというふうな、非常に厳しい声が委員の中から出ております。

そういったものもやっぱり重く受け止めて、6パターンももしあるのであれば、そういったほかのパターンもやっぱり示すべきではなかったのかなというふうに思うところではありますが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） これにつきましては、今ご指摘もございました専門部会のほうでもう一回練り直しまして、再度、それぞれの審議会の委員から出された意見を踏まえて、計画の練り直しを今進めているところでございます。

ただ、先ほど来言いますように、あくまでもイメージとして出したものでありますので、今後進めていく基本設計、実施設計、その辺りで、大きくその辺りを反映していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） やっぱり1回図面をしっかりと示してしまうと、その図面が独り歩きしてしまうというおそれも十分考えられるんですね。ですから、いろんな方向性というものをしっかりと委員の方々にも示して、そして合意形成を図っていくべきではないかなというふうに私は思いますけれども、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 確かにご指摘のことは十分考えております。

ただ、先ほどから言いますように、何もない中で言葉だけ説明して、その文章だけ説明すると何も描けないんですね。つまり、ある程度こちらで鳥瞰図、あるいは立体図といったものを、完成予想図といいますか、そういったものを出すことによって、ああ、こうなんだなというイメージが湧くということです。こちらにつきましては、あくまでもこれは完成形ではなくて、あくまでもイメージ図ということでお示ししておりますので、今後また、基本計画の中にも示していくことになろうかと思うんですけども、あくまでもこれにつきましては、完成図ではないというところで、注釈も入れているところでございます。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 先ほどから言っておりますけれども、やっぱり図を示してしまうとやっぱりそれが独り歩きして、そっちの方向に引っ張られていくというふうなことも十分考えられますので、そういったことはないように、十分議論に議論を重ねていただいて、合意形成をしていただきたいというふうに思います。

スケジュールによりますと、基本計画完成図は、10月というふうなことで示しておられまして、全部のこのチームの方々がしっかり納得して、その部分まで到達するのかなあというのが非常に心配なところでもあります。

で、今議会、9月議会で、私たちには、また全協を開いていただいてしっかり説明があるというふうに思っておりますけれども、その中の意見として、もし基本計画、10月じゃなくてもっと延ばすべきではないかというふうな、もしそんな意見が出たときには、どう考えられるおつもりなんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 先ほどもご説明いたしましたが、これまでも町民ワークショップであるとか、あるいは各方面からの方々に委員になってもらいまして、計画については十分議論をしているところでございます。

つきましては、近いうちに全協の中でこの内容についてはご説明すると。そういった中で、議員の皆様からの意見も十分踏まえながら、そういった意見もまた持ち帰りまして、そして執行部のほうとしましてどうしていくのかということについては議論していきたいと。

ただ、先ほどから言いますように、この計画につきましては、令和7年供用開始ということになっております。ついては、この計画について国、県との協議等も今進めているところでございまして、大幅な変更というのはなかなか厳しいということでございます。

当然、国、県からの補助金、あるいは起債、借入れとかいうのもありますので、これが計画に

については十分示す必要がございます。これまでも県との数回の協議も行っておりますし、その中で令和7年の供用開始ということもお示ししておりますので、それを大きくまた延ばすということについては、非常に厳しいというふうに受け止めております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 何も大きく延ばしてほしいというそんな話をしているわけではなくて、例えば年度内まで延ばすべきではないかとかそういった意見が出たときに、それを考えられる余地はあるのかというようなことをお聞きしたいわけです。答弁をお願いします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） また意見の中身をもう一回、議員の口から出された意見内容を十分踏まえまして、その内容が十分審議の余地があると、議論の余地があるということであれば、それについてはまた計画の中を見つつ、スケジュールの変更等も考えていこうと考えております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） コロナ禍で、やっぱりたくさんの方が集まってたくさん議論ができなかった中での最後の詰めになってきているわけですので、皆さん方が、委員会の皆さん方、全ての方々が納得する、そして町民の方々が、ああ、こういったものができるのかというふうな希望が持てるような、そういったものにしていただきたいというふうなことは、これは誰も思っていることだというふうに思いますので、それに向けてぜひ注力して頑張ってくださいというふうに思います。

この質問はこれで終わります。

次に、新型コロナ対策についてであります。

ワクチンの接種計画では、週3日で進めておられるわけですがけれども、これを増やすことはできないのかというふうな質問でございます。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） コロナワクチン集団接種についてお答えいたします。

現在、コロナワクチン集団接種は、町内の医療機関等の協力により、1日360人、週3回実施しております。

ワクチン接種の対象者には、8月末までに接種券を郵送しており、接種希望者の予約も順調に入っているところです。1回目の接種を10月の第1週までに終わると、2回目の接種が10月末には終了する見込みです。

集団接種の日程は、町内の医療機関との協議を重ね決定しております。

5月12日から集団接種を1日最大270人、週6日で開始いたしました。8月からは1日360人、週3回とし、医師による診察を3か所、看護師による接種を1か所増やし、4か所で

継続しているところです。

9月3日現在、ワクチン接種者数及び接種率は、1回目が1万4,152人、63.1%、2回目が1万2,293人、54.8%となっております。

町内の医療機関では、通常診療に加え、集団接種への協力、自院、各医療機関での個別接種も行ってもらっております。また、休診日にも協力をもらっているところです。

ワクチンの接種率、予約の状況、医療機関等の協力体制から、接種計画どおり週3回の実施で10月末までに希望者の接種を終えることができる見込みです。そのため、現状の週3回でワクチンの集団接種は実施する予定としております。

今後も、新型コロナウイルスの感染防止を行いながら、ワクチン接種が円滑に進むように努めてまいります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 従来型と違って、もう皆さんも御存じのように、デルタ株というのが蔓延が始まって、全く局面が、フェーズが変わってきたというふうに言われています。感染の年代も若い人、しかも子供まで広がってきておりますし、影響を受けていますし、感染力、入院率、また死亡率も上がってきています。

私は、やっぱり町民の健康、命ということを守るといったことでは、やっぱり希望者にはできるだけ早くワクチン接種をすべきだというふうに思っていて、この質問をしたつもりです。

今現在、週3回なわけですけれども、1回増やすことはできないのか、できるのか、この1点についてお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 接種券の郵送を、8月20日に16歳以上に郵送しておりますので、16歳から20代の方の予約が、今どんどん入ってきているところなんですけれども。予約の状況を今見ていると、大体10月の第1週までで、予約枠ですね、残りの予約枠と今の接種状況、接種率を見ると、希望者の接種は終える見込みなんですけれども、今の感染状況から見ますと一日でも早くワクチン接種が望まれるところであると思っております。

そこで、1日接種日を増やすということに関しては、やはり医療機関の協力ができないところではあります。今回の10月までの医療機関の協力の日程調整も、なかなか厳しいところを無理してお願いをして、接種室を4か所増やして、1日接種者数を増やす方向で、できるだけ早く終われるというところで計画を立てております。

で、1つは1日360人というところをどれくらいスムーズに接種ができるかとか、感染防止対策を行いながら安全にできるかというところを見ていまして。状況見ますと、1日360人よ

りも少し増やしても接種がスムーズに行ける状況にはなっておりまして、今、1日の接種者数を360より少し増やして、日によって違うんですけども、370、380のときもあります。

特に土曜日の希望者が多いので、土曜日枠は少し枠を広げたりとか、そういう調整をしながら、できるだけ接種希望される方には早く接種が出来るように、また事前キャンセルが入ることがあります。それも個別接種をすることにしましたということなどにもよるんですけども、そういう空きが出たときには、すぐにまた予約枠を空けまして、早く接種したいという方にはそのキャンセル枠も接種ができるように、無駄にしないようにという方向で今対応しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今、週3日というのを4日にはできないという答えでいいんですかね。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今のところは週3日としておりますけれども、ただ今後、まだ若い方の予約を今受け付けておりますので、これが私たちの想定以上に増えたりとか、何らかのどうしても集団の、今つくっている枠で入りきらないとか、何かもしそういうことが起こりましたら、また医療機関の先生方と協議しまして検討はしていきたいと考えております。

今の時点では週3回にしておりますけども、今後私たちが思っている枠がもう埋まってしまって、もう集団接種受け入れられないとか、何らかの問題があったときはまた検討していきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ちょっと厳しい言い方させていただきますが。先ほども言いましたように、住民の健康、命に関わる問題なんですね。1日遅れたがために命をなくしたということが絶対ないように、やっぱり担当課としてはしっかりやってもらいたいというふうな思いでこの質問をしているわけですから。4日ができなければ、やはり今の数を増やすとか、そういったことをしっかりやっていただきたいというふうに思います。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 池邊議員が言われるように、一日でも早く接種希望者には接種をすることが重要だと思っております。そのために私たちも計画を立てているところです。

1日接種日を増やすことに関しては、簡単に増やすということが難しいところもありますので。といいますのも、やっぱり各医療機関でも個別接種をしてもらっていますので、個別接種の予約

がかなりたくさん入ってきております。そのまた調整とかも出てきますので、多くの調整を要するという点が難しい点でもあります。

ただ、必要に応じては検討して、接種日を増やさないといけないことも出てきますので、その点はまた考えていきたいと思っております。絶対しないというわけではないんですけども、今のところというところでお伝えいたします。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 担当課の方はよく分かっていると思うんですけども、デルタ株というのは従来型に比べて感染力が3倍もの感染力というのもデータに出ておりますし、入院もこれまでの2倍、そしてICU入室率も3.8倍というそんなデータが出てきて、しかも子供にまで影響が出てきているというようなことを考えると、やっぱりこれ急がないといけないなというふうに私は思うんですね。そういったところもぜひ、本当に現場というのは混乱して大変だというふうに理解できるんですけども、やっぱり市民の命を考えていかなければならない部署でもありますので、そういったところはぜひしっかりとやっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に移ります。

猛威を誇る新型コロナのデルタ株、感染率も高く、これまでより気をつけなければなりません。豪雨や台風における避難所において、コロナ対策はどのようになされているのかお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 豪雨や台風における避難所のコロナ対策についてお答えいたします。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う避難所対策マニュアルに基づいた職員用避難所運営マニュアルを作成し、対応しております。

職員につきましては、新規採用職員を主とした説明会を実施し、準備体制を整えているところでございます。

マニュアルでは、指定避難所の運用指針や感染症の疑いのある避難者の隔離施設の指定、その運用を示しております。特に、避難者体調チェック、避難者個票の作成、避難スペースの確保、発熱時の隔離対応等を細かく示しているところでございます。

また、指定避難所におきましては、土砂災害区域、土砂災害警戒区域の多い第4地区、第5地区の第1次避難所における3密回避が困難であることを想定し、第4地区は梶山小学校体育館に、第5地区は長田小学校体育館にそれぞれ第2次避難所を指定しております。また、隔離施設は、あつまいを指定しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 先ほども申しましたように、デルタ株になってきて、これまでと同じような対策では不十分なところが出てきているようでもあります。

今お話を聞きますと、第2次避難所というようなことを考えますと、あのスペース、両方の体育館を見るとかなりスペースありますので、大体の住民の今までの状態を見ると、これぐらい来ても大丈夫だなというふうなところは考えられるわけですが、

殊、やっぱり今回のデルタ株、もしくはこれからまた変異するかもしれないコロナのことを考えると、換気施設もしくは大型扇風機、そういったものが必要ではないかなというふうに思いますけれども、その辺りはどう考えられているのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 一つは、臨時コロナ交付金を使いまして、昨年度よりこういった避難所におけます、施設におけます一つは換気といいますか、暑熱対策も含めまして、スポットクーラー、こちらを数十台整備させていただきました。現在、ワクチン接種場の会場でもスポットクーラー、これも活用させていただいています。あれと同じものでございます。

それとあと、先ほどの一般質問でございました、梶山小体育館の空調設備、整備、これも話がありましたとおり、やはり学校活動以外にも避難所としてあそこを指定させていただきたいという中におきまして、そういった空調設備を整備することによって、非常によい環境で、コロナ対策の一環とするという考えで進めているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） コロナ対策をしっかりとした避難所運営というのをお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

新型コロナウイルスによる経済への打撃は深刻で、飲食店だけにとどまらず多くの職種に影響が出ています。

新たな経済対策は考えられていないのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 新型コロナウイルス感染の影響による新たな経済対策は考えられないかとのご質問にお答えいたします。

県独自の緊急事態宣言や政府からのまん延防止等重点措置の適用を受け、8月14日から9月12日までの間、県内の飲食店などへ営業時間短縮要請を行っているところであり、本町におい



てもこの要請に応じた事業者については協力金が支給されることになっています。

池邊議員のご質問の三股町における新たな経済対策についてですが、飲食店の営業時間短縮やイベント中止の影響を受けて売上高が減少している町内の事業者に対して、1事業所当たり10万円を支給することといたしました。

対象事業所といたしましては、時間短縮営業した飲食店と直接取引のある事業者、タクシー事業者、代行運転事業者、県の時短営業協力金の対象から外れた町内飲食店等経営者、町内の宿泊施設を運営する事業者、町指定のイベント、例えば、春まつり、ものづくりフェア、ふるさとまつりに過去3年間で出店または取引実績のある町内の事業者などが対象で、申請要件は、令和元年分の確定申告における年間売上高などが80万円以上で、原則として令和3年8月と前年または前々年同月比で、売上高が20%以上減少したことが要件となります。

なお、イベント関係事業者につきましては、令和2年4月から令和3年8月のいずれか一月の売上高が20%以上減少していることが要件となります。

現時点における町独自の新たな経済対策は、飲食店関連事業者等への支援給付金のみであります。

しかしながら、町内には、これ以外の事業所もありますので、町内の事業所の経営実態を把握するために、町商工会と連携して実態調査を現在行っております。

また、直接あるいは間接的に役場に寄せられている相談もございますので、9月中旬までにそれらの結果をまとめまして、町独自の支援策について検討を進めてまいります。なお、検討の段階では、即効性や持続性を念頭に置き、本町独自の事業を設けたいと考えております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） コロナ禍により、外出を控えるなどのライフスタイルの変化、経済の冷え込みもあっているわけですが、食品卸しのところでもありますとか、食品製造業でもありますとか、建築のリフォームのところまでも、新型コロナにより本当に厳しいんだというような声も聞いております。

商工会の方と連携してアンケートを取っているというふうなことです。それに期待をしていきたいというふうに思います。

次に進みます。

Wi-Fi環境整備についてであります。

今月9月1日にいよいよデジタル庁が発足をいたしました。総務省との違いはまだ明確ではありませんけれども、少なくとも、これまでよりも文書のデジタル化の流れが加速すると思われまじ、一定のルールが示され、先進国の中で遅れていると言われるデジタル化が進むと期待されております。

一方で、若い人のスマートフォン、スマホの普及率というのは、10代から30代はほぼ100%、40代で96%、50代が90%、60代で75%であります。皆さんも実感しておられますように、スマホが生活に根ざしたものになってきており、飲食店や店舗など、民間のWi-Fiも整備も進んできております。

そこでお尋ねでありますけれども、国の公衆無線LAN整備事業を活用して、積極的に整備を進めるべきではないかということをお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） お答えいたします。

まず、国の公衆無線LAN環境整備支援事業の概要についてご説明申し上げます。

当事業は、防災の観点から、避難所等の防災拠点として想定され、災害対応の強化が望まれる公的拠点における公衆無線LAN、Wi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する事業でございます。補助額につきましては、対象費用の2分の1または3分の1を補助するものでございます。

第6次三股町総合計画の基本計画にある、安全で快適に暮らせる定住のまちづくりの目標において、安心安全で豊かさを実感できるデジタル社会の推進を施策として掲げており、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末の急速な普及に対応したデジタル化の推進に絡め、防災・消防・救急体制等の充実に掲げる、町民への防災情報の伝達、周知体制等の充実に図っていく中で、当事業の採択要件等を精査した上で、積極的に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 次に、情報政策に関して町の構想、計画というのはあるんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町の構想や計画についてお答えいたします。

町では、昨年度より、コロナ禍における業務の体制改善の一環として、テレワーク体制の構築と避難所運用業務を絡めて、避難施設を優先的にWi-Fi環境を整備しております。

現在、西部地区体育館、6地区分館、多目的スポーツセンターが整備済みであります。

今後の計画としましては、基本的に第1次避難施設にWi-Fi環境を順次整備していく考えでありますので、整備においては、国の事業を積極的に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 計画はないものの進めているというような考え方ですかね。

このWi-Fiの質問は、私、平成27年の12月と、それから令和元年の6月の議会で、もう同じような質問をずっと続けてきて、今回で3回目になるわけですがけれども。Wi-Fiもう当たり前になってきているんですね。ぜひ必要などころではしっかり整備すべきではないかというふうなことであります。

庁舎内もWi-Fi整備がなされているというふうに聞いておりますけれども、来庁者は、例えばスマホになりタブレットなりでWi-Fiにつなごうとしたときには、どれを使えばいいんでしょうか、現段階で。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 定かではないんですけれども、一般市民が使えるWi-Fiは、接続できないんだろうと思います。庁舎内は。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） これからやっぱりフリーWi-Fiで使えるようなものも構築すべきだというふうに思います。

それは、なぜ今質問したかといいますと、6月に私、日向市役所にちょっと行く予定があって、日向市役所に行きました。

あそこは新しくなっているんですね、庁舎も新しくなっておりますし、庁舎の周りでも使えるようにWi-Fi整備がなされておまして、至るところに、ここにもあった、ここにもあったというぐらい、しっかりWi-Fiが使えるように表示がされているんですね。やっぱりそういった優しさというのも、やっぱり今後整備されたときはしっかりやるべきだなというふうに思っておりますので、そういうWi-Fi整備をなされるときは、そういった利用者の立場に立った表示をしっかりやっていただきたいという、それは提案であります。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、池邊議員から質問ありましたように、一般的に広く使えるWi-Fi環境ということで、先ほど申しました西部地区とあと第6地区分館なんですけど、こちらは避難所を想定した上でのWi-Fiということをお前提に整備させていただいております。

こちらについては、基本的に一般の方も利用できる環境になっています。ただ、いろんな常時そういった避難所としてじゃなくて、別の予定で、体育施設で使った場合は、使えるような形でこちらからの制御、ロックがかけられるようにしてありますので、今のところは避難所運営時だけ解放するというような形での運用というように形にしております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 町のほうでもいろんな形を、いろんな補助金等を使ってWi-Fi

iの整備を進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますけども、全体を通して町長より最後一言お願いします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回池邊議員のほうから、五本松交流拠点施設について、それとまた新型コロナ、Wi-Fiのご意見またご提言がございました。

五本松につきましては、今一生懸命担当課のほうでも議論を重ねながら、審議会、答申ができるような形での進めております。これも多くの方々のお力添え、また、ずっと積み上げてきておりますので、やはりこれまでの皆さんのご意見を十分反映したような施設に展開するように頑張っていきたいと、そういうふうな形での努力を今させていただいているところでございます。これをいつまでに、目標につくっておりますけども、必ずそこまでに到達しなくちゃならないことじゃなくて、本当に議論を重ねながら、本当にいいもの、町民が求めているもの、皆さんの期待に応えるもの、将来に禍根を残さないような、そういうような視点から、しっかりした議論をされて前向きに取り組みたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、新型コロナ対策につきましても、今現在、課長のほうからいろいろ話が出ましたけど。以前は180、210名、1日3時間で。そして、270名は7月でした。今360名なんですね。本当に現場に行くと、もう物すごく慌ただしい。担当が増えて、もう360名はもう手一杯な状況です。これを270名ぐらいに換算しますと、週4日やっているような状況なんですね。そしてまた個別接種も始まりましたので、先生方も一生懸命それぞれのクリニックのほうでも取り組んでいただいております。

そして、課題である若者方の接種、このあたりもケアしながら、できるだけ早い段階で接種が進むように努力はさせていただきたいなと思います。ただやはり、接種、ワクチンの関係もございますので、今、週3日という形でさせていただいておりますけれども、これを堅持しながら、もしまた予約受付状況等踏まえながら、また今後の前倒しができるのかどうかは検討させていただきたいなというふうに思います。ただ一生懸命現場は頑張っておりますので、ご理解方お願いしたいと思います。

また、Wi-Fi環境についても、できるだけ本町もデジタル社会に取り残されないように一生懸命やっていきたい。ただやはり、今デジタル庁ができたばかりで、これから行政の基幹システムの統一化とか、それとかマイナンバーを中心にしたところのデジタル化、こういうのもこれから進んでいきますので、そういうのを踏まえながら、国のほうがまず基本計画をつくるんじゃないかなと。そして県がつくる、そして市町村と、この流れになっていくんじゃないかなと思いますので、そういうこれからの国の動きと県の動きを踏まえながら検討させていただきたいなと思いますので、今後ともまたいろいろご意見頂ければありがたいなと思います。

そういうことで、池邊議員の、そしてまた議会の皆さんのご意見を参考にしながらこれからも行政を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 以上で、質問を終わります。

-----  
○議長（福田 新一君） これより、14時20分まで本会議を休憩します。

午後2時08分休憩

-----  
午後2時20分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、田中光子議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位4番、田中光子です。通告に従って行っていきます。

質問事項1、SDGsの取組について質問します。

SDGsとは、持続可能な開発目標のことです。全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。17の持続可能な開発目標と、これに関連する169のターゲットは、極度の貧困や不平等、気候変動など、現代が抱える喫緊の課題に取り組むものです。

SDGsの目標は、相互に関連しています。2030年までに各目標、ターゲットを達成することが重要です。SDGsは私たちが望む世界をはっきりと定義し、これを全ての国に適用することと、誰一人取り残さないことを目指しています。

この17の持続可能な開発目標の中、13、気候変動に具体的な対策をについては、気候変動とその影響に取り組むため、緊急の対策を取ることです。

また、14、海の豊かさを守ろうについては、世界の海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用することです。世界の海に流れ込むごみの量が増えていることが、環境と経済に大きな影響を及ぼしつつあります。海洋ごみとは、ビニール袋やペットボトル、使い捨て容器など、ポイ捨てや適切な処理をされないことで、風や雨により河川や海に流れ込み、海洋プラスチックごみとなります。

今年6月、プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とするプラスチック資源循環促進法が成立しています。家庭から出る食品トレーやおもちゃなどを市町村が一括回収するよう要

請し、使い捨てスプーンやストローを多く提供する事業者には有料化を含め、削減策を定義づけるものです。

そこで、質問用紙①SDGsの取組である13と14について、本町の具体的な取組はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

あとは質問席にて行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） SDGsの13、気候変動に具体的な対策をと14、海の豊かさを守ろうの本町の具体的な取組について、ご質問にお答えいたします。

昨年度作成しました第6次三股町総合計画のまちづくりの基本方針で設定していますように、豊かな自然と共生し、安全で快適に暮らせる定住のまちづくりにおいて、SDGs13、14の実現に向けた取組を推進する計画としています。

まず、気候変動に対する取組として、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、三股町役場地球温暖化対策実行計画を策定し、取組を推進しているところでございます。

平成26年からの第1次5か年計画では、温室効果ガス5%削減目標に対し4.53%の削減にとどまり、目標達成ができませんでした。

今年度からの第2次計画では、国が地球温暖化対策計画において、地方公共団体が含まれる業務、その他の部門の温室効果ガス削減目標を、2030年度までに2013年度比で39.8%削減するとしていることから、本町役場等からの温室効果ガス排出量を、令和12年度までに平成26年度比で40%削減する目標を設定いたしました。

具体的には、これまでも日常業務で取り組んできた、昼休み中の消灯、階段利用の推奨、公用車でのエコドライブの推進などを継続していくとともに、紙使用量の削減のためタブレットの活用、公用車のエコカー導入、公共施設の統廃合、LED照明への更新、省エネルギー動力機器の導入などに取り組んでまいります。

次に、海の豊かさを守る取組としまして、河川浄化推進員と連携し、河川監視、環境教育などを行うとともに、町民、事業者、民主団体など、幅広い参加を求め、クリーンアップみまたなどの環境保全活動に取り組み、公共水域の保全を図ります。

また、公共下水道の整備、合併浄化槽への転換推進など、河川の水質改善に努めるとともに、持続可能な循環型社会を形成するために、リサイクル推進委員と連携し、ごみの減量化、リサイクル活動を推進してまいります。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 本町の取組は、SDGs目標として本当に分かりやすい取組ですね。

海洋ごみの原因とされるペットボトルの容器は、SDGs目標の13の気候変動に大きな関係があります。容器の製造や運送、自動販売機の維持にもエネルギーが必要です。大きな温室効果ガス排出量の削減が必要となるということです。気候変動の対策に向けて、飲料品メーカーをはじめとする企業努力だけでなく、政府、地方自治体、地域社会一人一人が連携し、低酸素社会を実現しようとそれぞれの分野で具体的な行動を起こすことが求められています。

次に、質問用紙②ペットボトルについて、過去5年間の収集量の推移と所感をお伺いします。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 資料で提出させていただきましたとおり、平成28年度が70トン、29年度が70トン、平成30年度が74トン、令和元年度が75トン、令和2年度が81トンと、資源ごみとして三股町で収集されていますペットボトルは、年平均74トンを集めています。平成28年度は70トンで、令和2年度では81トンと増加傾向にあります。

収集量増加の要因として、ペットボトル飲料水の販売が年々増えていることも要因と思われますが、リサイクル活動の啓発や、リサイクル推進員の取組、住民のごみの分別排出の意識向上等により、収集量は増えていると感じております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 今言われたように、5年間で11トン増加してきています。各地域でリサイクルごみにも取り組んでくださっています。

そこで、次に質問用紙③ペットボトルごみの発生抑制の取組と広報はどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 4R運動として、リデュース、排出抑制の取組は行っておりますが、ペットボトルごみの発生抑制に特化した具体的な取組、広報等はこれまで行っていないため、発生抑制の啓発についてどのような方法が効果的かなど、他の自治体の取組状況を参考に検討を行い、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 全国的に推奨されているのは3R、リデュース、ごみを減らすこと、リユース、まだ使えるものを繰り返し使うこと、リサイクル、資源としてまた利用することですが、宮崎県では、これからの社会は資源を消費するだけの使い捨て社会から、資源を繰り返

し使う循環型社会にシフトしていく必要がある。そのために重要なのが4R活動ですということ  
で取り組まれているわけですね。県ではそのリフューズ、不要なもの、余計なものは要りませ  
んと断ることを加えて4Rを推進しています。

そこで、質問用紙④、本町はどのような利用促進をしていますか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 宮崎県4R推進協議会規約に基づき、都城市と連携し、都城北  
諸地区4R推進協議会を組織して取り組んでいるところでございます。

具体的には、廃棄物の減量に関する情報発信や、都城リサイクルプラザを利活用しながら体験  
学習などを実施するとともに、ふるさとまつり等の各種イベントを通じて、4R運動の啓発とし  
て、食品ロス削減であるみやざき食べきり宣言プロジェクトを推進するために、食べきり宣言P  
Rうちわやマイ箸、マイバックの推進のためにPR風呂敷を作成し、配布を行ってまいりました。  
以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） マイバッグ、マイ箸、マイボトルの利用促進を広報していただい  
ているんですね。

マイバックは今広く普及しています。環境、経済産業両省は、有識者会議でストローやスプー  
ン、ヘアブラシなど、使い捨てプラスチック製品12品目を多量に提供する事業者に対し、使用  
削減を義務づける方針を示しました。

有料化のほか、受取りの辞退者にポイント還元を行って利用しないよう促したり、再生素材に  
転換したりといった具体的な取組の実行を求めているため、コンビニエンスストア各社などは、  
今後具体策の立案を進めています。

削減のための取組は有料化だけでなく、接客時に消費者に必要かどうか確認することも選択肢  
とする。また、コンビニでスプーンなどの受取りを辞退した買物客にポイントを還元することで  
使用を減らすといった方法も認める。義務づけ対象事業者の取組が不十分な場合、改善勧告や命  
令を出すとしています。

そこで、質問用紙⑤本町の上水道の使用料について、過去5年間の推移と所感をお伺いします。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 上水道の使用料について、事前に資料で提出させていただい  
ておりますが、平成28年度決算額で3億7,328万、29年度が3億7,233万8,000円、  
平成30年度が3億7,029万6,000円、令和元年度が3億6,995万5,000円、令和  
2年度が3億8,189万2,000円となっております。給水収益は住民の節水意識の高まりに  
より減少傾向にあります。



また、本町の給水人口は、過去10年間は増加傾向にありましたが、平成25年度を境に増加傾向が緩やかになり、近年ではほぼ限界に達している状況が見られます。

今後は、給水人口とともに有収水量も漸次的に減少していくと予想されております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 近年ペットボトルの水を購入する人が増えているのではないかと  
思います。

そこで次に、質問用紙⑥市販のペットボトルの水2リットルと比べ、水道水はどれくらいの金額になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 令和2年度供給単価としては、水道水は2リットル当たり  
0.3円。一般家庭での平均的な1か月1人の水道使用量20トンから算出しますと、2リットル  
当たり0.26円となります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ペットボトルの水2リットル飲むより大変安いですね。ペット  
ボトルの2リットルの水が108円とすると、この0.26はちょっと計算しにくかったので、  
0.3円で割ると360本分ということになります。お金の問題だけでなく、ペットボトルのご  
みも大量に出ますよね。

本町の水源は11の深井戸だと思いますが、町民の方においしさをアピールされていますか。  
市販のペットボトルとの差別化を図る情報等を町民に広報したらいいのではないかと思います。  
本町の深井戸の安全でおいしい水をアピールすれば、ごみも削減できると思います。アピールは  
されないのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 以前、ふるさとまつり等で利き水等を行ったことはありますが、  
水道水とペットボトルの水を比べたときに、さほど変化はないというふうに住民の方は評価して  
いただいておりますが、近年はもうそういう状況で、水道水のアピールということは行っていな  
いところであります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 本町においてSDGs取組のアピール、安全でおいしい水道水の  
アピール、マイバッグ、マイ箸、マイボトルを持ち歩く運動のアピール、この3点を積極的に推

進すべきだと思います。この取組を推進するには、マイボトル給水型冷水機の設置を進めていくことも一つの方法だと考えますので説明します。

一般的な冷水器の機能のほかに、マイボトルに対応できる、くむという機能がプラスされていることで、持参したマイボトルに水を無料でくむことができます。コロナの影響もあり、県外では公共施設の直飲み冷水機を使用禁止にしているところもあります。非接触のセンサー式による方法もあるので、コロナ感染対策に十分に対応できると思います。

全国的にもこの取組は実施されていて、香川県高松市では、Refillサミット2020高松宣言をされました。大阪でも、マイボトルユーザにやさしい街おおさかを目指し、給水スポットを79か所設けられています。おおさかマイボトルパートナーズの設置をされています。九州では、福岡、熊本で実施をされているようです。

そこで、質問用紙⑦プラスチックごみ容器削減を目的とした非接触式マイボトル給水型冷水器を設置してはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 議員ご提案のマイボトル給水冷水器の設置については、SDGsの実現に向けた取組の推進としてごみの発生抑制に期待でき、またマイボトルが環境にやさしい消費行動を促すもので、近年認知度が高まっていることを踏まえたご提案であると考えております。

機器の導入については、給水収益と冷水器の維持管理費等の収支バランスや、車での移動が主流で、住民が集う場所が点在している当町においては、ペットボトルの発生抑制のために機器の設置によるマイボトルの普及を期待することについて、慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） SDGsの理念にかなうものであることと、ペットボトルのごみの発生抑制に期待できることを理解していただきありがとうございます。

SDGsの取組については、町民に分かりやすい目標で、一人一人が自治体と連携し、低酸素社会を実現しようと行動を起こしやすい取組が重要だと思います。

まずは、ペットボトルのごみ削減に向け、飲料提供方法の見直しと率先行動で、町民の行動を牽引していただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2のがん対策についてですが、がんは1981年より死因の第1位であり、2019年には約37万人が亡くなり、生涯のうち約2人に1人が罹患すると推計されています。

こうしたことから、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重大な問題となっております。がんにかかる町民を減らすことが重要であり、予防のための施策を一層充実させていくことが必要です。また、がんにかかった場合にも、早期発見、早期治療につながるがん検診は重要であり、その受診率を向上させていくことが必要です。

そこで、質問用紙①がん罹患数と死者数の推移を伺います。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 町民のがん罹患患者数と死亡者数の推移についてお答えいたします。

国民健康保険加入者のがん罹患患者数は、平成30年度204人、令和元年度198人、令和2年度191人となっております。令和2年度のがん罹患患者数の内訳を見ますと、胃がんが23人、肺がん13人、大腸がん25人、子宮がん28人、乳がん25人となっております。

また、がんの死亡者数は、平成29年度78人、平成30年度72人、令和元年度65人となっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 検診の効果でしょうね、子宮がん以外は毎年減っていますよね。いきいきげんきみまた21での取組にこのような記載があります。がんの罹患率を減少させ、がんによる死亡を防ぐために最も重要なのが、がんの早期発見です。がんを早期発見するためには、自覚症状がなくても定期的に検診を受診することと、精密検査を受けることが重要だとあります。

そこで、質問用紙②昨年の受診率と今後の目標値を教えてください。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 令和2年度のがん検診受診率について回答いたします。

胃がん検診が2.3%、肺がん検診が14.7%、大腸がん検診13.8%、子宮がん検診12.7%、乳がん検診9.6%となっております。がん検診の受診率には、職場でがん検診を受けられた方は含まれておりません。

また、今後の目標としましては、町で実施している全てのがん検診の受診率を50%としております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） この結果には、先ほど言われたように社会保険での検診は含まれていないということですね。

この数を見るとかなり低いことが分かります。内閣府が実施している調査によると、未受診の理由として、受ける時間がない、必要性を感じない、うっかり受診するのを忘れている、検査に伴う苦痛に不安があるなどの回答が挙げられていて、がん検診について重要性や正しい知識が定着していないと考えられます。また、経済的負担を挙げる人も多いようです。

そこで、乳がんは自分で発見できる唯一のがんといわれ、日本人女性の9人に1人が罹患するとされています。早期発見、早期治療につながるには日頃からの自己検診が大切です。愛知県名古屋市では、入浴時の自己検診チェックシートを健康診断の際に無料配布しています。新富町や国富町でも配布されています。

そこで、質問用紙③乳がんチェックシートは配布されていますか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 乳がん検診のチェックシートの配布についてお答えいたします。

乳がんの自己検診をすることは大変重要であると考えております。

今年度21歳になる人を対象とした子宮がん検診、41歳になる人を対象とした乳がん検診の個人通知に、がん検診に関するパンフレットを同封しております。このパンフレットに乳がんのセルフチェックの記載があります。

定期的に乳がんの自己検診をすることも早期発見、早期治療につながりますので、今後乳がんチェックシートの配布は検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） このパンフレットのことでしょかね。（「はい」と呼ぶ者あり）確かに載っているんですけど、ちょっとちっちゃくて、私たちにはちょっと見にくいかなと思います。

そこで、花王グループさんは、ピンクリボンキャンペーンを行い、チェックシートをこのように作成されています。ほかの自治体でも乳がんについて啓発する情報を載せた、このようなドアノブにかけるタイプですね。このドアノブにかけて使うようなものは、表面に月1度は自己検診をしましょうと呼びかけて、その方法をイラストで紹介しています。この裏面はちょっとないんですけども、裏面には乳がんになりやすい要因などを記しています。

チラシはどうしてもしまいこんでしまうし、目に届かなくなります。こうやってドアノブにかけていると、毎日目にして注意を喚起しやすくなると思います。このようなものを配布されてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 確かに乳がんのチェックシートがあると、定期的にセルフチェ

ックになると思います。現在配布しているパンフレットは、少しセルフチェックをしましょうということが書いてあるだけで、簡単なポイントしか載っておりませんので、セルフチェックの必要性とか、どういうふうにしたらいいですよという具体的なものが記載されているチェックシートを配布する必要があるのかなと思っております。

どういう形態がいいのか、どういう形で配布するほうがいいのか、どういう形で啓発するのかということを今後検討してまいりたいと思っております。

今田中議員が言われましたように、チラシだけではなくて、例えば今ご紹介ありましたドアノブにかける方法等もいい方法だと思いますので、そこも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） がんを予防する方法を普及啓発するとともに、町民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現されることを望みます。

質問用紙④いきいきげんきみまた21では、受診しやすい環境を整えますとありますが、環境整備についてはどのように取り組まれていますか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） がん検診を受診しやすい環境整備についてお答えいたします。

昨年度策定しました、いきいきげんきみまた21第2次後期計画において、今後の取組を、がん検診の受診率の向上のためにがん検診を受診しやすい環境を整えるとしています。

がん検診は、集団検診と個別検診の2つの方法で行っています。特定健診、後期高齢者健診とがん検診、胃がん検診や肺がん検診、大腸がん検診は同時に実施しております。また、子宮がんと乳がんのセット検診を実施しております。日曜日にもがん検診を行い、受診しやすい環境を整えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 予防に力を大変入れられていると思います。

今新たな課題として、がん種、世代、就労等の患者それぞれの状況に応じたがん医療や支援がなされていないこと、がんの罹患をきっかけとした離職者の割合が改善していないことが指摘されています。希少がん、難治性がん、小児がん、AYA世代——というのは思春期世代と若年成人世代のことです——のがんへの対策が必要であること、就労を含めた社会的な問題への対策が必要であること等が明らかとなってきました。

法の理念にこうあります。がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことができる社会の構築を目指し、がん患者がその置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援、その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られることが追加され、国や地方公共団体は、医療・福祉資源を有効に活用し、国民視点に立ったがん対策を実施することが求められています。

そこで、質問用紙⑤いきいきげんきみまた21に、心身ともにサポートできる体制づくりに努めますとありますが、どのような体制なのでしょう、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 心身ともにサポートできる体制について回答いたします。

ここに挙げております心身ともにサポートできる体制ということは、いきいきげんきみまた21第2次後期計画の主な取組、今後の主な取組としまして、2つあるんですけれども、1つが発生予防、もう1つががん検診受診率の向上としております。

このがん検診受診率の向上の取組のために、心身ともにサポートできる体制づくりに努めますと、計画書の中では挙げているところです。

これに基づきますと、がん検診については、検査に対する不安、検査結果に対する不安があります。がん検診の方法や流れを知ること、がん検診のメリット、デメリットを知ることによって不安の軽減を図ることができると考えられます。現在、がん検診時に、がんに関するパンフレットの配布をしております。また、健康管理センターの窓口にも、がん検診のパンフレットを設置し、がん予防、がん検診の啓発を行っているところです。

今、田中議員が言われましたように、社会的支援、福祉的支援も非常に大事なところになっておりますが、計画書に挙げている観点からいうと、がん検診の受診率という観点から掲載しているところでございます。

今後も、情報提供やがん検診への不安に対する相談に応じるなど、がん検診を受けやすい体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） がん対策基本法成立から15年、がん10年生存率など、進展に伴い患者の生存期間が延びる中、緩和ケアの重要性がさらに高まっています。身体的、精神的苦痛のほか、休職、辞職といった社会的苦痛、あるいは人生の意味づけに寄り添う対応などが必要となります。がん対策推進基本計画において挙げられた、がんとの共生、診断時から緩和ケアをどう充実させていくかが重要となっています。今後、尊厳を保ちつつ安心して暮らせる取組によ

り一層の対策をお願いしたいと思います。

そこで、質問用紙⑥高額療養費制度がありますが、そのほかにかんの治療費など、高額な治療に対する支援や助成はありますか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 高額療養費制度以外のかんの治療費などの高額な治療に対する支援や助成は、町のほうではありません。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） がん罹患し、がん治療を受けながら生活や仕事を続けていく中で、経済的な負担をはじめ、多くの困難に直面することと思います。がん治療により、脱毛、肌の色の变化、爪の変化、手術痕など外見にも変化が起こってきます。その結果、人に会うことを避けるようになり、鬱状態になる方も多くおられます。

そこで、質問用紙⑦がん治療に伴うアピアランスケア、つまり、がんによる外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するケアのことです。認識をお伺いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） がん治療に伴うアピアランスケアについてお答えいたします。

今、田中議員が言われましたように、がん治療に伴う外見の変化に対するケアのことをアピアランスケアといいます。アピアランスケアとしては、ウィッグ、かつらによる脱毛へのカバー、ヘアケア、髪の毛のケア、化粧品を使ったケア、外見の変化による悩みへのケアなどがあります。

現在、県内5か所のがん拠点病院にがん相談支援センターがあり、がん治療による外見の変化についての相談が行われているところでございます。

町では、アピアランスケアを行っておりませんが、がん治療をしながらその人らしい生活を送るために、アピアランスケアは重要なことだと認識しております。

しかしながら、外見が変化したことによる不安な気持ちを軽減するために相談に応じたり、ウィッグ等のケアの用品の助成を町独自で行うところは、現状ではちょっと難しい状況となっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） まだまだアピアランスケアについては認知度が低く、適切な情報が得られない現状ですね。

がん患者が見た目を気にすることなく外出し、社会との接点を増やす後押しをするため、外見の変化を補完する医療用ウィッグ、補正下着、乳房再建などの経費の助成が必要だと思っております、

今後いかがお考えでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ウィッグ等のケア用品の助成を行っている自治体もあるようではありますが、町としましては、今のところはがん対策としましては、がん検診の受診率の向上のための取組を優先的に実施していきたいと思っております。

アピアランスケアに対する相談体制だとか助成もすごく重要なことだとは思っております。ただ今の状況では助成というところ、今難しい状況であります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 全国でもアピアランスサポート事業が広がりを見せています。県内18市町村が補助を開始し、所得制限なしの市町村もあります。普段どおりの生活を支援することは生きる力につながります。三股に住んでよかった、三股で安心と言っていたるように、ぜひご検討をしてください。よろしく申し上げます。

以上で、質問を終わります。

○議長（福田 新一君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日8日に行うことといたします。

---

○議長（福田 新一君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時00分散会

---



議事日程(第3号)

令和3年9月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	山田 正人君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 下沖 祐二君      農業振興課長 …………… 上原 雅彦君  
都市整備課長 …………… 前田 勉君      環境水道課長 …………… 西畑 博文君  
教育課長 …………… 福永 朋宏君      会計課長 …………… 島田 美和君

---

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（福田 新一君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、指宿秋廣議員。

[9番 指宿 秋廣君 登壇]

○議員（9番 指宿 秋廣君） 改めまして、皆さんおはようございます。発言順位5番、指宿です。まず、現在流行している新型コロナウイルスでお亡くなりになった多くの皆様にお悔やみを申し上げますとともに、このコロナウイルスと闘っていらっしゃる患者の皆様へ、一日も早い病気の治癒をお祈り申し上げます。また、コロナウイルスの克服のために最前線で活躍されている医療関係者の皆様へ最大限の敬意を申し上げます。政府が医療費抑制として、二次医療圏構想で多くの公立病院を統廃合させ、多くの保健所、またこれも統廃合したことが今さらながら残念なことであったと思っています。

さて、今回は、大きく2つについて一般質問をいたします。

まず、1の本町の空き家対策について、とじています。この質問で、本町の全ての空き家の空き施設状況を聞きたいと思って1の質問にしています。

まず、①の民間の空き家対策はどのように進捗しているか。

②町有の空き施設はあるか。

③町営住宅の空き部屋の現状はどうなっているか。

④町営住宅の今後の考え方についてと通告しておきましたが、令和3年度三股町一般会計補正予算（第4号）に、三股町空き家等対策計画作成業務委託料500万円が計上してありますので、質問しにくいものもありますが、この補正について概要説明してください。また、既に本町の全ての空き家調査を行っておりますが、これとの違いについても併せて答弁をお願いをして、以後の質問は質問席から行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本町の空き家対策についてのご質問でございます。

民間の空き家対策はどのように進捗しているか、ご質問にお答えいたします。昨今、全国的な問題として、適切な管理が行われていない空き家などが、防災、衛生、景観などの意味において、地域住民の生活に深刻な影響を与え、地域住民の生命、身体、財産の保護、また生活環境の保全に支障を及ぼす状況が見受けられます。一方、このような問題のほか、移住及び定住の促進や、地域活性化などに対応した空き家等の活用も必要とされてきております。本町におきましても、適切な管理が行われていない空き家に関する苦情、相談への対応が増加しております。このように、空き家問題が地域住民の生活に支障を及ぼす状況へ対応するため、本町では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の所在や所有者を調査し、空家等対策計画を令和4年度に策定する予定としております。

空家等対策計画は、空き家等対策に関する基本的な方針や、跡地活用の促進に関すること、特定空家等に対する措置、住民からの相談への対応に関することなどが内容となります。この計画を作成することによりまして、空き家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策が国などから受けられることとなります。

現在、空き家等に想定される建築物の把握を行うため、過去の空き家調査資料や国勢調査など、既存資料の収集整理を行っており、空き家等の現地調査、空き家等の所有者名簿の作成、所有者意向アンケートを今後行い、今年度末をめどとして実態調査を取りまとめる予定としております。

以前、空き家の調査をやりましたけれども、そのときには三百数件でしたけれども、それ以降、また中心市街地含めてあちらこちらに見受けられるというような状況がございますので、しっかりと調査をして、その対策を練っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この空き家の問題、空き家というよりも空き土地というものこの場合はくるんでいるわけですが、大きな問題として、例えば公共物を通すときに、大変多くの所有者がいて、なかなか土地が自分のものにならない、もしくは、台風等で大変危険なものがあるけれども、所有者がわからない、もしくはいてもそのままになっている。これも過去に私も質問したことがあるんですが、例えば、建っているだけで税額はどう違いますかとか、過去にした経緯もあります。この問題は、いっぱい根があるんですけれども、こうすることによって国は市町村にこれをするだけなんですか。それとも、今、私が申し上げたように、今代執行で建物を壊したり、苦情があった場合にどうするという、誰がその費用を負担するんだということ

も含めて、いろいろあるわけですが、民間の場合のこの考え方、国はこの空き家調査をすることによって、次のステップを考えているのか、市町村さん頑張れよっていうことで終わっているのか、要するに言いたいのは、先ほどそういういろんなハードルがあった中で、それをどのようにクリアしようとしているのか、もしわかれば教えてほしいと思う。わかんなければいいです。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど申し上げましたけれども、空き家等の対策計画をつくることによって、国の補助事業が受けられる。要するに抑制策として取り壊す、特定空家として取り壊すときの支援、あるいはまた個人の住宅を取り壊すときに、町の計画があることによって、それに対する国からの支援が受けられるというようなことで、我々、この計画によって、今までなかった取り壊すのにお金がかかっていたと。その部分が一部軽減されていくというようなところで、この空き家に対する除却、そして活用、活用のほうにも補助等もございます。そういうものを活用しながら、犯罪面、衛生面に配慮するようなまちづくりをやっていきたいというふうな思いから、この計画の策定に取り組んでいるところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 大変いいことだと思うんですけども、先ほども申したように、これ、建物の中には土地があるわけで、土地は、この空き家だけにこの問題はターゲットを絞って、要するに言いたいのは、共用持ちとか、もしくは、先祖何代も前の人が土地も家も持っているとなったときに、一番わかりやすいのは、梶山の、あれは土地ですけど、城跡の話も、これありますが、要するに、これも空き家に限定しているのか、そうではないんですよ。要するにその付属している土地までした中でこの空き家対策というのは調査するんですよ、どっちなのかちょっと教えてほしい。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えします。

国の施策、町長から今お話があったとおり、空家等対策計画をつくることによりまして、空き家等の発生または増加の抑制などに資するような施策、例えば、空き家等の譲渡所得の3,000万円の特別控除とか、空き家等の利活用、除却に対する支援施策として、国のほうから空家再生等推進事業、これは交付金事業になります。空家等対策総合支援事業、これは補助事業になるんですけども、このように支援施策、除却等に対する支援施策がメニューとしてございます。基本的に国のほうから占められている中としては、家屋の除却とか、空き家が発生しないような施策とかということに総合的に取り組んでいきたいと思いますということになっていますので、底地の部分につきましても、ある程度加味した形での政策というふうな認識でおります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 空き家も、大別して2つあって、1つはどうしてもない空き家、要するに廃屋と言われるやつです。もう一つは、今話があったように、活用できる空き家、要するに、ちょっと手を入れたら活用できる空き家と、とてもじゃないけどこれは壊すしかないなどという空き家、空き家2種類、大きくあるだろうと思います。今話を聞いていると、活用のほうに主力のような答弁のようだったんですけども、要するに、三股町においても廃屋、どうも活用は厳しいよなというような建物も建っているだけというようなところもあるわけですけども、私が住んでいるところも結構高齢者が多いんで、空き家いっぱいあります。そういう中で、ターゲット的にはそれをどうしようというふうにしているのかというのが、前の調査、三百数件、前調査したときからありましたよという話の中と、今回、それを、三股町とすれば、国からの考え方がどうあるからそれをただ調査して行って、例えば壊すというときにどうするかとかという話と、土地は関係ないと言われたんですが、できれば、土地の問題も一緒にというふうには思っているところです。いろんな、これについては困った要件もあります。人が住んでいればそれでいいという問題でもないんです。例えば、ごみ屋敷に象徴されるように、住んでいるけれどもどうしようもない、三股町にあるのかどうかわかりませんが、過去にありましたけど、建物等々、またあればまた振り返るかもしれませんが、質問したいと思います。

2番目の問題に行きます。町有の住宅はあとで出てきますので、施設ですね、そういう遊休ちゅうたらおかしいですけど、この前売ったやつ絡みもあるんでしょうけども、あるのかなのか、あれば何なのか、ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課行政係で所管する普通財産上の空き施設についてお答えしたいと思います。

現在、旧牧野住宅跡地、旧第1部消防詰所、旧第3部消防詰所、旧7部消防詰所の4か所を現在民間に有償貸付けをしております。また、旧第6部消防詰所につきましては、蓼池自治公民館に自治公民館活動の施設として無償で貸付けをしているところでございます。また、現在、旧長田児童館におきましては、長田地区の活性化につながる事業計画を有する民間事業者が、長田地区過疎対策協議会を通じまして、施設の利用願いがありましたので、財産の所管替えを含め、有償貸付けの方向で、現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 有効活用されているのはこっち置いて、されていないものという

のでいうと、5部がもうすぐ出てくるでしょうけども、5部はこっち置いといて、まだ詰所ができていませんので、他は、例えば6部は地元へ貸しているっちゃったですね。全然貸してなくて、1部のあそこはどこに貸しちゃったがね、駅前の1部の元消防詰所跡かな。あと全然ないというのがありますか、ちょっと教えてください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） うちの行政系のほうで所管している施設において、土地は別ですけども、施設においては、今述べた施設で、今利用されていないという施設はないところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） では、何らかの形で活用していますよと。活用する予定ですよと。5部についてどうされるのかわかりませんが、5部については除却するつもりですか。危険地帯だということで、今度移るわけですけども、どうするつもりかちょっと教えてください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在のところ、地元の自治公民館とも話をした経緯もございますけれども、現在、地元の自治公民館からは、ぜひその施設を利用させてもらえないかという相談を受けておりますが、まだ、利用の方向性については決定していないところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 5部はそういう危険というところから始まったから、物すごく慎重な対応をお願いしたいなというふうに思います。

じゃあ、3番の問題に移りたいと思います。町営住宅の空き家の状況という形で——もう一つ、町有の空き地の中で、教育委員会所管はありますか、お願いします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 教育課教育所管としては、そういう施設はございません。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 教育委員会としては、遊休の建物はな。わかりました。あってもらっては困るわけで、有効に利用するというのが大前提なわけですから、確認をしておきたいと思いました。

では、3番の問題に、町営住宅の空き家の現状についてという形で、一応、表をもらっております。ほかの議員さん、わからないと、数字、これ、回していませんので、これは私のほうでちょっとしゃべって、例えば、一番私が聞いたかったのは、簡平と言われる——簡易耐火構造平屋建てですか、正式名称は、そんな感じですかね、簡平と言われる3戸、4戸、5戸連なって、真ん中が仕切られていてという住宅の中で、一番わかりやすいのだと五本松住宅に1棟建っています。

すから、あれがわかりやすいんだと思いますが、あれも入れて、完全に空き家というのが11棟で、戸数として4戸つながりですから、44戸なると思ったけど40戸と書いてありますので、2戸とか3戸とかがこの中に入っておるんだろうと思いますが、この11戸という数字と、それから木造の住宅の長田の空き家が4戸、宮村第二が2戸、これはどういう建物、上は間違いないと思いますが、どういう建物なのかちょっと教えてほしいと思います。木造の長田の空き家の4戸、宮村第二の空き家の2戸、これについてどういう建物なんちゅうのがわかればいいんですけども、あれば教えてほしいと思うし、構造がわかればそれも2DKとか、何かあると思いますが、お願いをしたいなと思います。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。まず、その前に、ご質問いただいていることに少しご回答させていただこうと思うんですけども、今の現在の公営住宅の空き家の状況についてまず答弁させていただきます。

令和3年の8月末時点におきまして、三股町が管理する公営住宅の空き家の状況につきましては、今市団地や天神原団地など、簡易耐火平屋の6団地におきまして、86戸のうち34戸が空き家でございます。ですので、空き家率は約40%となっております。稗田団地や唐橋団地など、中層耐火構造の8団地におきましては、464戸のうち、86戸が空き家でございます、空き家率や約19%となっております。また、木造の長田団地と宮村第二団地で24戸のうち6戸が空き家でございます、空き家率が25%というふうになっております。総括いたしまして、町におきまして、管理する全戸数の574戸のうち126戸が現在空き家で、空き家率が22%というふうになっております。

続きまして、先ほど議員からご質問があった長田団地と宮村第二団地の構造等の件ですが、どちらとも木造の平屋建てになっております。構造につきましては、一般の家庭の方が居住できるような形での構造というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 次の問題に入るんでしょうけど、それを置いて、町の貸家の空き家、特に簡平の1棟丸々空き家が11棟はあるということのようですが、それについて何か計画があるのかどうか質問いたします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

現在、11棟につきましては、用途廃止が済んでございますので、今後、町のほうで所管しております町有財産の処分検討委員会、この中で議論をしていきまして、どういうふうな方向で処

分するのか、売却するのか、その辺の議論をした上で、決定されていくものということになっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それ、ちょっとおかしいですよ。要するに、用途廃止するっちゃうことは、進めないということをはぼ指しとるんじゃないですか。ということは、用途廃止するとき、建物を壊すかどうかという議論はやっぱり、要するに利活用する予定ですよ、壊す予定ですよとなって、要するに、住んでいるのは猫か犬か狸かしかないです。そういうものたちの住家、空き家に住んでいる話になりかねない、前のほうは草だらけでしょ。舗装がして、簡平が建っているわけではないので、前は庭です。後ろも若干の庭がありますけど、そこはもう草ぼうぼう、地域の人たちが草を刈ってもらった瞬間はいいんですけども、そうでないところはもう草ぼうぼうというところが結構あります。幽霊屋敷に近い、見てみると、相当これは壊さんと景観上も悪いなというところなんです、今課長が言われたように、今からその検討委員会するのなら、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、早めにこの打って壊すなら壊す、更地にするならするというふうに言ってほしいんですが、答弁をお願いします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今での計画で言いますと、また見直しはいたしますけれども、天神原住宅、今市住宅、この簡平だけは一応残そうと。それ以外については全て用途廃止ということで、今現在住んでいらっしゃる方には中層耐火構造の住宅、そちらのほうに移転してくださいというふうな勧誘をしながら、お願いしながら、全て取り壊していくという計画で進んでいるところでございます。

今回、また、蓼池のほうの簡平住宅あたりも誰も住んでおりませんが、そしてまた植木のほうもそうですけれども、そちらについても、町としては処分するというので、今後進めていくというような形になります。今現在、簡平で長屋に1軒とか2軒とか、そういう形でいらっしゃるもんですから、取り壊しができないんです。そういう人たちに、都市整備課の職員のほうで一生懸命やはり南海トラフとかいろんな災害とか、そういうふうな危険性もありますので、耐震化されておきませんので、ぜひ、鉄筋造りの住宅のほうに移転するように、そしてまた町のほうからそれだけの支援金を出して、移転補償金、そのような取組はさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ちょっと天神原とどこですか。（「天神原と今市」と呼ぶ者あ



り) 今市ですね。今私が問題にしているのは、4棟、わかりません、簡平の中で全部空き家というのが10棟ぐらい、五本松入ると11棟ぐらいありますよねと。それは、何で壊さないんですかと聞いているんですけど。8月末で用途廃止11棟あって、戸数が1棟、要するに11棟分は何も住んでいないんですよ。

○議長(福田 新一君) ちょっと一旦休憩しましょうか。一旦休憩します。

午前10時25分休憩

-----

午前10時28分再開

○議長(福田 新一君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

指宿議員。

○議員(9番 指宿 秋廣君) 今もらっている資料で、現在、用途廃止が、詳しく言うと蓼池が1棟、植木が2棟、植木原が1棟、勝岡が2棟、蓼池第3が2棟、餅原が1棟、宮下が1棟、五本松はさっき言った1棟です。計11棟あります。この11棟の中の五本松はあそこにあって、どうされるのかでしょうから、あと残った10棟について、わかっていれば、詳細に答弁をお願いします。

○議長(福田 新一君) 都市整備課長。

○都市整備課長(前田 勉君) お答えいたします。

現在、方向性が決まっている団地につきましては、蓼池団地につきまして、売却するというところで、決まっておりますけれども、その他の団地につきましては、先ほども答弁したとおり、取り壊すのか売却するのか、議論して、今後決めていくこととなります。

以上です。

○議長(福田 新一君) 指宿議員。

○議員(9番 指宿 秋廣君) 見た目ちゅうんですか、環境もこれありなので、早めに用途廃止しておいておくって、一般行政予算って試算ってしてもどうにもならないので、これについては、早目な対策を、早く取り壊すなら取り壊すとしてほしいなというふうに思うんですが、答弁があればお願いします。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長(福田 新一君) 町長。

○町長(木佐貴 辰生君) できるだけ、やはり景観等含めて処分はしたいなというふうに思います。ただ、やはり処分する中で、1団地として全部、例えば餅原の場合ですけれども、1棟残っているんですけれども、全部そこを壊して、そして全体を売るといような形、処分するといような形、1棟だけ残つとるとなかなか土地の利活用に支障が来たしますので、ちょっと時間のかかるのもございます。できるだけ、町としましては、民活を活用しまして、できるだけそうい

うところに住宅を造っていただいて、人口増、あるいはまたその地域の活性化、そのような資するよう処分にしたいなというふうに思っています。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 民間に売るという話ですけども、立地条件的ないところもあるんだと思うんで、新たな住宅ということの考え方は、あるやなしやちょっとお聞きします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど回答しましたように、中層耐のほう耐火構造の団地、こちらのほうも、非常にこの空き家、空き室が増えております。これも住戸改善等、これからそれなりの手当をしないと、人が住みにくいという状況でございます。そういう中で、新たにまた住宅を造ろうというのは、今のところ全く考えておりません。要するに、耐震、また居住者の安全性を考えると、やはり鉄骨鉄筋造りの住宅のほうに移転していただくと、そういう方向で、再編統合というような形で今現在進めようというふうに考えておるところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 木造については、用途廃止をして、壊すとかという話にはなっているんですか、それとも、そのまま置いたままにするつもりなんですか。お願いします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 現在、長寿命化、三股町長寿命化計画につきましても、今見直し作業を進めているところでございます。現在の計画の中では、この今議員からお話があった木造の2団地、長田団地と宮村第2団地につきましては、維持修繕していきながら保全していこうというふうな計画となっております。ご承知のとおり、長田、宮村第2団地というのは、既存集落の維持活性化にも資するというので、維持修繕していきましょうというふうになっております。今後もその辺、そこの方向性を今後の見直しの中で議論していきながら、また方向性を定めていくことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、また方向が決まったときには教えてほしいと思いますし、新たな住宅を造ることになるのかなと思いつながりながら質問構成をしました。今、ちまたでは、銀行が貸したステップ償還なるものがいよいよステップがなくなって、大変な返済になってこのコロナで収入がなくなるという形で困っていらっしゃる人はいっぱいいらっしゃるんだそうです。売りませんかという宣伝がいっぱい入るのも、そういうことに原因が、一端があるというふうにお聞きをいたしております。

それでは、2番目の問題に入りたいと思います。

新型コロナウイルスの話ですが、今新聞を日々見ていると、物すごく本町に限らず、蔓延防止等特別措置がなされている、県内はなされて、そして、県央と県北のほうが指定されているわけですが、本町において、この新型コロナウイルス対策について、現状をどう把握されているのかという、そこからお願いしたいと思います。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新型コロナウイルスの現状についてお答えいたします。

9月6日現在、町内の感染者数は102名となっております。第5波では、7月が2名、8月33名、9月3名の38名となっており、10歳未満が8名、10歳代が12名、20歳代が5名、30歳代が3名、40歳代が7名、50歳代が1名、60歳代が2名となっています。30代以下の方が28人、73.7%と若い世代の感染者が増えている状況です。9月6日時点での医療機関の入院中の方はゼロ人、療養施設入所中の方が4人、自宅療養者が2人となっております。

第5波では、家族や友人など、親しい間柄での感染が多くを占めています。従来株の2倍と感染力の強いデルタ株が蔓延している影響もあり、感染者が増えている状況です。

現状は以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 私も、ホームページの102名の動向をちょっと調べてみました。

102名全てで言うと、10歳未満が10名、10代が25名、20代が12名、30代が8名、40代が23名、50代が7名、60代が6名、70代が9名、90歳以上が2名の102名です。この問題なのは、後で教育委員会も出てきますけども、10歳未満、10代合わせると35人、もちろん、完全に治られてもう帰られている人もいますので、ただの累計ですから、ただの数字というふうに見てもらってもいいと思いますが、この中でも、特に10歳未満でいうと、8月の31日、9月の2日、9月の3日、立て続けに10歳未満が出ています。その前は、8月の31日に10代が2件、こういうふうに出ています。今答弁があったように、どんどん若年化しているんです。もちろん、一番多いのは10代の25人で、次は40代の23人ですから、どう見ても家庭内かなというふうに、スポーツ施設のクラスターもありましたので、そこら辺も入っているのかもしれませんが、こういうふうに数字的にはなっています。今答弁があったように、今の中でいうと入院者はゼロという答弁だったですか。この中でわからないのが、33人は県内で亡くなった方がいらっしゃるんですが、本町は、その数字的には上がってきているんですか。それわかります。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 亡くなった方の市町村の公表はされておられません。三股町にも

そういう情報は来ておりません。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） では、その現状を踏まえて、33名の三股はわからないと、要するにきていないということですね。

それでは、2番目の問題に行きます。

この施設の貸出しを、要するにどのようにしているのかというのが1点目が行政、2点目が教育委員会という形でしておりますので、今、蔓延防止の指定を受けている現在、どういうふうな考え方と対応になっているのか教えてほしいと思います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 企画商工課のほうから説明させていただきます。

企画商工課が管理しています、三股町まち・ひと・しごと情報交流センターあつまいの貸出しの考え方について回答いたします。

施設の閉鎖につきましては、町の方針、町のほうでは、新型コロナウイルス感染症対策本部会議というものを設けておりますが、そこで、協議の上で、閉鎖するかどうかということの方針を決めております。また、この施設に限ってなんですけども、町職員のリモートワークとして使用する場合、一定期間コワーキングスペース、2階の部分なんですけども、閉鎖する場合もございます。1階の情報交流スペース、ここは、自由に使えるところなんですけども、こちらにつきましては、都城圏域の感染状況を見て、利用者の人数を制限するということなどをいたしております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 教育委員会が管理する施設の貸出しの考え方についてお答えいたします。

町教育委員会では、体育施設、社会教育施設、公園施設の貸出しを行っております。施設の利用については、本町及び他の市町の感染状況によって対応を決めております。本町及び近隣での感染が拡大している場合には、施設の利用を中止しております。現在のように、本町及び近隣での感染が急激に拡大していないような場合には、基本的には、貸出しは継続しておりますが、新規の貸出し申請については受け付けておりません。併せて、文化会館の貸出しや図書館の利用についても同様の考え方に対応しております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） まず、行政のほうから、交流センターについて、ちょっと聞き漏らしたのがあったので、再度、トンチンカンかもしれませんが、要するに役場の職員があそこで仕事をしている場合もあるということですか。要するに、危険防止という意味ですが、危険防止でどっか庁外施設のところはあるんですか。あそこだけですか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 現在、リモートワークということで、職員の一部分を庁舎から離れたところで仕事するというような方針を総務課のほうで、そういった指針を決めましてやっているわけです。その1つの場所が、現在、あつまいということでもありますけども、以前は、文化会館、こちらのほうもリモートワークということで、図書館の一部もなんですけども、使っておりました。現在は、あつまいだけがその職員のリモートワークというところで、今設定しております、現在使用しているということでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） リモートワークは今、あつまいのあその旧商工会のところだけということですね。新たに貸し出すとかちゅうところは、教育委員会部局以外にはないですか。どこも貸し出すところはないですか。

では、教育委員会にお聞きをいたします。今蔓延防止の指定を三股町は受けていないので、要するに宮崎県は受けていて、県央と県北はあるんですけども、新規の貸出しはしていません。基本的には変わりませんという、今まで借りている人は町内の人が多いということで、そのまま継続していますということでもいいんですか。

今、この問題について、いろんな施設の過去にはどたばたがありましたんで、その問い合わせ等と現場の状況が何かあれば、スムーズに行っているのか、例えば宮崎市近辺から、三股町の施設を借りたいなということや、そういうのが今あっているのかどうかちょっと教えてほしいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 現在の教育委員会の貸出しの在り方に関する窓口の対応についてなんですけども、先ほど申しましたように、通常借りておられる方については、通常どおり使っていただいております状況なのですが、県の発令等に伴い、ある期間を定めて、ちょっと新規は我慢くださいという対応を取っております。これに対して、やはり三股町はちょっと使えるんじゃないかということで、他の市町村、閉鎖になったところあたりの団体から、ちょっと使えませんかという問い合わせなどは現状入っておるところでございます。その問い合わせに対しては、先ほど申しましたように、ちょっと今の期間、新規の貸出しは行っておりませんというふうにお答えしておるのが現状でございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それでは、次の問題に行きます。

教育委員会、引き続きですが、この先ほど申しましたように、10歳以下が大変多い現状を踏まえて、2学期以降の学校運営はどういう検討されているのか、2学期以降というふうに捉えても結構ですけども、今後について、何か特殊なものがあれば教えてほしいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 2学期以降の学校運営についてお答えいたします。

まず、本町では2学期、8月26日に始まりました。それを迎えるに当たって、8月23日に臨時校長会を開きまして、2学期以降の学校運営についての考え方を周知徹底図ったところがございます。

本町におきましては、8月の都城市のスポーツ施設関連のクラスターの関係で、PCR検査を受ける児童生徒の年齢の方が非常に多ございました。教育委員会でも、それを把握いたしまして、本人、これはもちろん保護者の同意のもとでございますけれども、本人、保護者、兄弟姉妹関係についても、2学期以降の学校運営にどういった影響があるかを把握いたしまして、当面2学期当初から臨時休業なり、あるいは短縮授業を行うといったような状況にはないと判断いたしまして、通常どおり再開したところがございます。

そのような状況の中で、2学期以降におきましては、現在はそうでありましても、いつ感染者が発生するかわかりませんので、まずは、感染者が発生した場合は、原則3日間臨時休校いたしまして、感染範囲の特定をいたしまして、場合によってはそのまま臨時休業を継続すると、あるいは学級閉鎖、学年閉鎖と、その状況に応じて対応することにしております。

また、一番心配なのが、児童生徒の学びの保障をどうするかということでございますけれども、ご承知のとおり、1人1台の学校のタブレットが配備されましたので、今、それを学びの支援に使えるようにという準備を進めておりまして、各家庭のWi-Fiの状況、あるいは持ち帰りについてどう考えられるかといったようなアンケート調査を行いまして、今月中旬から下旬にかけては、家庭での接続状況の確認等を行うこととしております。それができましたら、状況に応じて例えば朝の状況の確認とか、時間割どおりに授業を行うことは、これは困難でありますけれども、生徒の学年等に応じて、プリントを活用した学習、あるいはオンラインでプリントを補足しながらといったような学びの保障をやっていく準備も今整えているところがございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 一番問題なのは、給食とか、体育とか、要するにしゃべったり、必要以上に近くの人が来たりというところがあると思うんですが、それについても今のところは

何も変更はないというふうにしていいですか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 従来から学校においては、熱中症の恐れがある場合以外はマスクの着用の徹底、あるいは3密を避ける、給食の際はお話をしないとといったようなことを徹底しておりますので、今の状況では、それを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） また、必要があれば、特に少しあともってきたかなという意識はあるんですが、これを私が説明するときは一番右肩上がりに患者が増えたときなので、ちょっと現場、日々変わりますので、またお願いをしたいと思います。

次、行きます。新型コロナ対策、ワクチンの接種進捗というところで、昨日質問された同僚議員の中で、答弁が、16歳以上が何たらという、要するに接種券を配布していますというふうにあったんですが、国とかは12歳ですよ。一番学校の、特に中学生ですか、問題になるところなんで、それを中心にちょっと教えてほしいと思います。本町は、16歳以上だけが接種券を配っているというふうに聞き取れたので、よろしくお願いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種の進捗状況についてお答えいたします。まずは、進捗状況から回答いたします。

60歳以上の方のワクチン接種は7月末に終了し、8月からは60歳未満の方の接種を開始しております。優先接種としまして、教育・保育施設の職員、放課後児童クラブの職員、障害福祉サービス事業所等の職員、介護サービス事業所等の職員、小・中学校職員、消防団、給食センターの職員の希望者に、7月上旬から8月上旬にワクチン接種を行いました。また、高校生以上で、大学受験や就職試験を控えている人、海外留学を控えている人、医療機関及び介護施設、教育現場での実習を控えている人を対象に、優先的に接種券を送付し、7月末から8月中旬に接種を行いました。現在、コロナワクチン集団接種は、町内の医療機関の協力により、1日360人、週3回実施しております。それと、12歳から15歳の方に対しては、8月27日にクーポン券を送付しております。12歳から15歳の方に対しては、個別接種ということで、町内の小児科で、接種を本日から行う予定となっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ということは、発送はもう12歳以上はしているんですよという、昨日のちょっと16歳と言われたので、ちょっとおかしいかなと思いました。優先接種の関係でいうと、今ちまたで一番報道回数が多いのが、妊婦さんです。妊婦さんの子供が生まれて亡くな

ったとか、今、変異株が結構あって、そういうのがあるんですが、本町についてその妊婦さんについての優先接種というのは議論に上っているんですか、ちょっと教えてください。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 本町におきましては、8月中に全対象者にクーポン券を接種しておりますので、現在妊婦さんの接種も行っているところです。町内、今140名ほど妊婦さんいらっしゃいますけれども、優先接種枠を設けている市町村もありますが、本町でも既に接種を開始しており、全町民を対象として接種を開始しておりますので、特に優先接種枠を設けることなく、妊婦さんも含め接種を行っているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 優先接種をせんでも、自分も試してみてもわかったんですけど、なかなかつながらない、もしくは、この日しか空いていないとかという制約がいっぱい出てくるわけで、希望者をどうやって優先するかという話が出てくるんだらうと思いますが、今その140名と言われましたけど、人数的に言うと、ほぼ140名の方がワクチン接種が終わっているというふうに理解していいんですか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 妊婦さんが接種をされたかどうか、予約をしたかどうかの調査は行っておりません。予約時も妊婦さんですかという確認等はしておりませんし、ネット上でのウェブでの申請も、妊婦さんかどうかの把握まではしていませんので、現在何名の方が接種されたかどうかの把握はできていないところですが、妊婦さんへも接種ができるということをホームページ等でPRをしておりますので、妊婦さんの接種もコールセンターでの相談等でも接種ができることをお伝えしているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 期待ではなくて、何かの手を打ってほしいなというふうに、行政が期待をされたら、町民はたまらんとと思うので、そうじゃなくて何か打てる手はないんですかということで、やっぱり、もちろん副反応の関係で絶対せんという人もいらっしゃるし、それをしにゃいかんというふうに人権に配慮しない言葉を使うつもりはないんですけども、やっぱり優先でできますよという話をするのも1つだろうというふうに思います。本人が行政を通じて、私は妊婦ですよって、わかっているわけですよ。だったら、140通の手紙があれば済むんじゃないかなというふうに思いますので、ホームページじゃなくて、そんなに1,000人も2,000人もいるわけじゃないとすれば、発送をして、お済みですか、こうですよというのも



1つの方策だろうと思いますが、少し知恵をひねってほしいと思います。

時間ありますので次行きます。

本町の独自の対策はあるのかということによっております。いろんな自治体で、農産物がなかなか無理なんで、給食にこれを取り入れるとか、一時はやりました都会に学生に送るとか、要するに地域も喜ぶし、行政としても、汗かいている姿がわかるという形であるんです。いろいろな自治体知恵を絞っているんですが、本町について、何かそういう他自治体とは違うものを行っているものがあれば教えてほしいと思います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 本町の独自の対策ということですが、経済対策につきましては、昨日の一般質問で回答いたしましたので、経済対策以外の取組についてお答えいたします。本町では、役場の全ての課の代表職員で構成する新型コロナウイルス感染症経済対策部会というものを受けております。当対策部会では、それぞれの課の取組の状況、コロナで影響を受けた方々の相談や状況等の報告をしていただいているところでございますが、その上で、情報共有し、町としての今後の対応策について協議いたしております。今年度、2回目となりました8月25日の協議では、関係団体——これは各課がそれぞれ所管する民主団体も含まれますが——や、福祉課が所管する民生委員、児童委員等を通じて、コロナで影響を受けた方々の声を収集していただくようお願いいたしております。議会が終わりましたから、また対策部会をやる予定にいたしておりますが、そこで得た情報をもとに対策について町独自の対策について、検討したいというふうに思っております。

なお、専決補正でコロナ対策を目的に、予備費に3,000万円を予算化したところでありますので、これを活用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要するに、対策部会も大事でしょうけども、過去にやったもの、二番煎じでもいいわけで、何かそういう例えば学生さんはほとんど大変な、2年目に入ってなお大変ということ、大変なんで実家に帰ってきて、コロナの病原体を持って帰ってきて、見るとマスコミ等では県外者の感染状況が出てきますよね、どこから持ってきた、どこの誰々が宮崎県で発症したという話が出てきているので、そういうことを踏まえて、町から何かできるもの、先ほどあった、何かありませんかという話ではなくて、過去にやったものの中でできるものがあるのではないのかな、例えば学生さんに対する援助もそうでしょうし、町の農産物を中心にしたものを生活の足しにする手立ても必要ではないのかなというふうに思います。町内にももちろん、町内の業者の人を助けてお金を出すというのも大事でしょうけども、一元的にそこだけではなくて、

多元的な戦略を練って、この難局を乗り切ってほしいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福田 新一君） これより、11時10分まで本会議を休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、堀内義郎議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） 発言順位6番、堀内義郎です。早速通告していました通学路の安全点検についてお聞きいたします。

先般、千葉県において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷するという痛ましい事故が発生しました。平成24年にも、全国で登校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急の合同点検を実施し、必要な対策について協議してきたということでもあります。今回発生した千葉県での事故を受け、文部科学省、国土交通省より、警察庁が連携して対応策を検討し、通学路における合同点検等実施要領を作成し、危険箇所を取りまとめるとありました。

本町においても、各学校では、日頃より、PTAを中心に通学路点検を実施していただいていると思いますけども、昨年からの新型コロナウイルス感染症の中、活動もままならないものと思っております。登校中や下校中の児童生徒が相次いで死傷する事故を踏まえ、通学路の総点検について、危険箇所の点検や確認の調査方法と、今後の対応や対策について、これまでの点検された危険箇所の対応はどうなっているのかをお聞きいたします。

あとの質問は、質問席にて行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 通学路の安全点検についてお答えいたします。本町では、平成24年度の緊急合同点検以降、三股町通学路交通安全プログラムを、令和2年度コロナ禍のために実施できませんでした。毎年継続して開催しているところです。これまで開催いたしました8回の点検の結果、134か所が要対策箇所とされ、それぞれについて、公安委員会や道路管理者が実施可能なものから対策を講じております。対策が済んでいる箇所は、97か所であります。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今の答弁は、昨日、別の議員が、通学について質問して、同じ答弁で、134か所の要があって、97か所が対応済みということで、この詳細については、町のホームページ上で、どここの箇所ということで示されております。詳しく地図上でも示されておいて、対応されたところは青、対応が未定のところが赤ということで、これが、関係機関と連携しながら、今後対応されていくかと思えますけれども、中身を見ていますと、大体、今まで設置されてあった横断歩道とか、止まれ線の白線の消えが多いかと思っております。あと、新しく設置の要望、横断歩道とか信号機とか、そういったことは、ちょっと緊急性もあるかと思えますけれども、なかなか予算の関係上、後回しになっているのではないかと思えますけれども、新しく設置しなければならない箇所では信号機や横断歩道、止まれなどの要望については、今後、関係機関と協議しながらの実施ということでよろしいのかどうかをお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 新規の設置と交通関係の設置につきましては、公安委員会側でのご判断であり、あと、町からの要望というところも継続していくことになると思うんですが、あと、よくこの質問の中でもしております、例えば勝岡の新坂の大きなところの道路改良を含む話とか、その辺になると、なかなか予算も伴うしということもありまして、ちょっと継続的に、その別の方法を含め考えていくことになってくると思います。先ほど、議員のほうおっしゃいましたように、これまでまずやれるところはすぐ取りかかるということで、線の引き直しであったり、危険箇所に縁石をつけたりとか、そういうところについては、役場内の関係課で協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 対応できるところはすぐに対応していただきたいと思えますけれども、先ほどありました134か所の要望の中の97か所が対応済みということで、7割方は対応されている、あと3割が残っているということでありますので、残りのほう、ひとつよろしくお願いたします。

次の質問になりますけれども、これ、各学校の要望を踏まえ、千葉県の実験を受け、通学路の総点検についてお聞きいたしますが、対策が必要な箇所を中止するということであり、新しい観点を取り入れた庁舎での合同点検の実施について、どう調査されるのか、お聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 本年6月に千葉県八街市で児童が犠牲となる交通事故が発生したため、国土交通省から、これまでの通学路安全点検に新たな観点を加えるようにとの通知が発出されました。新たな観点とは、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の侵入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事

例があった箇所、保護者、見守り隊活動者、地域住民から市町村への改善要請があった箇所とされています。町教育委員会では、この通知を踏まえ、本年度開催する町通学路交通安全プログラムで、新たな観点を取り入れた危険箇所も把握できるよう、その進め方を今現在検討しているところでもあります。

具体的には、今月末に行う予定としておりますが、これまでの学校からまず危険箇所を吸い上げるということに加えて、新たにどういうことが必要かというところを含めて、現在検討しております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今までは、PTAとか中心に通学路点検を行って、今回の事故を受けて新たな観点ということで、検討ということでもありますけども、今答弁がありましたように、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットがあったとことか、保護者、見守り活動者、地域住民等の市町村の改善要望があった箇所ということでもあります。どっちかという、新しい観点かということで、地域住民の方とか、見守り活動の方も、あそこは危ないじゃないかなということも把握してらっしゃると思います。今までPTA中心だったんですけども、そういった方々の地域の声も1つ聞くのが新しい観点になるのかなと思っていますので、できれば、そういった声を生かして対策につなげていただければいいかと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問になりますけども、交通安全対策として、信号機設置の要望についての今後の対応ですけども、特に櫛田線、梶山に通じる広域農道の交差点と設置されるまでの対策として、路面に児童注意等の表示ができないかということでお聞きしますけども、この広域農道については、交通量が多くて、路面が激しいということがありまして、五、六年前ちょっと舗装していただいたところがございます。本当、大変感謝しております。しかしながら、交通量というのは減る一方ではありません。考えられる理由といたしましては、山之口のスマートインターの新しい設置とか、あるいは国体の陸上競技場が今造られているんですけど、その関係のダンプとかがいろいろ通っているみたいです。特に子供が通学する7時から9時台、夕方は5時から夕方の7時が多いように、頻繁にも多いんですけども、特に多いように感じられます。登校時において、児童が横断しようとしているときに、中にはドライバーの方が止まってくれて、児童の横断を優先してくれる方もいらっしゃいますけども、中にはそのまま通りすぎる方もいらっしゃいます。平成26年にもPTAからの要望があり、ほかの箇所も併せて検討ということになっておりますけども、予算の関係もあるかと思いますが、この箇所は、児童登校で待ち合わせしたところにより、以前ヒヤリハットしたというところ、事故に至らなかったという、そういうことも聞いておりますので、路面に児童注意等の掲示等できればいいかと思っておりますけども、それができないかお聞き

いたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 信号機の設置要望への対応と、また設置されるまでの対策につきましてお答えしたいと思います。信号機の設置、横断歩道の設置、標識の新設等に関する住民要望につきましては、毎年度、町長を初め警察署へ直接陳情に伺っておりますけれども、特に信号機の設置要望につきましては、成果に至っていないのが現状でございます。引き続き要望活動を実施してまいりたいというふうに考えます。信号機設置に至るまでの代替対策として、警戒標識の設置や路面標示等の活用が考えられますが、警察署、行政、教育機関、関係団体等と協議し、適切な対策を講じていきたいというふうに考えます。ご指摘のありました広域農道の交差点の状況を実際現地で行って確認させていただきました。非常に大型車の往来が頻繁でありまして、特に上米公園からの路線は下りとなっております、速度が上がっている状況が見受けられたところでございます。その交差点におきましては、学童横断歩道の標識がありますけれども、道路横断には非常に危機感を感じたところでございます。

代替対策として、路面標示等含む対策について早急に対策を講じてまいりたいというふうに考えます。また、先ほど教育課長からありましたとおり、今月末、通学路点検等も実施されるということですので、それとも連携しながら、対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思います。信号機が設置されればいいんですけどもなかなか、予算とかそういった兼ね合いもありますので、まず路面表示ということで、資料はちょっと今回つけましたけども、都城市の山之口町の麓小学校というところがありまして、そのこの小学校の前に通学路児童注意ということで、同じ箇所ですけども、写真が右左、遠くから、近くから撮ってみたとところでございます。この箇所は、そもそも学校前の通学路にスピード出し過ぎの注意の電光掲示板がありまして、それが故障しており、その更新がなかなか進まなかったということを受けて、通学路児童注意という路面標示をしていただいたということでございます。先ほども答弁ありましたように、今、よろしくお願ひしますと言いますが、今、なかなかコロナの感染症のため、立ち番というか、登下校の、それがなかなか今中止となっております、この前も子供の保護者のほうから、立ち番が中止だということを知っておりますので、そういった事も含めて交通安全というか、児童が通学しているというのが表示ができればいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますけども、横断歩道での歩行者の安全対策について、モデル横断歩道について

て町内2か所において指定されましたが、歩行者やドライバーへの周知や啓発についてなされているのか、お聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） モデル横断歩道についてご説明申し上げます。

モデル横断歩道は、宮崎県警が、交通安全活動の重点目標の一つとして掲げている、ドライバーの横断歩道における歩行者優先運転の推進の一環として、取り組んでいるものでございます。指定箇所におきましては、警察署員の立ち合いによるドライバーの歩行者優先の位置づけや歩行者の横断の意思表示等の啓発を行っているものでございます。都城警察署管内では、5か所が指定されております。うち、三股町は、JA都城三股支所前交差点、そして、宮崎第一信用金庫前交差点——役場の東側の交差点ですけども——の2か所が指定されております。朝の通学時間帯における交通量が多いことから、指定の理由になったようでございます。

歩行者やドライバーへの周知啓発についてでございますけれども、活動の目的から、注意喚起の意味合いでの周知啓発は必要ないものと考えます。行政としては、横断歩道における歩行者優先運転の意識づけにつながり、広がる意味で、町広報誌9月号に「知って守ろう交通ルール」を特集し、啓発をしたところでございます。

また、9月21日から10日間、秋の全国交通安全運動が実施されますので、関係者に対し、横断歩道における歩行者優先運転を意識した取組をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） モデル横断歩道という聞き慣れない言葉が、どうした意味かというところで、答弁が出ましたけれども、要するに町内におきましては、JA三股支所と役場の北側、第一信金のところ、2か所指定されたということでございます。ドライバーは横断する人がいるときは必ず停止ということと、歩行者はドライバーに対して手を挙げるということを求められております。特に、役場北側の信金前は、中学校の生徒たちが、下校時によくたくさん集団で通るもんですから、私もドライバーとして気をつけなければいけないんですけども、そういったことを啓発して、これもというか、児童に対して、生徒に対しても啓発、ドライバーに対しても啓発して、私自身も気をつけていきたいと思っておりますので、啓発のほうよろしくお願いたします。

次の質問になりますけども、児童の登校時の交通安全についてお伺いします。横断歩道を渡るときの指導はなされているのかお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 児童に対する指導についてでございますけれども、各学校における登下校を含む交通安全指導につきましては、4月に実施されます春の交通安全運動や5月の大型連

休等の機会を捉え、県からの通知文なども活用しながら、教育委員会より各学校に対して、児童生徒の安全指導を行うよう指導しております。また、7月7日に実施いたしました校長会において、宮崎県警察作成のリーフレット「横断歩道は歩行者優先」というのがございますけれども、それを活用して、運転者及び歩行者、それぞれが注意すべき点を確認しているところです。また、各学校におきましては、年度初めに全ての小中学校で交通安全教室を実施しております。その中で、横断歩道を渡る際の指導を行った学校は7校中5校であり、手を挙げて意思表示することや左右の確認を十分に行うことの指導を行っており、そのほか連休や長期休業前と折を見て指導しています。残りの2校においても、今後、各学級単位で学級担任より指導を行ったり、学年集会や放送での指導を行ったりすることとしております。今年度は、国家公安委員会の告示、交通の方法に関する教則が改正されまして、歩行者横断歩道、信号のない横断歩道を横断する際は意思表示をすることとなりました。これは4年間削除されておりました、今回復活したものでございますけれども、そういったあたりは特に注意して指導していく必要があるかと考えております。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 学校において、交通安全教育として、7校のうち5校は指導しているということで、残り2校についてもお願いしたいと思います。私の立ち番で指導していると、ほとんどの子供が手を挙げて渡りますけれども、その後に、児童が渡った後にドライバーに対して会釈というか、頭を下げるんです。それは私は本当に気持ちがいいことなので、急いでいるドライバーの方にも効果を上げているかと思えます。私も含めて、大人の方はなかなか渡っても頭下げないんですけども、子供は積極的に頭を下げているということで感謝しております。あと、信号機のない横断歩道で児童が待機しているとき、これがなかなか児童が小さいもんですから、渡るのかな、渡らないのかなということが時々あります。そのとき手を挙げて渡りますよという意思表示してもらえれば、ドライバーの方も気が付いて、優先的に渡してもらえるかと思えますので、そういったご指導のほうよろしくお願いいたします。

次の質問になりますけれども、不審者情報と見守り隊活動についてのご質問ですが、最近の声かけ事案など、不審者情報はどれくらいあるのかお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 教育委員会で把握している情報の範囲内でお答えしたいと思います。

小学校、中学校から警察に連絡した事案で、令和3年1学期における報告件数は12件であったようです。内容は、いずれも男性からの声かけ事案となっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 令和3年度が12件ということで、声かけ事案については、以前

からも事案が発生していて、事件とまではなっておらないと思いますけども、世の中の情勢が不安定になるとちょっと出てくるのかなと私は考えておりますけども、12件のうち、大体児童の写真を撮ったりとか、後を追いかけてたりとか、さっきありました声かける事案が発生していることを聞いておりますので、そういったことを注意しながら、事件まではならないように、今後も引き続き見守っていかなければならないかと思っておりますけども、次の質問になります。そういったことを踏まえ、見守り隊活動の現状と活動中のけがや事故の補償についてはどうされるのか、お聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 見守り隊の隊員構成と活動についての取組についてご質問にお答えいたします。

見守り隊とは、子供を見守っている人たちがいると姿を見せることで、不審者から子供を守る抑止力になることを目的に、平成17年に始まったものです。その後、朝夕の見守りの一環として、交通指導にも取り組むようになりました。本町では、小学校区ごとに見守り隊があります。令和3年6月1日現在、三股小学校区31名、勝岡小学校区25名、梶山小学校区2名、宮村小学校区6名、長田小学校区12名、三股西小学校区21名の合計97名の方が見守り隊員として活動されておられます。実際には、交差点でキャップ、腕章、ベストを身に付け、車や人などの周囲へ注意喚起をしたり、児童へ横断歩道を指導することで登下校中の児童が犯罪や事故に遭わないよう見守っていただいております。

次に、活動中のけがや事故の補償についてのご質問にお答えいたします。

見守り隊活動は、ボランティアとしての位置づけになっております。他県でも事例がありますように、見守り活動中にけがや事故が発生してしまう可能性もあります。そのため、町教育委員会では、他県のマニュアルを配布するなど、見守り活動が安全に行われるよう取り組んできました。しかし、けがや事故が発生したときの備えも必要であるため、補償保険に入る必要があります。このような補償保険をかけるためには、活動が組織として行われていることが条件となります。これまで組織化されていたのは勝岡小学校区のみであり、他の5つについては組織化されていませんでした。このため、町教育委員会では、今年度に入り、組織化する取組に着手し、全ての校区で組織体制を整えました。これにより、見守り隊活動が補償保険の対象になりましたので、今年度は、町PTA連絡協議会のご協力をいただき、補償保険に加入し、安心して活動していただけるようになりました。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 現状といたしまして、各小学校で97名の方が活動されていると



ということで、構成については、地区公民館の役員さんとか、老人クラブの方、あるいは青少年育成委員の方とか、そういった地区役員の活動を兼ねた構成でいいのかどうか、お聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 各校区ごとの組織によってまちまちのところがありますけども、今のおっしゃいましたような自治公民館の役員であったりとか、交通安全の役員だったりとか、一緒になって活動されておられるところもあります。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 一応、97名ということでありまして、この97名というのは、過去からすると増えているのか、減っているのか、そういうものもちょっとわからないわけですね。わからなければ……

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 組織化を取り組みましたのは今年度からということでありまして、過去の数字までは準備、把握できていないところでございます。

以前は、県を通じて組織化という時期はあったんですが、そこが一旦解散して、まちまちになっていた時期があるということで、なお数の把握ができていない状況でありました。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 補償についてでありますけども、交通安全週間のときに見てみますと、地区役員の方がいろいろ街頭に立っておられます。あと、併せて見守り隊の方も立っております。中には兼務しながらやっている方がおります。事故とかが起こった場合は、どこが補償するのかな、公民館がするのかな、それとも学校がするのか、どっちもちょっと迷ったんですが、けがとか事故がないのがいいんですけども、もしもの時を考えてみるとですね、どっちが悪いかということで、組織化ということでありまして、これの組織化というのは見守り隊の方が学校に名前が登録というか、名簿作成をするということによろしいのかどうかお聞きします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） あと、今年度の組織化によりまして、各小学校区ごとの名簿を教育委員会のほうでもいただきまして、把握している状態でございます。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 学校のほうも名簿提出してくださいということもあるんですけども、先ほど言いました公民館活動を兼ねてながらの活動もありまして、1年で公民館が変わるものですから、連絡がなかなか把握がしづらいということがありまして、今年は特にコロナの中で、対面式面談もなくて、学校も集まることができなくて、誰が見守り隊になるのかとか、兼ねてす

るのかというのがあやふやな面があったもんですから、組織化ということで、よろしくお願ひしたいと思ひますけども、補償についての会費というか、掛け金についてはどう考えていらっしゃる。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 今年度は、年度が変わりまして、急遽組織化のほうに取り組みました。補償掛け金のほうをどうするかとなったときに、町のPTA連絡協議会にご相談申し上げましたところ、活動内容から鑑みて、うちで出しても大丈夫ということで、今年度については、そこから対応してもらいました。ただ、来年度4月以降、どのような補償、掛け金を準備するかということについては、これからの協議事項ということで、考えております。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 保護者や子供の保険についてはPTA連合会が補償して、PTA連合会のあれを見てみると、事前登録ボランティアも含まれているということで書いてあります。それが見守り隊も入るのかどうかちょっとわからないんですけども、ほかの県では山口県なんですけども、見守り隊ということも補償の内容に書いてありますので、そういったことについては、今後組織化を含めて補償の内容に着実に補償できるように、掛け金もそんなに高くないと思ひますので、その点、検討しながら、メンバーの方が活動しやすいようにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

最後になりますけども、今、コロナ禍の中で、児童生徒たちはマスクをつけながらの登下校で暑さ対策、熱中症対策と言ひながら、新しい生活様式を取りながらの学校生活となっております。去年の今頃はまだ感染が子供までにはちょっと至らないという、安ど感があったかもしれませんが、デルタ株という変化だとか、そういったことがどんどん出てきまして、学校現場も大変厳しい状況かと思ひております。地域においても、子供の外で遊ぶ活動というか、地域から子供の声は今聞こえなくなったのかなと思ひております。要するにいろんな活動が中止、自粛になったものですから、そういったことを含めて、早くコロナが収束するのを願ひておりますけども、元気な町ということで、子供の活気づく声がまた再び早く戻ってくることを願ひながら、今回質問をさせていただきましたので、検討ができるところは検討していただく、よろしくお願ひしながら、一般質問に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

-----  
○議長（福田 新一君） これより、昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時43分休憩

-----  
午後1時30分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位、7番、新坂哲雄議員。

〔3番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（3番 新坂 哲雄君） 皆様、こんにちは。通告により7番、新坂哲雄です。日本でも2回目接種後感染した人、7月中少なくとも2,000人余り確認されております。デルタ株影響だけと言い切れない感染が拡大している状況です。接種を終えた人も引き続き感染対策が求められます。

次に、本題に入らせていただきます。

1番の道路拡張についてお伺いをいたします。島津紅茶園切寄線の全面完了予定はということでお伺います。

あとは質問席でお伺います。よろしくお願ひします。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 道路拡張について、島津紅茶園切寄線の全面通行完了の予定はの質問にお答えいたします。

2級町道島津紅茶園切寄線は、沿道に医療施設や老人福祉施設、また災害発生時の避難施設など防災拠点施設が整備され、避難路として三股町地域防災計画に位置付けられた道路であります。

当道路は、幅員が狭小で離合に困難を生じる状況であったことから、交通の円滑化が図られるよう町道櫛田山田田上線の交差点から、町道勝岡蓼池線の交差点に至る延長約2.5キロメートルの区間において、平成21年度から全体事業費約5億2,000万円で、国からの交付金により事業化しているところでございます。当道路の事業進捗は、令和3年度現在で事業延長で68%、事業費で70%、用地取得が89%となっております。

議員お尋ねの全面通行の完了予定は、用地買収の状況にもよりますが、事業費の充当状況から令和7年度を予定しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ただいま町長のほうからお話がありましたけど、やっぱりあそこを利用される方は、その期間、日程も何も表示していないもんですから、何年かかっているのかという質問をよく受けます。後の問題にもついて話をしますけど、やっぱり見通しの効く話をしないと、何回のも工事ストップをやっているという話を聞いて、私たちも言われたことは町に伝えないといけませんので伝えておりますが、やっぱりできるだけ早くここを完成させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 次に、島津紅茶園切寄線の片側通行はできないかということをお願いしております。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

島津紅茶園切寄線につきましては、全幅が9.75メートルで、車道幅員3メートルの2車線、歩道幅員2.5メートルの片歩道により整備を行っております。車道断面は厚さ5センチのアスファルトによる表層、厚さ30センチの路盤、そして、支持地盤を補強するために行う厚さ65センチのシラスによる路床機械により構成されていまして、車道の掘削深さが約口径1メートルとなっております。

当道路の施工手順といたしましては、道路の拡幅工事に支障となるコンクリート構造物や施設舗装などの取り壊しに始まり、側溝など排水溝の敷設や歩道縁石の設置を行った後、車道部の掘削、路床機械工、路盤工、舗装工となります。

議員ご指摘のとおり、当道路につきましては、車道掘削、路床機械の施工時においてのみ全面通行止めを行っております。全面通行止めによる施工につきましては、幅員が6メートルの車道部における深さ1メートルの施工において、車道部の半分となる3メートルを掘削を、掘削を行っていない車道部に車両を通行させる片側通行を行った場合に、車両の通行に伴う振動などにより掘削壁面の崩壊が生じ、通行車両や現場内の安全確保に支障が生じるおそれがあるため、全面通行止めにより行っております。

全面通行止めによる施工は、地域の道路利用にご不便をおかけすることとなりますので、工事の施工に当たりまして、沿道の耕作者や利用者に対して、ご説明や調整を行っているところではありますが、より一層のご理解とご協力がいただけるよう工事工程の調整など十分な対応を行ってまいります。今後も、公共事業による利便性の向上が早期に図られるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ただいま説明がありました。説明はよく分かるんですけど、あの辺の農家の人たちは、農耕車両は速度が遅いんです。かなり県道のほうに回っていかないかということ、両サイド土地があって迂回路を作ることはできないだろうかという話もよく聞かれます。

やっぱり非常にあそこ辺が農繁期になって今から収穫時期になって、あそこを遠回りしてい

ないかんということで、いろいろ苦情を聞いております。やっぱり今の技術で何か工夫をして、農家の気持ちにもなって考えていただきたいんです。やっぱり工事屋さんもう皆銭取りですけど、やっぱりお互いによく行く通路が確保できるように、大型は通らんでいいですけど、2トン車くらいは通って、農家ばかりではなくて一般の人も利用しますので、ここは考えていただきたいと思います。

交通標識なんですけど、直前に行って止まれになっちゃったとか、全面通行になっちゃったとかよく聞くんです。この前見たときには、かなり奥のほうに全面通行をやっていた。昨日行ったら、大分上がり口のところ坂を上ったところに看板が上がっていました。前はずっと奥のほうにあって、ずっと行ってまた引き返せにやいかんがったですよ。なんか注意を受けたのかなと思いますけど、一応、そこら辺を今回で終わる仕事ではないでしょうから、また全面通行止めをするということを、何か方策を考えていただけないでしょうか。もうみんなが飽きてきています。

「何年かかっちゃとか」とよく言われます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 全面通行止めは、非常に地域の方々にご不便とご迷惑をおかけしていることはもう重々承知しております。

発注者といたしましても、施工業者並びに地域の方々と連携をとりながら、できるだけ全面通行止めの期間を短縮できるような方策も考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 話を聞いていただければ、農家のほうに私も伝えますので、今後、どうにかなるか分かりませんよということは言います。

次に移らせていただきます。

県道33号線について、三股長田県道33号線の白線が消えているんですけど、これに高齢者女性の方から8件、9件の相談があります。どうかしてくれと、大型車が通って危ないと、真ん中を走って来るじゃないかという意見が結構来ております。私も県のほうに要望があって3月に行きました、土木事務所に。そしたら3月でしたので、予算が余ったらやりますということ、期待してはいたんですけど、もう9月ですよ。一向に取りかかかっていないんですけど、今年も3月もありますから、それを期待しているんですけど、本当にやっていただけるのか。町のほうからも要望していただけないでしょうか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

県道33号線都城北郷線につきましては、宮崎県内の主要地方道として、宮崎圏域と日南圏域を連絡する重要な路線となっております。道路管理者である都城土木事務所により維持管理が行われております。

議員、ご指摘のとおり、三股から長田地区の区間におきまして、道路上の区画線が消えている。また認識しづらい箇所があることは認識しております。区画線の引き直しなどについては、適宜、町のほうから都城土木事務所へ要望を行っております。都城土木事務所において、計画的な対応による施工が行われているところでございます。

今年度も、年度当初に議員ご指摘の区間について要望を行っております。梶山小学校周辺について対応の予定があることをお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ただいまの意見について、日南が近いもんですから、大型車が最近多いんです。材木を積んだ大型車が結構通るんです。道路もかなり傷んでいます。そういうことで、やっぱり乗用車を運転される人は大型車が白線がないもんだから真ん中を走ってくるなど、よく話を聞くんです。そこ辺ももうここは何か月かたっているわけですが、何の手も打たれないということは、交通事故に遭った時には白線で事故があったときですよ、どっちが悪いのかということになるんです。何か厳しく言う方法はないんですか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 土木事務所のほうも管内広いということもありまして、計画的にラインを引いているということは聞いております。そんな中、本町のご要望のあっている箇所につきましては、先日、再度問い合わせたところ予定に入っているし、もう発注準備に入っていることもお聞きしておりますので、対応がすぐできるように、こちらからもまたお話をしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 説明は分かりましたので、善処するようお願いいたします。

次に、長田峡裏側の轟木表川内線は、児童・学童の通路となっているが、グリーンベルト施工は考えられないのかを伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町道轟木表川内線の一部区間が、長田小学校に通学する児童の通学路となっております。三股町内においては、毎年度通学路について、学校関係者、警察、道路管理者

等による合同点検が行われまして、対策が必要と判断された箇所について処置を講じてきております。

ご指摘の町道につきましては、本年度以降の通学路合同点検において、学校関係者をはじめとする関係者、また関係機関と協議を行いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 現在、グリーンベルトは、童の里、下仮屋周辺から長田峡上り歩道があるところまでグリーンベルトが張ってありますけど、ほとんど県道ですので歩道がないために用をなしていないと思うんです。その代わり学童は裏側を集落館まで農道を歩いて学校に行っています。ご指摘であります。新規にグリーンベルトを張るということになれば、これは県のほうがやるんですか。今まで県道にずっとグリーンベルトが緑のやつが張っていますよね、あれは県がやったんですか。今回は町道になるんですけど、できるんですか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） グリーンベルトにつきましては答弁させていただいたとおり、合同点検で必要というふうに判断したところについて優先的に引いているところでございます。県道については、管理者区分で県のほうでグリーンベルトを引いています。町で引くとなると町道が対象となります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） そこも早急に検討していただきたいと思います。

それと、次に、轟木表川内線に止まれ標識設置できないかの相談をいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 止まれ標識の設置についてということでお答えしたいと思います。

交通規制に関わります整備につきましては、必要性を付して要望書、陳情書として管内警察署へ提出し、実態調査を踏まえ、規制実施基準や設置基準に照らしての設置判断となるようでございます。

まずは、警察、行政、地域、地区、学校関係者等を含め、現地での検証を行い必要性を確認するとともに、事故防止対策が必要な場合は、標識以外の対策を含め検討していきたいと考えております。

また、先ほどからありますように、9月末にまた通学路の点検等もあるということですので、そちらのほうとも連携して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 8月に、部落の人たちがちょっと集まって、ちょっと来てくれということでちょっと集まりがあつて、今から警察が来るからあんたも立ち会ってくれということで立ち会いました。県の交通課から2人見えて、ここは町道だから、町に私のほうから言いますと言われて、話が行っているのかそこは分かりませんが、確認に来られました。

そして、この場所はなぜ止まれが必要なのかとちゅうと、めがね橋からマラソンコースになっているんですけど、めがね橋から行ったら集落館あそこまで、まっぼし道路が真っすぐに見えて止まらないんです。旧道が優先していると思うんですけど、あそこで事故があつたらどげんすつとかと、地元の方は気をつけて通りますけど、あそこは最近、商売人の車とかいう荷物を積んだのが結構通るんですよ、止まらないんですよ。

いつか事故はやるだろうと、そして通学路も今度は兼ねておるでしょう。早急にやらにゃいかんとじゃないかなと思っていますよ。地域の人が、入り口がどっさりあるわけですよ、周辺に。おじちゃんわけですよ。カーブのところで、どっちが優先なのかという、私は旧道のほうが優先だろうと思いますけど、そこ辺がちょっと危ないんですよ。めがね橋から見たら、真っすぐ集落館のほうに見えて、あれが当たり前のごうみんなぶっ飛ばしていくんですよ。現場は確認されていないんですか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現場のほうは、危機管理係の職員と一緒に現場を確認させていただきました。

それと、先ほどの警察のほうにも一緒に立会ということであったみたいですが、その件についても警察のほうから、先ほど言いましたように規制実施基準とか設置基準と照らし合わせたときに、止まれの標識は設置できないという回答を確認させていただいております。したがって、先ほど申しましたとおり、標識以外の代替え対策として、現地で再度検討して、どういったものがあるのかどうか今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 今の言葉を聞いてちょっと残念な気持ちもしますが、やっぱりあの辺は裏通りで、今度、話も飛びますが、グリーンベルトがもしあそこに施工されるのであれば、速度制限なんかもできないのかなと思っていますが、そこ辺はどうですか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、標識関係につきましては警察の所管なんです。先ほど言ったように、道路にその代替え対策としてそういったのを警戒標識とするもの



につきましては、先ほど都市整備課長も申したとおり、いろいろな関係団体と協議した上で、どういった対策が必要なのかどうか、それは町として町道についてはできると思いますので、そこについては、また関係団体を含めて検討させていただき、ベターな方向で対策を講じていきたいということでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 今の総務課長の話で充実した話にさせていただきたいと思います。

議長、ちょっと時間がどっさいありますので、ちょっと道が外れるかも分かりませんが、いいでしょうか。5分ぐらい。

○議長（福田 新一君） 一応ですね、質問の要旨に基づいて進めていますので、これと関係ない質問はここでは控えてください。

○議員（3番 新坂 哲雄君） であれば終わります。どうもありがとうございました。

○議長（福田 新一君） これより14時まで本会議を休憩します。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位、8番、上西祐子議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 8番、上西です。最後になりましたが、通告に従いまして、質問してまいります。

まず、最初の質問です。新型コロナ感染爆発で、重症者が増え医療崩壊が深刻な事態となっております。その上に、子供にも新型コロナウイルスデルタ株の感染が拡大するもとで新学期が始まりました。今回のデルタ株は子供の感染が急増し、子供から親への感染も確認されるなど状況が大きく変わったと言われております。本町でも、8月21日から9月3日までの2週間の感染者20人のうち、10代未満者と10代の人が12人となっております。そのような状況の中、学校での感染対策の徹底が欠かせません。学校の状況に応じての感染対策と指導など、またいろいろな学校行事などはどうなるのか質問いたします。

あとは質問席にて質問してまいります。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

新型コロナ感染拡大の中での部活動、学校行事等などについてでございますが、まず部活動につきましては、これまでも感染状況に応じて活動を中止したり、他校との交流をしないなど制限を掛けたりしてございまして、今後も県教育委員会の方針を踏まえて対応しております。

なお、現在は、9月12日までは部活動は原則中止ということになっております。部活動は活動する際には、生徒が密集するような感染リスクの高い活動の制限、用具等のこまめな消毒、その他、部活動終了後に対話をしたり、集団で飲食したりすることをせず、速やかに帰宅することなどを具体的に指導しております。

また、学校行事につきましては、基本的な感染症対策を徹底することはもちろん、直近の感染状況を踏まえて実施方法や内容を工夫していくことなどして指導しております。例えば、中学校の体育大会、明日でございますけれども、平日午前中のみ開催、参観は中学3年生の保護者1名のみ制限をして計画をしておりますし、修学旅行については、そのときの感染状況によって目的地や旅行日程の変更など、場合によっては延期や中止も含めて具体的に検討をしております。

そのほか、学校の授業等につきましては、その時々感染状況に応じて、学校自体の休業あるいは学級閉鎖、学年閉鎖といったようなものを検討してまいることにしております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） もう一つ伺いたいんですが、行事のことで。文化祭とかが中学校はもう盛んに行われますが、学校のコーラスとかそういうふうなのはどうか、学校教育の一環となっておりますよね。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

例えば中学校の文化祭等におきましても、今後の状況によりましては、やはり生徒が一同に集まってといったような蜜を避けるようなことを考えて、実施する場合は、十分感染対策を行った上で実施するといったようなことになると考えております。

また、その他、地区の音楽大会、町の音楽大会等もございまして、三股町の音楽大会については中止というふうにしております。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと、前、学習塾で何かクラスターが起こったということもあつたと思うんですが、学習塾はちょっとこの町では直接の関係はないんですが、やはり子供たちはよくもう中3ぐらいになると塾に通うんですが、その辺りの指導とか、そういうふうなのはどうかされておられますか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 学習塾につきましては、教育関連サービス業ということで、国で言えば経済産業省の所管になりますので、文部科学省あるいは町教育委員会が指導することはございませんけれども、学習塾につきましては、町内の幾つかの学習塾に感染対策についてお尋ねしたところ、入室する際の検温、消毒、サーキュレーターを活用しての換気など、基本的な感染症対策を徹底していくということでした。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今、今度のデルタ株というのは子供たちが結構感染者が多いわけですが、やはり家庭内感染なんかから来ているというふうなことが言われております。そういう家庭での感染を防ぐ対策に対して、子供たちにどういうふうな指導されるのか、親に対して、保護者に対してもそうなんです、そこら辺は何か通知とかそういうふうな喚起をするあれはあるのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 家庭内感染を防ぐ取組についてお答えいたします。

現在、PCR検査を受けた方に対しまして、保健所から検査結果が分かるまでの間や、検査結果が陽性で自宅待機中の間の感染防止対策として、家庭内感染を防ぐためのリーフレットの配布を行われております。具体的に申しますと、部屋を分けることや感染者のお世話は限られた方ですとか、マスクを着けること、こまめな手洗い、それから換気、それから消毒、それから衣類の洗濯のこと、ごみ出しのこと等を記載されたものをお渡しをされているようです。町には検査対象者の情報提供はありませんので、直接、家庭内感染を防ぐ取組というのはしておりませんが、今、保健所のほうで家庭内感染の防止を防ぐ取組がされているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと保育所とか幼稚園、それから児童館の子供たちそのあたり、児童館の中は狭いところで一緒に取っ組み合いしたり遊んだりしているんですが、そのあたりの先生たちに対する指導とか子供たちに対する指導とかはどういうふうな、狭い場所での感染対策もやっぱり大事、今からまた寒くなると、また窓を閉めたりするから、そこら辺はどういうふうな、今までと違う取組されているのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 児童クラブの感染対策について申し上げます。

基本的にいわゆる手洗い、消毒は、今言われたような感染対策なんですけども、最近ちょっと取組したのは、特に夏休みだったんですけども、食事をする機会がありまして、そのときどうしてもマスクを外して食事をします、その際、今までも気を付けていたんですけども、向き合

わないで一方方向、子供が向き合わないようにして食事をしながらで会話もしないようにと指導を、あとマスクというのが非常に大事だということが分かりましたので、そういう取組を重点的にやり始めたということになっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと先ほどの答弁なんかも聞いておりますと、保育士さんとか学校の先生とか、そういう方たちのワクチン接種はもう済んだというふうなことを答弁されましたが、この3番目のほとんどの保育士さん、先生たちの接種はほとんど済まれたんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 小・中学校職員、教育・保育施設の職員の職員ワクチン接種についてお答えいたします。

7月上旬から8月上旬に優先接種としまして、小・中学校職員、教育・保育施設の職員の希望者にワクチン接種を集団接種で実施しました。集団接種では小・中学校職員154人、それから教育・保育施設の職員250人の接種を終えているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この154人と250人は大体どれくらいの割合になるんでしょう。その学校関係の先生たちの中でのほとんどだと思んですが、やっぱり中には打たなかった人とか、そこら辺はつかんでいらっしゃらないわけですか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 学校の教職員についてお答えいたします。

町内の小・中学校に勤務する教職員につきましては、産前・産後休暇や育児休暇など取得している職員を除き230名の職員がおりますが、先ほどの集団接種や個別での接種を含め、接種済みの教職員数は193名で、率としては約84%となります。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 町内の保育園・認定子ども園に勤務する職員の方々のワクチン接種についてお答えします。

町内の保育園・認定子ども園に勤務する保育士さんに限らず、全ての職員の方の数が428人、その中でワクチンを受けた方が326人、パーセントとしては76.2%になります。また、放課後児童クラブの職員、これに関しては職員が34名おりますけども、そのうちの32名が接種を受けておりますので、94.1%の割合になっております。

以上です。

○議員（10番 上西 祐子君） それともう一つちょっとお尋ねしますが、子供たちのマスクですけれど、今まで私、子供たちは顔が小さいから、小さい親が作ってくれたようなマスクをしていた子供を見かけたんですが、今マスクはやっぱりこういうコロナ感染の中では、こういう不織布のマスクじゃないと感染しやすいというようなことを聞いたんですが、その子供たちのマスクの指導とかそういうふうなのはやっぱりされているんでしょうかね。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） マスクにつきましては、それぞれのご家庭の事情があるかとは思いますが、できるならば不織布のマスクが望ましいということはお伝えしているところです。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと子供たちのワクチン接種、ホームページを見ると12歳以上からワクチン接種を保護者同伴でできるというふうなことが書いてありましたが、これは12歳以上だったら中学生以上だと思うんですが、6年生か中学1年生、そこら辺で子供たちを感染させないため、それと、もし感染疑いとかいうふうなときのPCR検査、その辺り検査対象はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 12歳から15歳のワクチン接種は個別接種ということで、町内の小児科2か所で予約が始まっておりまして、接種券をもう対象者全員にお配りしております。12歳の方は12歳到達してから対象となりますので、8月までに誕生日を迎えられた方は接種券が送られていますけれども、9月以降の誕生日の方は翌月に接種券を発送するようにしております。PCR検査については、町単独では実施する予定はないところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今のコロナ感染症は、無症状感染者から感染が広がるというふうなこともあると聞いております。それで、大規模検査、もし周辺に陽性者が出た場合に、やはりそういう検査をしないといけないと、文科省のほうは何か学校に抗原検査キットを送るとかいうふうなことも報道されましたが、そのあたりもしそういうふうなことになったときに、本当に学校で検査なんかはできるんでしょうか。そういうふうなことは文科省が言われたようなことをどういうふうにご指導されているのか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 抗原簡易キットにつきましては、三股町につきましては、現在160回分が9月中旬に配布される予定です。また、追加の要望調査がありましたので、あと150回分を要望することにしております。

この抗原簡易キットにつきましては、あくまでも、まず学校に出てこないでほしいと、発熱等があった場合は。これは教職員も児童生徒も同じでございます。その上で、学校に来た後に急変した場合には、教職員を対象に使用することが基本的に想定されているということでございます。

それを使用する際には、抗原定性検査のガイドラインというのを厚生労働省が定めておりまして、その内容を理解し、確認テストを全問正解したものがキットを使用する際の立会人になれるということになっています。キットの検体採取自体は検査を受ける方、この場合であれば教職員が自ら、もし児童・生徒が対象になった場合は児童・生徒が自ら採取することになります。

しかし、この抗原簡易キットで陽性との反応が出たとしても、最終的に陽性かどうかを確定するためには、医師の判断が必要ということでございますので、そういった時間をかけるよりかは私共としては、まずは出てこない。症状が見られれば直ちに医師の診察を受けるということが基本であろうと考えております。

ですから、学校で教職員がそうやって立会人等になる場合も、感染のリスクとか待っている間に広がるリスクもございますので、基本的には体制は整えますけれども、実際に使用することはあまり想定しておりません。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この抗原検査は、症状のある人じゃないとあまり効果がないというふうなことを聞いております。やはりPCR検査で、無症状感染者を検査をすることが大事で、広がらないようにすることが大事だということを知っておるもんですから、そこら辺も含めて、本当に今、町内ではそういう学校ではあまり感染者がいらないということですので、だけど、やはり最悪のことも考えて準備しておかないといけないなというふうなことを思いますので、その辺り大変でしょうけど、よろしく取組をお願いしたいと思います。

それで、次の2番目の質問に移ります。

2019年度9月議会で生活道路、通学道路の点検整備を行ってほしいと質問いたしました。あれから2年、中学校周辺の通学路はきれいに整備されて本当によかったなと思っております。しかし、前、同僚議員が質問されているように勝岡小学校周辺はまだ危険なところもあるし、そのほか、歩きにくいところ危険なところも通学路で残っているみたいです。また、生活道路でも店の前に段ができていたり、段差のある道路もあつたりして、転びかけたりするところもあります。道路の整備点検はどのような計画で進めておられるのかお伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

三股町内の生活道路、通学道路につきましては、町職員による道路巡回点検や、地域住民からの要望や通報などにより緊急度を要する箇所、また計画的に行う必要がある箇所などを判断した

上、適宜対応しております。

特に、通学路につきましては三股町内において毎年度行っている学校関係者、警察、道路管理者の道路点検により危険箇所、要対策箇所と位置づけ、歩道整備をはじめとするハード退位策などを行っております。

具体的には、勝岡小学校周辺の1級町道餅原線について、延長550メートル区間の片歩道整備、三股中学校南側の2級町道役場前通り線について、延長800メートル区間の両歩道整備を完了しております。なお現在、三股中学校東側の2級町道病院通り線について、延長800メートル区間、また三股中学校南側に位置し、上米公園に至る1級町道上米公園線について、延長270メートル区間を両歩道にて整備を行っておりまして、病院通り線については令和3年度、上米公園線については令和4年度の完了を予定しております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この中学校の周辺の道路とかはきれいになって、本当によかったなと思うんですが、ほかのところやはり県道になるからあれなんですけど、仲町から植木のほうに進む側溝の上に段がついてある、あそこをよく子供たちが自転車であれしているんですけど、段差があったりして大変なわけですが、それとか、道路が半分舗装されて半分がガタガタというところが結構あるんですね、通学道路も含めてだけど。それとか、うちの近所では白線がもう片側は全然ない、切れているとかそういうふうなところと、それからトライアルの前、とまり病院と眼鏡屋さんところが白線が切れた上に、その白線の横がこれぐらい掘られているちゅうんか、へこんでいるというんか、それが20メートルぐらいあるんですけど、あの辺りは住宅があるもんですから、結構子供たちも含めてお年寄りも自転車であったり、それから手押し車で引いてトライアルに買い物に行ったり、コスモスに買い物に行ったりとか、ながやまに行ったりする人が多いわけですよ。道路がへっこんでいるもんだから、ちょっと掘られているという感じですね。だからその行くのを車輪が挟まってしまって転ぶとか、そういう道路もあるわけですよ。

だから、あの道路は町道ですよ、そういうふうな面も含めて、何か町民の要求もだけど、点検活動とかそういうふうなのをしていただければ、そして、計画的にこの辺りはいつぐらいに整備しますとか、修理しますとかそこら辺が分かると安心なんですけど、そのあたりの計画性とかいうふうなことはないんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

道路の舗装等につきましては、道路舗装、側溝の敷設替え、ラインの引き直し、見えにくいところを新たに引いたりとかということに関しては、ある程度、計画性を持ってやらせていただい

ておりまして、その計画性というのはいろんな住民の方、また議員の方からの要望等も加味した上で、職員が現地を見て優先順位をつけまして急ぐところは急いでやる。そして少し時間がかかるなというところは、それなりに対応していくということでやらせていただいております。

今年度も舗装補修を適宜やらせていただいたりとか、側溝の敷設替えをやらせていただいたりとかさせていただいております。きっちりとした計画を作って、例えば10年計画とかそういうことでやっているわけではないんですけれども、要望の順番に応じた形とか、緊急度に応じた形で対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私が議員になったころは道路予算も約1億円ぐらいあったと思うんですが、今もう6,000万円ぐらいになっていますよね1年間の道路、そうじゃないですかね。だからそのあたりで、うちの近所も前、私20年ぐらいしたらきれいになったんですけど、それでもやっぱりちょっと引っ込んだところ、生活道路なんかはもう舗装が剥げて石ころがちょっと出てきてガタガタなっているところはあったり、半分だけ舗装されておったり、それから、なんか通学路にしても、これは道路とは関係あるかないか分らんけど、草ぼうぼうのところがあったりして、何か見苦しいというんですか、その辺りですかね。中町あたりの道路、だからそこらへんなんか、こうもつこう三股を美化条例みたいなんがあって、きれいな町だなあというふうなところにしてほしいなというふうな要望があるわけですよ。

だから、昔は1年に1回清掃日というか全町民が出て清掃していましたよね。その辺りをもうちょっと道路を見る観点からそこら辺も美化するというふうな形で、全町民が気がついて率先してでもこの草を刈ろうとか、そこら辺も必要ではないかなというふうに感じるんですが、どうなんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 上西議員、質問の要旨に従って進めてください。少し逸脱しておりますので、質問の内容を的確にお願いします。

○議員（10番 上西 祐子君） 道路のことなもんだから……。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

議員ご承知のとおり、宮崎県は県で沿道修景美化条例というのを作って運用しているところなんですけれども、宮崎県自体は道路の沿道をきれいにやっていきたいと思いますということで、昭和44年からそういう活動を続けています。その中でも三股町も当然あるわけございまして、同じような考えで道路の修景整備というのをやっているつもりです。



そんな中で、ただ限られた予算の中でやっていくとなると、例えば草刈りの範囲を少し狭めたりとか、草刈りの箇所を選定したりとかいうところはしょうがないのかなというふうな形で道路維持管理をしているところでございます。

ただ、三股町が進める景観計画等々を見ると、景観を大事にしていくというのも承知しておりますので、また適宜沿道を維持管理できるように職員一丸となってやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 道路関係の歩道関係、これについては今現在、中学校周辺を中心にしながらやっております。また、県のほうにも県道のほうの整備、そちら歩道整備、それもお願いをしているところでございます。

特に、今言われましたこの県道33号線、町道仲町から植木に行く道路、あちらのほうもこの歩道整備、そちらのほうを何らかの形でできないかということで、今、相談させていただいています。ちょうど五本松のほうの拠点整備、それと合わせた形でこの歩道整備の三股町の顔といたしますか、そういう回遊性のある道路を作りたいなということで、現在お願いしているところでございます。

また、ほかのところも歩道関係、やはりノーマライゼーションといたしますか、皆さんが高齢者、そしてまた障がい者の方、車椅子で自由に行けるよう、このような形の道路幅員を確保しながらフラットにしていくと、そういうところを年次的にやっていこうというふうに考えています。

また、それと公園関係とか、道路関係の清掃、草刈り、それについても協働事業ということで地域の方々をお願いする。そして、その地域の方々に、今まで業者に出していたお金を何割か減らしますけども、平米単価幾らで地元に戻ると、そういう形で、道路もそうですけれど、道路はメータ当たり幾らという形で協力をお願いしておるところでございます。

町のほうでは、道路のほうの見回り管理を2人、そして公園関係を3人でやっておりますけど、今までは2人だったところを今度は3人ということで1人増やしました。まだ、もう一人欲しいところなんですけども、なかなか夏場に草刈りというのは非常に大変な作業ですので、なかなか応募がないということでございますけども、現在、この周辺のほうを見ても、やはりその文化会館の周辺も大変草が繁茂しております、昨日と一昨日一所懸命刈っていただきましたけれども、やはり日常的に維持管理は大変ですから、何らかの形でその辺りのところも年間を通して何らかの整備ができないかなというところも、今後、公園のあそこもふれあい公園でございますので、公園の長寿命化計画の中で、そして、また都市再生整備計画の中で、環境美化、中心市街地の再生等についても検討をし、何らかの形で手当てしていきたいなというふうに考えています。

今言われましたような、この歩道整備、これも我が町の重点施策というふうに考えていますので、年次的に取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 予算もあることですので、年次的に目に見える形で整備していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

今、加齢性難聴が増えております。以前にも補聴器の質問をいたしました。再度質問いたします。65歳以上の高齢者の半数が加齢性難聴と言われる中、高齢者の声をフォローする補聴器は必需品と言えます。私も6月の議会で答弁を聞いていて、はっきり聞き取れなかったものですから、もう6月議会が終わってすぐ検査してもらったんです。そしたらやっぱり平均以下というふうなことで、7月の初めにちゃんと自分の耳に合ったような補聴器を作ってもらったんですが、今回はよく聞こえます。

それで、やはり65歳以上になると増えるんですね、耳がだんだんだんだん悪くなるのが。だけど補聴器の平均価格が27万円というふうなことで、私の場合は20万円ぐらいで済んだんですが、やはり高額なために購入をためらっている人もおられます。そしてまた、人との会話も聞こえにくくて、また、その現在マスクをしているものですから、なおのこと聞こえにくくなって、お年寄りなんか意思の疎通がままならないというふうな方々もたくさんおられます。やはり自分で前議員しているときには全然感じなかったことが、今回、新たにまた議員に復帰して、やはり自分が高齢者になってくるとそういう高齢者のことが気にかかるようになって、補聴器の購入にぜひ助成を、また検討してもらえないかなと。

今、全国では45自治体、東京が多いんですが、九州では福岡県のある町、それから那覇市とかそういうふうなところがそういう助成をしているんですが、やはりそういう高齢者が今、元気で地域でも頑張っておられるというふうなことも含めて、もっともっといろんな行事にも参加できるようにするためにも、検査をまずする体制、それから補聴器購入への助成なども考えていただけないかなというふうなことで、再度質問をいたしております。

○議長（福田 新一君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 裕二君） 高額な補聴器購入の助成はできないかということについて回答いたします。

補聴器の補助については、令和2年の3月議会でもご回答したところでありますが、厚生労働省が2015年に公表した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、難聴は認知症の危険因子の一つとして上げられています。しかし、難聴の補正が認知症の予防につながるかどうかの根拠は十分には確率されていない状況であります。

また、補聴器につきまして、購入価格の平均が1台当たり約15万円ぐらいで、高額なものは50万円程するものもあるそうです。他の自治体の状況を見ますと、県内では高齢者に対する補聴器の助成を行っているところは、今のところはなく、県外で助成を行っている自治体も、大体が非課税世帯で助成額が2万円程度となっています。

現段階においては、補聴器購入の助成については考えてはいませんが、今後、検討課題とさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） これからも、また高齢者が増えていくわけですから、もう私の同級生とか、それから私の友達なんか民生委員をされている方もいろいろたくさんいらっしゃいます。

それと、2番目になりますが、審議会とかそういうふうなとかで会合が大会議室で行われて、私も久しぶりに審議会に出て思ったんですが、司会をされる方が補聴器をかけて、「耳が遠いもんなあ」とかいうふうな形で言われたんですけど、それと社協の大会議室なんか特にやはり聞こえにくいんです。そのあたりでこの議会ではこの小さなマイクがついておって、割と私もよく聞こえるんですが、ほかのところはそういう大会議室ではないものですから、今コロナの影響で結構広めに席を空けて座っているものですから、やはり聞こえにくいわけですね。その辺りなんか聞こえるような手立てはできないのかなというふうなことで、この質問をさせていただいております。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大会議室の会議中の会話が高齢者には聞き取りにくいことへの改善についてということでお答えしたいと思います。

まず、会話が聞き取りにくい要因ということで、現在、特に感染対策としましてマスクの常用、そしてまたソーシャルディスタンスが影響しているものと考えております。

聞き取りにくい状況を緩和する工夫としまして、全般的な音響設備の改善、また音響機材を敷設したタブレットの活用、また室内にスピーカー増設等も考えられますけれども、まずは、やはりマイクの使用を心がけるということ。そしてまた、参加者に合わせた会話速度の調整、それとまた、配布資料そちらのほうも工夫していただきまして、高齢者に配慮した会議の進め方、そういったことに努めることが、まず大事じゃないかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） やはりこれから先は私もう大体60代までは仕事をされる時代の人たちが多いですね。70代ぐらいから地域のいろんな役員とかかれて、審議会とか民生委

員の集まりとか行くとほとんどがもう70代以上ですよ。だから、やはりそういうふうな人たちが年とっても頑張って、私なんかも80になって、このまさかこういうところで仕事するとは思わなかったもんですから、もう以前は全然もうそういうふうなこともあまり関心なかったんですけど、自分が仕事をするようになって、自分自身も私は何とか購入できましたけど、やはり購入できない人もおるし、そういうもう耳が遠いから、ああいう集まりには出て行きたくないとかいうふうな方もおられるわけですよ。だから、そこら辺も含めてもっと高齢者に優しいまちづくりも、子育てに優しいまちというのはもう三股町は名が通っておりますが、今度はやはり高齢者にも優しいまちづくりというふうなことも、一応考えていただきたいなというふうなことを思いますので、これで私の質問は終わりますけど、ありがとうございました。

○議長（福田 新一君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

---

○議長（福田 新一君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時45分散会

---

---

令和3年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和3年9月9日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

令和3年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
-----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	山田 正人君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	渡具知 実君
高齢者支援課長	……………	下沖 祐二君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	前田 勉君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	福永 朋宏君	会計課長	……………	島田 美和君

---

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 総括質疑**

○議長（福田 新一君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、議案第77号から第79号までの3議案及び諮問1件を除く全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場、あるいは全体審議の場で行ってください。

議案の内容を整理した上で、議案番号順に6つに分けて行います。

それでは、まず議案第55号の専決処分の承認に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もありませんので、議案第55号の総括質疑を終結します。

次に、議案第56号から第64号までの決算の認定に対する質疑を行います。質疑はありますか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号57号の「国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質問をいたします。

決算審査意見書なんですけど、特別会計国民健康保険特別会計のところ、平成28年度と令和2年度の金額が6億2,500万円ぐらい少なくなっておりますが、これは国民健康保険者の減少によるものなのか、そして、それがその後期高齢者と関連しているのかお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） お答えいたします。

まず、減額の理由なんですけれども、1つには被保険者数の減少があります。平成28年度から平均して200名ずつ被保険者が減っております。令和元年度と令和2年度を比較しますと、100名の被保険者の減少となっております。そのことも影響しております。また、医療費のほうの減額もあります。

被保険者数の減額と、また昨年度はコロナの影響もあるかと思うんですけれども、医療費のほうの減額もありまして、歳入歳出のほうの決算額の歳出の決算が減額となっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと医療費の削減なんですけど、令和元年と昨年、2年度、全国的にコロナで医療費が上がったのか少なくなったのかって思ったら、この町でもどれぐらいの医療費の削減ですか、比較っていうんですか、そのあたりを教えてください。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 令和元年度と令和2年度の医療費を比較しますと、約1億円ほど減額しております。月別で見ましても、どの月も医療費が減額しております。3月は別件で、患者数が増えたわけではなくて、1人が300万円以上の医療費がかかった事例が何件かありますので、そのために3月分だけ増えておりますけれども、平均的にどの月も医療費が減額しております。

以上です。

○議長（福田 新一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、議案第56号から第64号までの総括質疑を終結します。

次に、議案第65号から第67号までの条例の改正に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、議案第65号から第67号までの総括質疑を終結します。

次に、議案第68号から第75号までの補正予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もありませんので、議案第68号から第75号までの総括質疑を終

結します。

次に、議案第76号の町道路線の廃止に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑ありませんので、議案第76号の総括質疑を終結します。

次に、報告3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑ありませんので、報告3件の総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（福田 新一君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時09分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午前10時20分再開

○議長（福田 新一君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

---

○議長（福田 新一君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時20分散会

---



議事日程(第5号)

令和3年9月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案第80号の取扱いについて
- 日程第2 総務産業常任委員長報告
- 日程第3 質疑・討論・採決(議案第61号から第64号及び第73号から第76号までの8議案)
- 日程第4 文教厚生常任委員長報告
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第57号から第60号、第65号から第67号及び第69号から第72号までの11議案)
- 日程第6 一般会計予算・決算常任委員長報告
- 日程第7 質疑・討論・採決(議案第55号、第56号及び第68号の3議案)
- 日程第8 質疑・討論・採決(議案第77号から第79号及び諮問第2号)
- 追加日程第1 議案第80号上程
- 追加日程第2 質疑・討論・採決(議案第80号)
- 日程第9 請願第1号及び意見書(案)第1号上程
- 日程第10 質疑・討論・採決(請願第1号及び意見書(案)第1号)
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第12 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第13 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について
- 日程第14 議会正常化調査特別委員会の経過報告について
- 日程第15 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案第80号の取扱いについて
- 日程第2 総務産業常任委員長報告
- 日程第3 質疑・討論・採決(議案第61号から第64号及び第73号から第76号までの8議案)
- 日程第4 文教厚生常任委員長報告

- 日程第5 質疑・討論・採決（議案第57号から第60号、第65号から第67号及び第69号から第72号までの11議案）
- 日程第6 一般会計予算・決算常任委員長報告
- 日程第7 質疑・討論・採決（議案第55号、第56号及び第68号の3議案）
- 日程第8 質疑・討論・採決（議案第77号から第79号及び諮問第2号）
- 追加日程第1 議案第80号上程
- 追加日程第2 質疑・討論・採決（議案第80号）
- 日程第9 請願第1号及び意見書（案）第1号上程
- 日程第10 質疑・討論・採決（請願第1号及び意見書（案）第1号）
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第12 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第13 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について
- 日程第14 議会正常化調査特別委員会の経過報告について
- 日程第15 議員派遣の件について

---

出席議員（11名）

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	山田 正人君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	渡具知 実君
高齢者支援課長 .....	下沖 祐二君	農業振興課長 .....	上原 雅彦君
都市整備課長 .....	前田 勉君	環境水道課長 .....	西畑 博文君
教育課長 .....	福永 朋宏君	会計課長 .....	島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

#### 日程第1. 追加議案第80号の取扱いについて

○議長（福田 新一君） 日程第1、追加議案第80号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

昨日9月16日、議会運営委員会を開催し、追加提案されます議案第80号について協議いたしました。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、議案第80号につきましては、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決定いたしました。

なお、さきの全員協議会で報告したように、今回の審議は新型コロナ蔓延防止の観点から、一つの委員長報告ごとに質疑討論を行い、反対討論がないものについては一括して採決を行うことといたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） お諮りします。本日追加提案されます議案第80号については、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案第80号については、委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決しました。

それでは、これより日程を追加した議事日程表を配付しますので、しばらくの間、本会議を休憩いたします。

午前10時03分休憩

-----  
午前10時04分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----  
**日程第2. 総務産業常任委員長報告**

○議長（福田 新一君） 日程第2、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務産業常任委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。

総務産業常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第61号、62号、63号、64号、73号、74号、75号及び76号の8件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第61号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額4,234万7,703円、歳出決算額4,217万8,298円、歳入歳出差引額16万9,405円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第62号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額3,862万8,494円、歳出決算額3,842万2,823円、歳入歳出差引額20万5,671円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第63号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額8億4,618万2,656円、歳出決算額8億2,869万7,768円、歳入歳出差引額1,748万4,888円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第64号「令和2年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、収益的収入4億3,302万9,067円、収益的支出3億4,933万3,847円、歳入歳出差引額

8,369万5,220円、消費税抜きの当年度純利益は7,379万9,287円です。

また、資本的収入1,455万7,962円、資本的支出2億1,806万6,985円で、不足する額2億350万9,023円は、当年度分損益勘定留保資金1億4,805万4,005円等で補填するものです。

次に、剰余金の処分案の1億2,030万6,630円は、減災積立金2,700万円、建設改良積立金2,500万円、自己資本金積立金6,700万円に積み立て、処分後の残の70万5,822円を繰越利益剰余金とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

議案第73号「令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

歳入歳出予算の総額4,168万円に、歳入歳出それぞれ16万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,184万8,000円としようとするものです。

歳入は前年度の繰越金で、歳出は一般会計繰出金です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号「令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

歳入歳出予算の総額3,984万8,000円に、歳入歳出それぞれ179万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,164万7,000円としようとするものです。

歳入は一般会計繰入金159万5,000円、前年度繰越金20万4,000円です。歳出の主なものは、工事請負費159万5,000円で一般会計繰出金20万5,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第75号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について説明します。

歳入歳出予算の総額8億5,627万3,000円に、歳入歳出それぞれ1,136万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,764万円にしようとするものです。

歳入は一般会計繰入金925万円、前年度繰越金211万7,000円です。歳出の主なものは委託料2,775万円、一般会計繰出金211万8,000円です。委託料の2,775万円は、県道財部庄内安久線530メートルを開削工事から推進工事に変更することに伴う事業実施設計委託料です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第76号「町道路線の廃止について」、町営蓼池団地の用途廃止に伴う町道蓼池41号線を廃止しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会の説明を終わります。

---

**日程第3. 質疑・討論・採決（議案第61号から議案第64号及び議案第73号から議案第76号までの8議案）**

○議長（福田 新一君） 日程第3、議案第61号から議案第64号及び議案第73号から議案第76号までを議題として質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑につきましては、ただいまの総務産業常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議案につき1人3回以内となっております。総務産業常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ないようですので、総務産業常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。まず、議案第61号から議案第63号までの決算認定3件を一括して採決します。本件は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号「令和2年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、採決を行います。本件は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第73号から議案第76号までの補正予算4件を一括して採決します。本件は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4. 文教厚生常任委員長報告

○議長（福田 新一君） 日程第4、文教厚生常任委員長報告を行います。

文教厚生常任委員長。

[文教厚生常任委員長 堀内 和義君 登壇]

○文教厚生常任委員長（堀内 和義君） おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第57号、58号、59号、60号、65号、66号、67号、69号、70号、71号、72号の計11件です。以下、案件ごとに説明をいたします。

議案第57号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算額29億997万9,967円、歳出決算額27億1,391万3,544円、翌年度繰越額1億9,606万6,423円とするものであります。

審査の過程において、歳入の中で不納欠損額が236万3,500円発生しております。その理由として、亡くなられた方、所在不明者、生活困窮者、倒産、外国籍の帰国者等で徴収不能であるとの回答を得ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第58号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算額2億8,793万6,830円、歳出決算額2億8,659万6,123円、翌年度繰越額134万707円とするものであります。

審査の経過において、1人当たりの医療費については、県内26市町村中、高い順に第7位、前年度は3位で若干の改善が見られますが、なお高い傾向にあります。理由としては、生活習慣病関連の罹患者が多く、医療機関も充実しており通院しやすい環境にあることが挙げられます。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第59号「令和2年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算額24億2,300万9,982円、歳出決算額22億6,501万3,231円、翌年度繰越額1億5,799万6,751円とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第60号「令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算額1,526万7,566円、歳出決算額1,269万1,158円、翌年度繰越額257万6,408円とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第65号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案は、個人番号通知カードが、令和2年5月25日に廃止されたことに伴い、再交付項目の削除及び個人番号カード発行に関わる手数料徴収事務が、令和3年9月1日より市町村から地方公共団体情報システム機構へ変更されることから、該当項目を削除するため、条例の改正を行うものであります。また、庁舎内に多機能端末を設置し、コピー等ができるようにするため、条例の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第66号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」、本案は、三股町個人番号カードを利用した多機能端末による証明書等の交付を行うため、条例の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第67号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録事務の改正並びに三股町個人番号カードを利用した多機能端末による証明書等の交付を行うため、条例の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第69号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、予算の総額28億9,521万8,000円に、歳入歳出8,179万1,000円を追加し、総額を29億7,700万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、令和2年度収支決算により繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、令和2年度国保事業費等精算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第70号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、予算の総額3億902万1,000円に、歳入歳出86万7,000円を追加し、総額を3億988万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を減額し、令和2年度収支決算による繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計の繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第71号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、予算の総額23億447万2,000円に、歳入歳出1億5,802万9,000円を追加し、総額を24億6,250万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、令和2年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金及び国県支払基金、一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。



慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第72号「令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は、予算の総額1,491万4,000円に、歳入歳出257万5,000円を追加し、総額を1,748万9,000円とするものであります。

歳入については、令和2年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の審査報告を終わります。

---

**日程第5. 質疑・討論・採決（議案第57号から議案第60号、議案第65号から議案第67号及び議案第69号から議案第72号までの11議案）**

○議長（福田 新一君） 日程第5、議案第57号から議案第60号、議案第65号から議案第67号及び議案第69号から議案第72号までを議題として、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑につきましては、ただいまの文教厚生常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は1議案につき1人3回以内となっております。文教厚生常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ないようですので、文教厚生常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号57号「三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論をいたします。

国民健康保険は、自営業者、年金生活者が主に加入している保険制度ですが、今や所得に対して高過ぎる保険料となっております。また、18歳未満の子供の均等割や高齢者支援分が徴収され、子供が多い人は本当に高額な保険料で大変です。国庫補助金を増やし、子供の均等割、高齢者支援金分はなくすべきだと考えますので反対いたします。

以上、終わります。

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

議案第57号につきましては、異議があるようですから、起立によって採決します。本件は、

文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 新一君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号から議案第60号までの決算認定3件を一括して採決いたします。本件は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号58号「三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論をいたします。

この制度が始まったときは、70歳以上の人の医療費は1割負担だったのが、平成30年から2割になりました。高齢になれば病気にかかりやすくなります。年金はあまり上がらないのに保険料や医療費が上がり、高齢者の生活は年々苦しくなっております。国からの交付金、補助金増額を求めたいと思います。

以上、反対討論を終わります。

○議長（福田 新一君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福田 新一君） 討論もないので、まず、議案第58号につきましては、異議があるようですから、起立によって採決します。本件は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 新一君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり認定されました。

一旦休憩します。

午前10時29分休憩

-----  
午前10時30分再開

○議長（福田 新一君） 再開します。

ほかに反対討論はありますか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号59号「令和2年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論をいたします。

低所得者の負担軽減として、昨年消費税が10%に引き上げに伴い、市町村非課税世帯を対象とした保険料負担の軽減がわずかですが実施されました。

介護保険が導入されて20年、保険料は年金で天引き、いざ介護が必要となったときは十分なサービスが受けられないような今程度になっております。国民年金だけの人では、高い利用料が

払われないといって、自宅で介護をされている方も多数おられます。「保険あって介護なし」と指摘してきましたが、今まさに要支援の方々を保険給付の対象から追い出すという大改悪を実行しております。

また、高すぎる利用料です。介護施設の食費、居住費を自己負担にするという改悪を実行し、また、所得が一定額を超える人には、利用料2割、3割負担としております。

このような介護保険制度に対して反対いたします。

以上、終わります。

○議長（福田 新一君） 上西議員、最初、議運委員長から説明があった方法とちょっと今異なっていますけれども、今回まではそれでいきます。

議案第59号につきましては、異議があるようですから、起立により採決します。本件は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 新一君） 起立多数であります。本件は、原案のとおり認定されました。

議案第60号、これについての文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号から議案第67号までの条例改正3件及び議案第69号から議案第72号までの補正予算4件を一括して採決します。文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 一般会計予算・決算常任委員長報告

○議長（福田 新一君） 日程第6、一般会計予算・決算常任委員長報告を行います。

一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（内村 立吉君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第55号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第3号））」についてのほか2議案であります。以下、議案事に説明させていただきます。

議案第55号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第3号）」）、本案は、予算の総額110億840万9,000円に、歳入歳出8,307万6,000円を追加し、予算の総額を110億9,148万5,000円としたものであります。

歳入の主なものとして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金を増額補正したものであります。

歳出の主なものとして、集団接種会場設営等、第4期三股町時間短縮要請協力金等の増額補正をしたものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものといたしました。

議案第56号「令和2年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算額143億7,407万4,720円、歳出決算額139億4,026万3,678円、翌年度繰越額4億3,381万1,042円となり、剰余金を持つての決算となり、各課よりこれらの議案について説明を受けました。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第68号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第4号）」、本案は、予算の総額110億9,148万5,000円に、歳入歳出それぞれ3億8,050万7,000円を追加し、予算の総額を114億7,199万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県産農畜水産物学校給食提供事業費補助金などを増減額するものであります。

歳出の主なものとして、三股駅バリアフリー化事業費、都城市へ返還する衛生センター負担金前年度精算金などを増減額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

それから、委員会の審査の中で、「全員来たばかりなので分かりません」という課長の返答がありました。そこは「前任者に確認を取ります」もしくは「調べて返答いたします」など、質問に真摯に向き合う姿勢が必要だという委員会としての意見を付け加え、以上で委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第7. 質疑・討論・採決（議案第55号、議案第56号及び議案第68号の3議案）

○議長（福田 新一君） 日程第7、議案第55号、議案第56号及び議案第68号を議題として質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑につきましては、ただいまの一般会計予算・決算常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。一般会計予算・決算常任委員長報告に対する委員長への

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ないようですので、一般会計予算・決算常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 「令和2年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論をいたします。

令和2年度はコロナ対策に追われた年でした。コロナ感染の影響で、雇用、営業、暮らしが大きく落ち込みました。飲食業者の自粛、また失業者も増え、多重債務などに苦しむ人が多数生まれました。

そういった人々に対して、町は生活困窮者自立支援事業や地域自殺対策強化事業などの予算を組み、悩みを抱える人を相談に結びつけることなど、よい政策を多数行ってきました。

コロナ対策でも、児童生徒たちへ図書カードを贈ったり、食事券を贈ったり、また県外に出ている学生支援のために、本町の特産品を詰め合わせた品物を贈ったりして喜ばれました。

こういうことは大いに賛成する決算なのですが、国からの政策で、コロナ対策に名を借りた不要不急の便乗決算が目につきます。その最たるものがマイナンバーカードの普及促進です。カード取得者に対して、プレミアム率25%のポイントをつけることまでしてカード交付を無理やり普及させ、本町でも約半数の方がマイナンバーカードをつくりました。

コロナの影響で国民が大変な思いをしているときに、カード普及を無理やりに押し付けていると思います。町としての施策は大いに評価しますが、国からの政策であるデジタル推進を無理やり押し付ける決算がありますので、反対いたします。

以上、終わります。

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。まず、議案第55号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第3号）」の採決を行います。本件は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように……。休憩。

午前10時42分休憩

-----  
午前10時43分再開

○議長（福田 新一君） 再開いたします。

それでは、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、議案第55号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第56号につきましては、異議があるようですから、起立により採決します。本件は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 新一君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について採決を行います。本件は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 質疑・討論・採決（議案第77号から議案第79号及び諮問第2号）

○議長（福田 新一君） 日程第8、議案第77号から議案第79号及び諮問第2号の質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑は、会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力の方よろしくお願いいたします。

まず、議案第77号「財産の取得について（多機能端末機（J-LIS対応自動証明書交付機）購入）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もありませんので、これで質疑を終結します。

次に討論を行います。反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

採決を行います。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もありませんので、質疑を終結します。

討論を行います。反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、討論を終結します。

採決を行います。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第79号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑がありませんので終結します。

これより討論を行います。反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もありませんので、討論を終結します。

採決を行います。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑がないので、質疑を終結します。

これより討論を行います。反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もありませんので、討論を終結します。

これより採決を行います。本件は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり適任とされました。

---

### 追加日程第1. 議案第80号上程

○議長（福田 新一君） 追加日程第1、議案第80号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、宮崎県独自の緊急事態宣言により影響を受けている中小事業者等に対する支援金と新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町外在住の本町出身学生を支援するとともに、地元業者の支援を目的として、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額114億7,199万2,000円に歳入歳出それぞれ2,020万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,219万6,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援2,020万4,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費は、ふるさと三股町外学生応援事業委託料713万9,000円を増額補正するものであります。

商工費は、中小企業者等支援金2,200万円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 新一君） ここで補足説明があれば許します。企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 補足説明をさせていただきます。

本日、皆様方には、プリント1枚お配りしておりますので、これに沿って説明をさせていただ



きます。

初めに、商工振興費の補正予算についてですけれども、1番です。三股町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援金についてでございますけれども、こちらについては、先ほど町長から説明がございましたとおり、この緊急事態宣言の影響を受けまして売上高が減少した事業者に対して、町独自の支援金として10万円を給付するものでございます。

支給対象者でございますが、町内に店舗、事業所を有する中小企業者等、または町内に事業所または住民登録のある個人事業主ということで設定いたしました。

この※印の部分ですけれども、ただし、営業時間の短縮要請に係る協力金を受給した飲食店を除くということにいたしております。こちらは、県の緊急事態宣言を受けまして、8月14日から9月30日までの期間、この協力金を受給した飲食店ということになります。

次に、三股町または都城市の飲食店関連事業者等、支援金を受給した事業者を除くということです。こちらについては、20万円受給するというので、今都城も三股町も行っているものでございます。

次に、県が実施する飲食関連事業者等支援金及び県内事業者緊急支援金の受給者の申請は可能、これは重複で受給ができるということです。

いずれにしても、この※印の部分は、8月27日に全協で具体的な中身は説明しておりますので、内容については説明は割愛させていただきます。

支給要件についてですが、以下のいずれも満たす者ということで、令和3年8月、または9月の売上高が前年または前々年同月に比べ20%以上減少していること、次に、前年または前々年の年間売上高が80万円以上であることということです。こちらにつきましては、飲食店関連事業者等支援給付金に条件を合わせております。

実施時期ですけれども、本年の10月から11月を予定しております。

予算額につきましては、2,310万円ということです。内訳については220事業所を想定しております。あと事務費について110万円ということで計上いたしました。

続きまして、企画費の部分についてですけれども、ふるさと三股町外学生応援事業ということです。

こちらにつきましては、目的ですけれども、このコロナ感染の影響を受けまして、本町出身で町外在住の学生にふるさと三股から本町の特産品などを贈り、学生を応援するとともに、新型コロナウイルスの影響を受けている地元事業者の支援を行うということを目的にいたしております。

申込対象者といたしましては、以下のいずれも満たす者ということで、2つ要件を定めました。町外、海外は除くということですが、町外の高校、専修学校、短期大学、大学、大学院、予備校などに在学し、申込時に町外に居住していることということです。また、保護者の住民登録が三

股町内であること、2つの要件を満たすということが条件となります。

実施時期ですけれども、本年10月から11月を予定しております。

予算についてですが、応援費について2万2,024円の300件ということで予定しております。配送料が53万1,000円、合計いたしまして713万9,000円ということで予算計上いたしました。

以上、説明を終わります。

---

## 追加日程第2. 質疑・討論・採決（議案第80号）

○議長（福田 新一君） 追加日程第2、議案第80号の質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑は、会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力の方お願いいたします。

それでは、議案第80号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、提案された議案80号ですけれども、ふるさと三股学生応援事業、みまちはあと便ですか、これの申込対象者について、アとイがあるわけですが、例えば、三股町に在住している学生で、例えば南九州大学とかですね、いらっしゃると思うんですね、単身赴任ですか、よそからという意味です。三股町に今これは親が主体になって子供がよそに行っているという逆のパターンですね。こういうのは議論になったやならずやというのをお願いをします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） それにつきましては議論いたしました。

前回のこの学生応援事業は、今、指宿議員がご指摘ありましたところも対象ということでしております。ただ今回の場合は三股町ということで、三股町に住んでいてよそに行ったというところに重きを置いて実施していこうということで、検討段階で、前回のそのご指摘の部分は省かせていただくということでさせていただきました。

ちなみにこの前回のそういった対象の方、23人いたということでございます。今の段階であくまでも町民というところの部分、元三股にいて、ふるさとにいて、そして出たというところに重きを置くというところで、今回は計上させていただいたところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 言葉の裏を取って申し訳ないんですけど、要するに住所設定をしていれば町民ですよ。要するによ所に親がいても、例えば住所も三股に直していますよって、学生ですよってというような人が多分そんげいっぱいいるはずはないですよ。

であれば、そこまで少し、学生は普通住所は直さない人が多いので、住所まで直している、それは町民だという形ですよね、何かそこら辺の門戸を広げるという工夫もぜひともお願いをしたいし、そんなに100人も200人も、さっき23人って言われましたかね、そういう人数ということであればぜひとも、その人たちも苦しいはずだと思うので、議論をして、もしくはこれは無理であれば、次回もしくはこれに追加する等々、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 同じくふるさと三股はあと便についてですけれども、この300件、この内訳っていうのは分かります。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） こちらにつきましては、前回実施いたしました人数を一つ基礎ということで算定いたしました。前は281人というところで、先ほど指宿議員から指摘があった部分を外しますと、そのような数字になります。これに若干増えるであろうということも加味しまして、300件というところで今回設定いたしましたところでございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 昨年と今年はメンバーが違いますよね、卒業というのがありますので、当然人数は違ってくると思うんですが、対象者が幾分違ってくるというのが一つ。

去年もお願いしたんですけれども、荷物を送るときに同封するものに挨拶状、こういう気持ちで送りますよというのを、読んで涙が出てくるような内容を考えてくださいと去年はお願いしたんですけれども、去年もまた今年も受け取る人もいるわけですから、2回目ですので、またこの同封される挨拶状についても工夫をして、全く去年と同じものではないという形のものを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） もちろん三股町、ふるさとに愛着を持ってもらいたいということも込めまして、また頑張っている学生を支援するということですので、そういった思いを込めて、文書のほうも出したいと思っております。

ちなみ昨年、SNS上でこの反響がよかったということで聞いております。ふるさとからこういったものが送ってきて、涙が出る思いだったというようなものも聞いております。そういった思い、町からの思いというのを伝えて、頑張ってそして三股に対する愛着というものを深めていただきたいし、またいずれは三股町で働きたいとか居住したいとか、そういった思いをできれば育てていきたいということで考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 去年もその後、事業報告が多分、広報みまたで出されたと思うんですけど、今年もそれをもっとバージョンアップして、こんなことをやっているんだというので、より人数を多くして、そのSNS、それに合ったものも出すことがもし可能であれば、どんどん出していただくと、ふるさとと子供たちのつながりというのが確認できると思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） できるだけそういったものも多くSNS上などでできる分については、広くお知らせしたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 2方の議員からの質疑の内容はぜひ町長、ご考慮願いたいと思います。願いというスタイルで出てきておりますのでよろしく願いいたします。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 前回、昨年度このふるさと便というような形で学生応援をいたしました。その都度、1回目、2回目、3回目、全て町長メッセージというような形で一応自分でいろいろ書かせていただいて、思いを伝えたつもりでございます。できるだけこの学生が困っていると、非常に生活が困難、また大学等も授業が再開されない、オンライン教育、そういう中でアルバイト等もできない、そういう子供たちを、学生をどうバックアップするかということで、その中で本町の特産品、こういうものがあるんですよと、知っているようで知らないという部分も結構ありますので、そういうのを伝えながら、やはり皆さんを三股町は、学生がよそで頑張っているあなたたちを応援しているんだと、そういう気持ちが伝わるようなこの内容で発信したつもりでございます。

また今回もできるだけ皆さん方の、これは行政がするもんじゃなし、町が応援しているんだというところを全面に出しながら、このまたメッセージを発信したいなというふうに思います。

先ほど指宿議員からもあったんですけども、去年はそういう形でできるだけ南九大、そちらのほうも応援したいなということで、第3弾の中に組み込みましたけれども、今回はほかの市町村もいろんな形でやっていますし、本町は特別本町に在住していたその子供たちを中心にやってみようということで今回は一応外しておりますけれども、また今後、また状況を見ながら、補正等で、この予備費等そういうのもございますので、また今後の検討課題にさせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（福田 新一君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もありませんので、討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 請願第1号及び意見書（案）第1号上程

○議長（福田 新一君） 日程第9、請願第1号及び意見書（案）第1号を一括上程いたします。

まず、請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願」の趣旨説明を求めます。上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願」です。

請願趣旨を言います。

2017年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択されました。1945年8月6日と9日、アメリカ軍が投下した2発の原子爆弾で広島、長崎の町は一瞬にして壊滅し、十数万の人々が無差別に殺傷されました。76年間苦しみ、子や孫への不安の中、生き抜いてきた被爆者にとって、条約は何よりの朗報となりました。

条約は、核兵器について壊滅的な結果をもたらす非人道的な兵器であり、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用、威嚇、全てを禁止しています。また、条約は核保有国の条約への参加への道も規定された核兵器廃絶への枠組みも示され、同時に被爆者や核実験被害者への援助も明記され、被爆国の国民の願いに応えるものとなっています。

条約は、2021年7月21日に発効しましたが、その後、批准国は増え続け、7月には55か国になりました。現在準備中の国も多く、今年度中には70か国を超えると報道されています。

しかし、アメリカの核の傘に依存している日本政府は、核兵器を持つ国と持たない国の橋渡しをすとして、核兵器禁止条約に背を向け続けています。唯一の被爆国として、核兵器廃絶のために核兵器禁止条約に参加・批准をすることを強く求めます。

県内では、宮崎市、都城市、串間市、日向市、綾町が意見書を採択しています。三股町でも国に対しての意見書を採択していただきますようにお願いいたします。

請願の内容、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」を提出してください。

以上のとおり、地方自治法124条により、請願書を提出いたします。

○議長（福田 新一君） 次に、意見書（案）第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について、提出者の趣旨説明を求めます。池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）」を、お手元に資料がありますので、趣旨のみ説明させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望するものであります。

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関連経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車の環境性能割の臨時的軽減の延長については、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設、または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源を配分すること。

以上であります。

---

#### 日程第10. 質疑・討論・採決（請願第1号及び意見書（案）第1号）

○議長（福田 新一君） 日程第10、それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号を議題として質疑を行います。質疑はありますか。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 核拡散防止条約、NPTというのがあるんですけども、今回の

その条約との違いというのは何でしょうか。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） すみません、まだちょっと後で勉強して回答といたします。今ちょっと詳しいことを答えられない。

○議長（福田 新一君） 明確な回答ができないという返答です。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） それでは質疑がありませんので、討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 反対の立場で討論いたします。

この問題は、日本の安全、国防につながる問題であります。反対の理由は3つあります。

1つは、日本を脅かす近隣の2つの核保有国が参加していないこと、これは中国と北朝鮮であります。その日本に影響のある核武装している国が参加国として入っているのであれば別ですが、中国も北朝鮮も入っていないわけです。つまり、この条約に入ることになれば、自らの立場を危うくすることにつながります。

現在は日米安全保障条約の下、日本の平和はアメリカの核の傘により守られているという現状があります。もし攻撃されたら反撃するという日米国防の基礎基盤を、その抑止力により現在の平和を維持するということが重要であります。

2つ目に、条約の内容に関してであります。

これまでの核拡散防止条約より踏み込んだ内容になっています。特に核兵器を使用する威嚇を法的に禁じる内容となっております。現在はアメリカの核の傘に入っております。もし、この条約に参加して、核に対抗しての通常兵器のみでの軍備増強となれば、もしもの場合を想定して、日本は莫大な防衛費を投じることになってしまいます。

3つ目に、この条約に批准している参加国は非核国のみであるということです。読めば理念には賛同できるわけではありますが、参加することで日本の国防に大きく支障を来すこととなります。効果が薄いということになります。

以上、反対としての意見です。

○議長（福田 新一君） ほかにありませんか。田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 私は反対の立場で討論をいたします。

確かに核兵器のない世界は目標として正しいと思います。

しかし、核廃絶に向け、核保有国と非核保有国との真の橋渡しの役割を我が国が担うべきと考えます。人類史上、唯一の被爆国である日本の重要な役割は、単に核兵器反対のプラカードを掲

げ、単独でこの条約に参加・調印・批准を図ることではなく、その歴史的な使命と責任を深く自覚し、核保有国や核依存国を含めた世界中の多くの国々に、核兵器削減及び廃止の交渉会議のテーブルにつけるよう、粘り強く働きかけを行っていくことだと思います。

以上の観点から、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願には反対いたします。

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 賛成の立場で討論をいたします。

今、橋渡しというふうに両議員からありました。参加しないで橋渡しは多分無理だろうと思っています。最終的に非核になるということであれば、自分たちも率先して、非核という形を宣言しながら条約に参加していない国々を説得する。まずは自分たちが、自分の国が、日本という国が、条約を批准する、それが最初だろうというふうに思います。

よって、賛成討論といたします。

○議長（福田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もありませんので、これより討論を終結します。

これより、採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。請願第1号は、原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 新一君） 起立少数であります。したがって、請願第1号は、不採択されました。

次に、意見書（案）第1号を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑ありません。討論に入ります。反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論はありませんので終結します。

これより、採決を行います。意見書（案）第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることとい



たします。

---

#### 日程第 1 1. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（福田 新一君） 日程第 1 1、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 4 条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めることに決定しました。

---

#### 日程第 1 2. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（福田 新一君） 日程第 1 2、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第 7 4 条の規定によって、議会広報編集について、閉会中の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中に議会広報編集活動をすることについて、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申し出のとおり、閉会中に議会広報編集活動をすることに決定しました。

---

#### 日程第 1 3. 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について

○議長（福田 新一君） 日程第 1 3、閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動についてを議題とします。

議会正常化調査特別委員長から、会議規則第 7 4 条の規定によって、本特別委員会が所管する調査等について、閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。議会正常化調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすることについて、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、議会正常化調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすることに決定しました。

---

#### 日程第14. 議会正常化調査特別委員会の経過報告について

○議長（福田 新一君） 日程第14、議会正常化調査特別委員会の経過報告を議題とします。  
議会正常化調査特別委員長。

〔議会正常化調査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会正常化調査特別委員長（指宿 秋廣君） 報告の前に修正をお願いします。2ページ目、裏になるんですかね、上から5行目です。「協議しまし」となっておりますので、「し」で「ま」と「し」を削ってほしいと思います。

それでは、三股町議会正常化調査特別委員会、以下、委員会と言いますが、から2回目の経過報告をいたします。

令和3年6月議会以降の改正や協議の主なものを報告いたします。

6月21日の6月定例議会終了後に、第4回特別委員会を開催しました。

最初に、今回の問題はどこにあったのかを全委員に意見を求め、全員からの発言がありました。今回決定した内容は、まず会議規則の一部改正で、第13章懲罰を、第13章懲罰処分要求と改正しました。その上で、懲罰動議の提出期限が3日以内と規定してあるものを、議会会期中に懲罰事犯があった場合はその議会中とし、閉会中に懲罰事犯があった場合は、その議会の開会から3日以内としました。

また、懲罰動議の文書を議会事務局に作成させることができることを新たに規定し、処分要求もこの懲罰動議に準ずると明記することにしました。

法的に制約の多い出席停止の期間の規定を明確化しました。

以上が決定した内容です。

次に、協議した内容は、1点目、パワハラの声の開示についてです。これについては、音声のみでも個人情報のために本人の同意が必要とのことで、開示に至りませんでした。

2点目、三股町議会ハラスメント根絶条例の草案を提出し、協議しました。

3点目、議長の権限について、議長権限の制限を申合せ事項に加えることの草案を提出し、協議しました。

第5回特別委員会は、7月7日に開催しました。

決定した内容は、1点目、全員協議会の規定の一部改正です。改正内容は、全員協議会での表決を要する議題については、事前に議会運営委員会の了承を得なければならないとし、議員と事務局職員の着座の意思についても規定を新たに設けました。

2点目、議員の3役である議長、副議長、監査委員の申合せ事項に、任期2年と明記することになりました。

3点目、議長の権限について、議長権限の制限を申合せ事項に加えることにしました。

また、協議した内容は、1点目、前議会事務局長への事情聴取を行った上で協議をしました。

2点目、行政不服審査法による審決の流れの研修を行いました。

第6回特別委員会は、7月26日に開催しました。

協議内容については、1点目、副町長への事情聴取を行いました。

2点目、行政不服審査法による弁明書の確認をしました。

3点目、三股町議会ハラスメント根絶条例か規則等で制定するかについて協議し、次回の第7回特別委員会で確認することにしました。

第7回特別委員会は、8月27日に開催しました。

協議した内容は、三股町議会ハラスメント根絶条例を、令和3年12月定例議会への上程をすることを決定しました。

協議した内容は、1点目、議会事務局より行政不服審査の現在までの進捗状況の報告があり、質疑等があり、意見交換をしました。

2点目、今までの結論に至った事項の再確認をいたしました。

なお、次回、第8回特別委員会は、9月29日に予定しています。

議員全員の特別委員会へのご協力に感謝し、2回目の議会正常化調査特別委員会の経過報告といたします。

---

#### 日程第15. 議員派遣の件について

○議長（福田 新一君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、宮崎県町村議長会臨時総会ほか研修等に、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、それにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他

の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時28分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時35分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----  
○議長（福田 新一君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和3年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時35分閉会  
-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福田 新一

署名議員 堀内 義郎

署名議員 上西 祐子